

資料1-18

Doc. No. L5-95KV253 R12

発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の 型式指定申請

規則への適合性について

2023.4.3

三菱重工業株式会社

枠囲いの内容は商業機密のため、非公開とします。

1. 技術基準規則への適合性概要	…2
2. 技術基準規則への適合性(5条)	…4
3. 技術基準規則への適合性(6条)	…9
4. 技術基準規則への適合性(7条)	…15
5. 技術基準規則への適合性(17条)	…21
6. 技術基準規則への適合性(26条)	…23
7. 外運搬規則への適合性	…58
8. 品質管理基準規則への適合性	…93
9. 指摘事項リスト	…100
10. 指摘事項への回答	…103

1. 技術基準規則への適合性概要

● 技術基準規則への適合性概要

技術基準規則		特定兼用キャスクの安全機能				構造強度	長期健全性
		臨界防止	遮蔽	除熱	閉じ込め		
第5条	地震による損傷の防止	—	—	—	—	○	—
第6条	津波による損傷の防止	—	—	—	—	○	—
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)	—	—	—	—	○	—
第17条	材料及び構造	—	—	—	—	○	—
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	○	○	○	○	○	○

(注) ○ : 基本設計方針に基づき、規則適合性として安全評価結果等を説明する項目

条	項目	安全評価説明事項(摘要)	評価方法・解析コード
5条	地震	告示地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを、構造強度評価(応力評価等)により示す。	ABAQUS及び構造公式
6条	津波	告示津波による津波荷重に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを、構造強度評価(応力評価)により示す。	
7条	竜巻	告示竜巻による竜巻荷重に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを、構造強度評価(応力評価)により示す。	
17条	構造強度	クラス3容器として十分な構造及び強度を有することを示す。	構造公式
26条	臨界防止	乾燥状態及び冠水状態における臨界評価により、中性子実効増倍率は0.95を下回ることから臨界に達するおそれがないことを示す。	SCALE6.2.1(KENO-VI)
	遮蔽	使用済燃料を線源とした遮蔽評価により、通常貯蔵時の特定兼用キャスク表面の線量当量率が2 mSv/h以下、及び表面から1m離れた位置における線量当量率が100 μSv/h以下となることを示す。	線源強度: ORIGIN2 線量当量率: MCNP5
	除熱	使用済燃料を熱源とした除熱評価により、貯蔵状態の燃料被覆管及び特定兼用キャスクの構成部材の温度が健全性を維持できる温度以下となることから崩壊熱を適切に除去できることを示す。	崩壊熱量: ORIGIN2 温度: ABAQUS
	閉じ込め	金属ガスケットの漏えい率が設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク内部を負圧に維持できる性能(基準漏えい率)以上であることから放射性物質を適切に閉じ込めることを示す。	閉じ込め評価式
	長期健全性	使用環境における温度、放射線照射、腐食に係る長期健全性評価により、適切な材料・構造であること、及び使用済燃料被覆管の著しい腐食又は変形を防止できることを示す。	文献・試験データによる確認
	構造強度	安全機能を担保する強度部材が十分な構造強度を有することを示す。	ABAQUS及び構造公式

1. 技術基準規則への適合性概要

● 安全評価における型式証明での説明事項との差異

型式証明における設計方針の妥当性見直し説明において実施した安全評価方法及び評価条件との差異を下表に示す。

条	項目	評価方法・解析コード		安全評価における型式証明での評価条件からの差異
		型式指定	型式証明	
5条	地震	ABAQUS及び構造公式	構造公式 (簡易評価)	型式証明では詳細評価を行っておらず、型式指定申請において詳細評価結果を示す。
6条	津波			
7条	竜巻			
17条	構造強度	構造公式		(型式証明では未説明)
26条	臨界防止	SCALE6.2.1(KENO-VI)	左記と同じ	評価条件に差異なし(同一の安全評価)
	遮蔽	線源強度:ORIGEN2	左記と同じ	評価条件に差異なし(同一の線源強度)
		線量当量率:MCNP5	MCNP5及びDOT3.5	以下の条件見直しにより遮蔽解析結果に差異あり。 ・解析モデルにおいて保守的に貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体を無視。
	除熱	崩壊熱量:ORIGEN2	左記と同じ	評価条件に差異なし(同一の崩壊熱量)
		温度:ABAQUS	左記と同じ	以下の条件見直しにより除熱解析結果に差異あり。 ・貯蔵用三次蓋の詳細設計構造を適用。 ・型式証明では、屋外貯蔵時を代表条件としていたが、型式指定の条件である貯蔵建屋内貯蔵時の条件とする。
	閉じ込め	閉じ込め評価式	左記と同じ	特定兼用キャスク本体内部温度について、上記除熱解析結果を反映
	長期健全性	文献・試験データによる確認	左記と同じ	特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料の温度について、上記除熱解析結果を反映
	構造強度	ABAQUS及び構造公式	構造公式 (簡易評価)	型式証明では詳細評価を行っておらず、型式指定申請において詳細評価結果を示す。

2. 技術基準規則への適合性(5条)

地震による損傷の防止(第5条第5項)

《規則要求》

兼用キャスクは、設置許可基準規則第4条第6項に規定する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

基本設計方針

- MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、告示地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で横置きに設置する設計とする。
- MSF-24P(S)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と上記の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する部位は、おおむね弾性状態に留まるようにし、臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、弾性状態に留まるように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。

安全評価

- 原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601)(以下「JEAG4601」という。)に基づき、設計用地震力による荷重(水平2300Gal及び鉛直1600Gal)と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した荷重条件に対し、特定兼用キャスク(耐震Sクラス)の安全機能を担保する構成部位は十分な構造強度を有しており、地震時において安全機能が維持されることを確認した。

評価部位	適用規格等		備考
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	金属キャスク 構造規格 (供用状態D)	密封容器	評価部位に対する適用規格等は、伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置工事に係る設計及び工事計画認可申請(原規規発第2107076号 令和3年7月7日認可)(以下「先行設工認」という。)における使用済燃料乾式貯蔵容器と同じである。
トランニオン		トランニオン	
外筒・下部端板・中性子遮蔽材カバー		中間胴	
バスケットプレート	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DP C17001)を受けた評価方法(供用状態D) ^(注)		
伝熱フィン	—(破断しないこと)		

(注) バスケットプレートには、(一社)日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 JSME S FA1-2007」(以下「金属キャスク構造規格」という。)に規定される材料を用いておらず、型式設計特定容器等の型式の指定を受けた材料と同じ材料を使用する。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- 地震時に貯蔵施設における周辺施設等からの波及的影響によりMSF-24P(S)型の安全機能が損なわれないこと。

2. 技術基準規則への適合性(5条)

● 審査ガイドの要求事項(1/2)

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の設計への考慮を下表に示す。

これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.7~8に示す。

項目	要求事項(確認内容)		設計における考慮
考慮する自然現象の設定方針	地震力	第6項地震力として①兼用キャスク告示で定める地震力又は②基準地震動による地震力を適用していること。	兼用キャスク告示で定める加速度(水平2300Gal、鉛直1600Gal)による地震力に対して特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。
基本方針	安全機能維持	兼用キャスクを基礎等に固定しない場合、兼用キャスク告示で定める加速度による地震力に対して安全機能が維持される設計であること。	(型式指定申請の範囲外)
	波及的影響及び周辺斜面の影響	周辺施設からの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。また、設置位置周辺の斜面が安全機能に影響を及ぼす可能性について判断すること。	
荷重及び荷重の組合せ	地震力以外の荷重	兼用キャスクに作用する地震力以外の荷重は安全上適切と認められる規格等に基づいて、貯蔵時に想定される荷重を考慮していること。	耐震性評価は、JEAG4601に基づき、設計用地震力による荷重と地震力以外の荷重として、貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵時の状態に作用する荷重を組合せて実施している。
	荷重の組み合わせ	耐震性評価を行う際、JEAG等の安全上適切と認められる規格等を参考に、兼用キャスクの設置方法に応じて、兼用キャスクに作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせていること。	
	転倒等	転倒等を想定する場合は、転倒等による荷重と同時に想定されるその他の荷重とを組み合わせた評価を行っている。	(型式指定申請の範囲外)

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

2. 技術基準規則への適合性(5条)

● 審査ガイドの要求事項(2/2)

項目	要求事項(確認内容)		設計における考慮
許容限界	兼用キャスクの許容限界は、安全上適切と認められる規格等に基づき設定すること。また、密封境界部がおおむね弾性範囲となる許容限界としていること。臨界防止機能をバスケットで担保している場合、バスケットが臨界防止上有意な変形を起こさない許容限界としていること。		許容限界は、金属キャスク構造規格の適用部材の分類に応じた供用状態Dの許容基準を適用している。金属キャスク構造規格における密封境界部の供用状態Dの許容応力は弾性範囲内である。臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DPC17001)を受けたバスケットプレート材料における供用状態Dの設計基準を許容限界とするとともに、弾性範囲内に留まることを確認している。
静的解析及び地震応答解析	解析モデル及び解析手法	静的解析又は地震応答解析に用いる解析モデル及び解析手法は、JEAG4601の規定を参考に設定していること。	耐震性評価は、静的震度(兼用キャスク告示で定める加速度)に基づき算定した地震力を使用し、静的解析により実施している。地震力は、水平地震力及び鉛直地震力を同時に不利な方向の組合せで作用させている。
	地震力の組合せ	静的解析において、兼用キャスク告示で定める地震力を用いる場合の水平地震力及び鉛直地震力については同時に不利な方向の組合せで作用させること。	
耐震性評価	応力評価及び疲労評価	<ul style="list-style-type: none"> 兼用キャスクの耐震性を評価する上で必要な箇所を評価対象部位として選定し、安全上適切と認められる規格等の規定を参考に、当該評価対象部位の応力評価及び疲労評価を行っていること。 地震力とそれ以外の荷重を組み合わせ、その結果得られる応力等が前記許容限界を超えていないこと。 密封境界部以外の部位は、前記の荷重により塑性ひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に対して十分な余裕を有すること。 兼用キャスクの臨界防止機能をバスケットで担保しており、兼用キャスクの転倒又は衝突、貯蔵建屋の天井の落下等によりバスケットに塑性変形が生ずる場合は、バスケットの形状及び使用済燃料の状態を考慮しても未臨界が維持されること。 	耐震性評価におけるMSF-24P(S)型の安全機能の維持は、設計用地震力及び地震力以外の荷重に対して、特定兼用キャスクの構造強度の確保を基本とし、特定兼用キャスクに上記の荷重が作用した場合に特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位に生じる応力等を前述の許容限界以下とすることで構造強度を確保する。応力評価及び疲労評価は、金属キャスク構造規格の供用状態Dの規定に基づいている。上記に基づく耐震性評価の結果、MSF-24P(S)型の各部材が地震時に十分な構造強度を有しており、安全機能が維持されることを確認している。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

2. 技術基準規則への適合性(5条)

● 地震力に対する安全評価について

(1) 地震力に対する安全評価方法

MSF-24P(S)型の安全機能の維持は、設計用地震力及び地震力以外の荷重に対して、特定兼用キャスクの構造強度の確保を基本とし、特定兼用キャスクに上記荷重が作用した場合に安全機能を担保する部位に生じる応力等を許容限界以下とすることで構造強度を確保する。

評価部位	設計用地震力	地震力以外の荷重	適用規格等		評価方法	許容限界	
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト・カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	兼用キャスク告示で定める加速度による地震力 ^(注2) ・水平2300Gal ・鉛直1600Gal	貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に作用する荷重(圧力荷重、機械的荷重、熱荷重)及び自重	金属キャスク構造規格	密封容器	ABAQUSコード及び構造公式	供用状態Dの許容基準 ^(注3)	
トランニオン ^(注1)				トランニオン	応力評価式		
外筒・下部端板・蓋部中性子遮蔽材カバー・底部中性子遮蔽材カバー				中間胴	ABAQUSコード		
バスケットプレート					使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DPC17001)を受けた評価方法	応力評価式	供用状態Dの許容基準及び弾性範囲内
伝熱フィン					—	応力評価式	破断しないこと

(注1)地震力によりトランニオンの構造健全性が維持され、MSF-24P(S)型が貯蔵架台に設置された状態を維持することを示すために評価を行う。

(注2)地震力は、静的震度(加速度)に基づき算定した地震力を使用する。また、地震力は、水平地震力及び鉛直地震力を同時に不利な方向の組合せで作用させる。

(注3)金属キャスク構造規格の密封境界部(密封シール部及び密封蓋ボルト)の許容応力は弾性範囲内である。

2. 技術基準規則への適合性(5条)

● 地震力に対する安全評価について

(2) 応力解析に用いる解析コード

地震力に対する安全評価では、密封容器のうち、胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋及び二次蓋ボルト、並びに中間胴として評価する外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析にABAQUSを使用している。ABAQUSは、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデルを用いた落下試験により検証され適用性を確認している。また、このコードは、技術的な特殊性、新規性はなく、許認可で実績があるコードである。

(3) 評価結果

各部位の応力等は、金属キャスク構造規格等に規定される許容基準を満足していることを確認した。

① 応力評価

(単位:MPa)

部位 ^(注)	応力分類	計算値	許容基準値
一次蓋	一次+二次応力	23	372
二次蓋	膜+曲げ(一次)	30	377
胴(シール部)	一次+二次応力	82	185
胴	一次+二次応力	33	366
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	81	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	400	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	460	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	4	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	169	842
上部トランニオン	支圧(一次+二次)	105	377
下部トランニオン	支圧(一次+二次)	195	377
外筒	曲げ(一次)	65	280
下部端板	座屈(一次+二次)	42	205
蓋部中性子遮蔽材カバー	座屈(一次+二次)	17	235
底部中性子遮蔽材カバー	座屈(一次+二次)	47	205
バスケットプレート	圧縮	2	66
伝熱フィン	せん断	1	116

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。

② 疲労評価

(単位:—)

部位 ^(注)	疲労累積係数	許容基準値
一次蓋ボルト	0.0358	1
二次蓋ボルト	0.0467	1
カバープレートボルト	0.0134	1

(注)密封容器のうち、その他部位は疲労解析不要の条件を満足するため疲労評価不要である。



密封容器及び外筒等の
応力解析モデル

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位に生じる応力が金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足しており、十分な構造強度を有していることから、安全機能が維持される。したがって、地震による損傷の防止に係る要求事項に適合している。

3. 技術基準規則への適合性(6条)

津波による損傷の防止(第6条第2項)

《規則要求》

兼用キャスク及びその周辺施設が設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

基本設計方針

- MSF-24P(S)型は、告示津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する部位は、おおむね弾性状態に留まるようにし、臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、弾性状態に留まるように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。

安全評価

- 「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」に基づき、津波荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮した荷重条件に対し、特定兼用キャスクの安全機能を担保する構成部位は十分な構造強度を有しており、津波荷重作用時に特定兼用キャスクの安全機能が維持されることを確認した。

評価部位	適用規格等		備考
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	金属キャスク 構造規格 (供用状態D)	密封容器	評価部位に対する適用規格等は、地震による損傷の防止(第5条第5項)と同じである。 津波荷重として衝撃荷重が作用すること、及び基本設計方針に示す許容限界を踏まえ、金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を許容限界として設定。
外筒・下部端板・中性子遮蔽材カバー		中間胴	
バスケットプレート	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DP C17001)を受けた評価方法(供用状態D) ^(注)		
伝熱フィン	—(破断しないこと)		

(注) バスケットプレートには、金属キャスク構造規格に規定される材料を用いておらず、型式設計特定容器等の型式の指定を受けた材料と同じ材料を使用する。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- なし

3. 技術基準規則への適合性(6条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の設計への考慮を下表に示す。
これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.11～14に示す。

項目	要求事項(確認事項又は確認内容)		設計における考慮
考慮する自然現象の設定方針	津波による作用力	津波として、①兼用キャスク告示で定める津波による作用力又は②基準津波による作用力を適用していること。	津波がMSF-24P(S)型の設置位置へ遡上することを前提として、兼用キャスク告示で定める津波による作用力(*)に対して特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。 (*) 算出条件…浸水深:10m、流速:20m/s、漂流物質量:100t
基本方針	安全機能維持	兼用キャスクは、津波による作用力に対して安全機能が維持されること。兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合は、津波が兼用キャスクの設置位置へ遡上することを前提とした評価が行われていること。	
設計・評価の方針	荷重の組合せ	兼用キャスクの評価において保守的な荷重の作用及び組合せを設定すること。	浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重が同時に作用することに加え、津波荷重以外の荷重として、常時作用する荷重(自重)及び運転時の状態で作用する荷重(供用中に作用する荷重)を組み合わせ、特定兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置へ作用させている。
	津波荷重の組合せ	考慮する荷重は、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を基本とし、それぞれの荷重については、兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置に作用させること。	
	津波波力及び漂流物衝突荷重	津波波力及び漂流物荷重は以下の指針等を参考に設定することができる。 ・津波波力(津波波圧) 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針 ・漂流物衝突荷重 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	
	評価方法	津波荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行われていること。	
			津波波力は、東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針、漂流物衝突荷重は、道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)に基づき設定している。
			津波荷重及びその他考慮すべき荷重の組合せに対する特定兼用キャスクの評価は、FEM解析及び応力評価式による応力評価により実施している。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

3. 技術基準規則への適合性(6条)

● 津波による作用力に対する安全評価について

(1) 津波による作用力に対する安全評価方法

MSF-24P(S)型の安全機能の維持は、津波荷重及びその他考慮すべき荷重の組合せを考慮し、特定兼用キャスクの構造強度の確保を基本とする。特定兼用キャスクに上記荷重が作用した場合に安全機能を担保する部位に生じる応力を許容限界以下とすることで構造強度を確保する。

評価部位	津波荷重	津波荷重以外の荷重	適用規格等		評価方法	許容限界
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト・カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	兼用キャスク告示で定める津波による作用力 ^(注1) ・浸水深: 10m ・流速: 20m/s ・漂流物質量: 100t	貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に作用する荷重(圧力荷重、機械的荷重、熱荷重)及び自重	金属キャスク構造規格	密封容器	ABAQUSコード及び応力評価式	供用状態Dの許容基準 ^(注2)
外筒・下部端板・蓋部中性子遮蔽材カバー・底部中性子遮蔽材カバー				中間胴		
バスケットプレート			使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DPC17001)を受けた評価方法	応力評価式	供用状態Dの許容基準及び弾性範囲内	
伝熱フィン			—	応力評価式	破断しないこと	

(注1) 浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を同時に作用させる。津波荷重は、評価上最も厳しくなる位置へ作用させる。

(注2) 金属キャスク構造規格の密封境界部(密封シール部及び密封蓋ボルト)の許容応力は弾性範囲内である。



3. 技術基準規則への適合性(6条)

● 津波による作用力に対する安全評価について

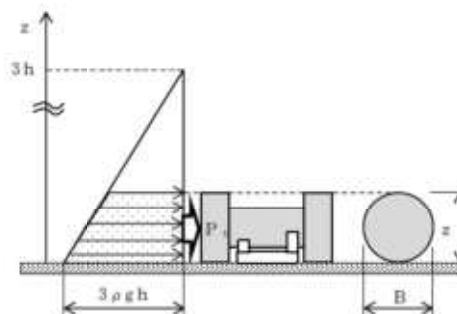
(2) 津波荷重の算定及び作用方向

① 津波波力 (P_t)

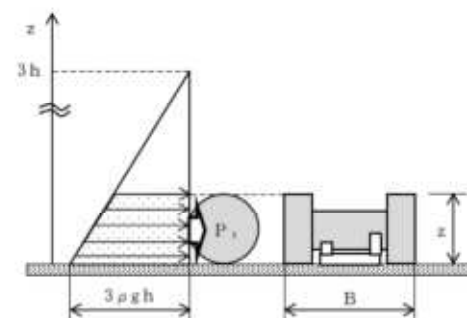
「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」の評価式により算定する。

$$P_t = \rho_w g B \left(ahz - \frac{1}{2} z^2 \right)$$

ρ_w	: 海水の密度 (kg/m ³)、	a	: 水深係数 (=3)
g	: 重力加速度 (m/s ²)、	h	: 浸水深 (m)
B	: 構造物の幅 (m)、	z	: 受圧面の最高高さ (m)



(1) MSF-24P(S)型の軸方向衝突時



(2) MSF-24P(S)型の径方向衝突時

② 漂流物衝突荷重 (P_c)

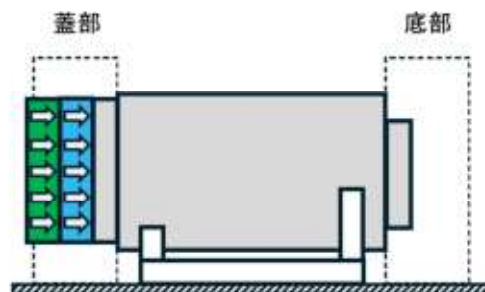
「道路橋示方書・同解説 (I 共通編)」の衝突荷重の評価式により算定する。

$$P_c = 0.1Wv$$

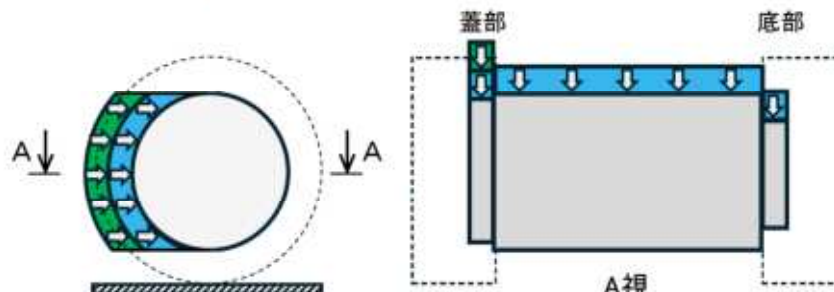
W	: 漂流物の重量 (N)
v	: 表面流速 (m/s)

③ 津波荷重 (P)

津波荷重は、津波波力と漂流物衝突荷重を組み合わせる。津波荷重に加え、常時作用する荷重(自重)、及び供用中に作用する荷重(圧力荷重、機械的荷重、熱荷重)を考慮する。漂流物衝突荷重の作用位置は、許容応力に対して余裕が小さく、最も厳しくなる蓋部とする。



(1) MSF-24P(S)型の軸方向衝突時



(2) MSF-24P(S)型の径方向衝突時

: 津波波力
 : 漂流物衝突荷重

津波荷重の作用位置

3. 技術基準規則への適合性(6条)

● 津波による作用力に対する安全評価について

(3) 応力解析に用いる解析コード

津波による作用力に対する安全評価では、密封容器のうち、胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋及び二次蓋ボルト、並びに中間胴として評価する外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析にABAQUSを使用している。ABAQUSは、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデルを用いた落下試験により検証され適用性を確認している。また、このコードは、技術的な特殊性、新規性はなく、許認可で実績があるコードである。

(4) 評価結果

各部位の応力は、金属キャスク構造規格等に規定される許容基準を満足していることを確認した。また、蓋部以外に津波荷重が作用する場合においても、MSF-24P(S)型の外殻を構成する部材が十分な強度を有していることを確認した(P.14参照)。

蓋部に津波荷重が作用する場合の強度評価結果

部位 ^(注)	応力分類	計算値(MPa)	許容基準値(MPa)
一次蓋	膜+曲げ(一次)	9	377
二次蓋	膜+曲げ(一次)	29	377
胴(シール部)	一次+二次応力	63	185
胴	圧縮(一次)	11	135
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	78	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	364	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	372	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	5	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	172	842
外筒	曲げ(一次)	86	284
下部端板	曲げ(一次)	49	286
蓋部中性子遮蔽材カバー	圧縮(一次)	4	282
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	39	286
バスケットプレート	圧縮	4	66
伝熱フィン	せん断	1	116

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。



密封容器及び外筒等の
応力解析モデル

● 技術基準規則への適合性

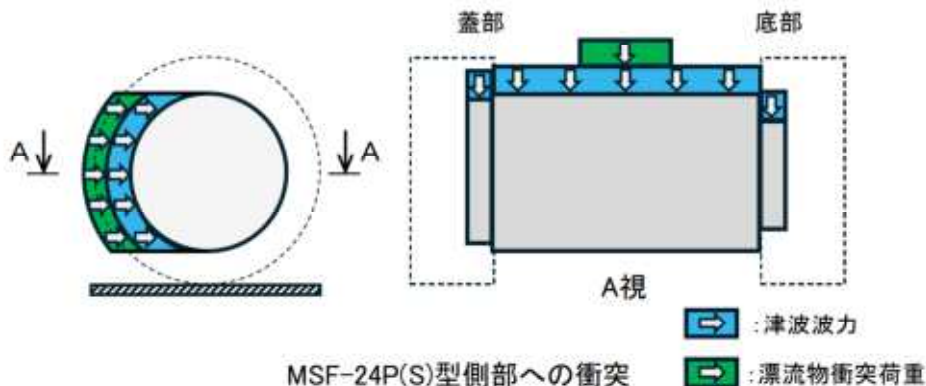
以上のとおり、MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位に生じる応力が金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足しており、十分な構造強度を有していることから、安全機能が維持される。したがって、津波による損傷の防止に係る要求事項に適合している。

3. 技術基準規則への適合性(6条)

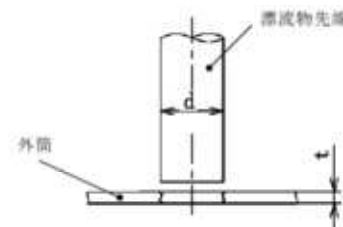
● 津波による作用力に対する安全評価について

＜津波荷重がMSF-24P(S)の蓋部以外に作用する場合の構造強度評価＞

津波荷重が蓋部以外に作用する場合において、津波荷重はP.12の軸方向衝突又は径方向衝突と同じとなるため、衝突近傍以外の部位への影響は蓋部に作用する場合と同じとなるが、衝突近傍の部位への影響については個別の確認が必要である。津波荷重がMSF-24P(S)型の蓋部以外に衝突する場合として、MSF-24P(S)型の外殻を構成する部位のうち、板厚が最も薄い外筒への衝突(側部への径方向衝突)における応力評価及び貫通評価を行い、外筒が十分な強度を有することを確認した。



(1)応力評価



(2)貫通評価

評価モデル



外筒の評価フロー

MSF-24P(S)型側部に津波荷重が作用する場合の外筒の強度評価結果

評価項目	計算結果		評価結果
	種類	計算値	
応力評価	組合せ応力(一次) ^(注1)	52 MPa	外筒に発生する応力は許容基準値(284 MPa) ^(注2) を満足する。
貫通評価	せん断破壊により貫通するために必要な漂流物の外径	117 mm	衝突する漂流物の質量が100tであることを踏まえると衝突範囲は計算値よりも十分大きいと考えられるため、外筒は破断しない。

(注1) 計算結果のうち、許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。

(注2) 応力評価の許容基準値は、金属キャスク構造規格の中間胴(供用状態D)を適用。

4. 技術基準規則への適合性(7条)

竜巻による損傷の防止(第7条第4項)

《規則要求》

兼用キャスクが設置許可基準規則第6条第4項又は第5項の規定により定める自然現象によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

基本設計方針

- MSF-24P(S)型は、告示竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する部位は、おおむね弾性状態に留まるようにし、臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、弾性状態に留まるように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。

安全評価

- 「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」に基づき、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参照して、設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮した荷重条件に対し、特定兼用キャスクの安全機能を担保する構成部位は十分な構造強度を有しており、竜巻荷重作用時に特定兼用キャスクの安全機能が維持されることを確認した。

評価部位	適用規格等		備考
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	金属キャスク 構造規格 (供用状態D)	密封容器	評価部位に対する適用規格等は、地震による損傷の防止(第5条第5項)と同じである。 竜巻荷重として衝撃荷重が作用すること、及び基本設計方針に示す許容限界を踏まえ、金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容応力を許容限界として設定。
外筒・下部端板・中性子遮蔽材カバー		中間胴	
バスケットプレート	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DP C17001)を受けた評価方法(供用状態D) ^(注)		
伝熱フィン	—(破断しないこと)		

(注) バスケットプレートには、金属キャスク構造規格に規定される材料を用いておらず、型式設計特定容器等の型式の指定を受けた材料と同じ材料を使用する。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- 貯蔵施設における設計竜巻によりMSF-24P(S)型に衝突し得る設計飛来物の条件が、本申請の設計飛来物の条件に包絡されていること。

4. 技術基準規則への適合性(7条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の設計への考慮を下表に示す。

これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.17～20に示す。

項目	要求事項(確認事項又は確認内容)		設計における考慮
考慮する自然現象の設定方針	竜巻による作用力	兼用キャスク告示で定める竜巻による作用力を適用していること。最大風速を100m/sと定め、設計荷重を設定していること。設計飛来物は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド解説表4.1に基づき、兼用キャスクに与える影響が最大となるものを選定していること。	兼用キャスク告示で定める竜巻による作用力(*)に対して特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。 (*) 算出条件…最大風速:100m/s、設計飛来物:原子力発電所の竜巻影響評価ガイド解説表4.1に示される飛来物のうち特定兼用キャスクに与える影響が最大となるトラックを選定
設計方針	安全機能維持	兼用キャスクは、竜巻による作用力に対して安全機能が維持されること。	設計竜巻に対する設計飛来物及び最大速度は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(以下、「竜巻影響評価ガイド」という)解説表4.1に記載の値を基に設定し、設計飛来物の衝突荷重は、Rieraの方法に基づき、飛来物の圧潰挙動を無視して算定している。竜巻に対する評価は、竜巻影響評価ガイドを参照して、設計竜巻荷重及びそれ以外の組合せを適切に考慮して実施している。
	飛来物の衝突荷重及び衝突による評価	竜巻による飛来物の衝突荷重及び評価は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考にしていること。	
		設計竜巻に対する飛来物及び最大速度は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド解説表4.1に記載の値を参考に設定し、飛来物の衝突荷重を算定(例えば、建築物の耐衝撃設計の考え方((一社)日本建築学会 2015.1)を参考に飛来物の圧潰挙動を無視してRieraの式等で算定)していること。	
評価方法	竜巻荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行われていること。	竜巻荷重及びそれ以外の荷重の組合せにに対する特定兼用キャスクの評価は、FEM解析及び応力評価式による応力評価により実施している。	

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

4. 技術基準規則への適合性(7条)

● 竜巻による作用力に対する安全評価について

(1) 竜巻による作用力に対する安全評価方法

MSF-24P(S)型の安全機能の維持は、設計竜巻荷重及びそれ以外の荷重の組合せを考慮し、特定兼用キャスクの構造強度の確保を基本とする。特定兼用キャスクに上記荷重が作用した場合に安全機能を担保する部位に生じる応力を許容限界以下とすることで構造強度を確保する。

評価部位	設計竜巻荷重	設計竜巻荷重以外の荷重	適用規格等		評価方法	許容限界
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト・カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	兼用キャスク告示で定める竜巻による作用力 ^(注1) ・最大風速: 100m/s ・設計飛来物: 竜巻影響評価ガイド解説表4.1に基づく	貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に作用する荷重(圧力荷重、機械的荷重、熱荷重)及び自重	金属キャスク構造規格	密封容器	ABAQUSコード及び応力評価式	供用状態Dの許容基準 ^(注2)
外筒・下部端板・蓋部中性子遮蔽材カバー・底部中性子遮蔽材カバー				中間胴		
バスケットプレート			使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DPC17001)を受けた評価方法	応力評価式	供用状態Dの許容基準及び弾性範囲内	
伝熱フィン			—	応力評価式	破断しないこと	

(注1)設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせる。竜巻荷重は、評価上最も厳しくなる位置へ作用させる。

(注2)金属キャスク構造規格の密封境界部(密封シール部及び密封蓋ボルト)の許容応力は弾性範囲内である。



4. 技術基準規則への適合性(7条)

● 竜巻による作用力に対する安全評価について

(2) 設計竜巻荷重の算定及び作用方向

「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」に基づき、次の①から③の荷重を組み合わせた複合荷重④を作用させる。

①風圧力による荷重(W_w)

②気圧差による荷重(W_p)

竜巻により生じる外気の気圧差による荷重は、応力評価における特定兼用キャスクの外部と特定兼用キャスク本体内部の差圧設定にて考慮する。

③設計飛来物による衝撃荷重(W_w)

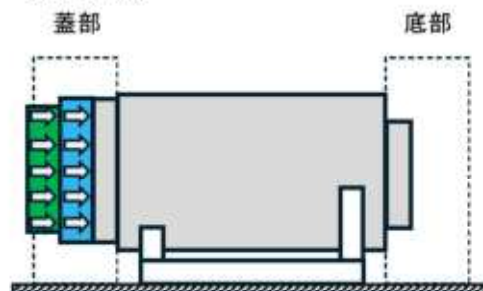
Rieraの方法に基づき、飛来物の圧潰挙動を無視するとともに、設計飛来物の衝突による減速を考慮せず、設計飛来物の衝突前の運動量と衝撃荷重(衝撃荷重時刻歴:三角波、衝突時間=衝突長さ/速度)による力積が等しいとして、算出する。設計飛来物として、飛来物のうち特定兼用キャスクに与える影響が最大となるトラックを選定。

飛来物の種類	棒状物		板状物	塊状物	
	鋼製パイプ	鋼製材	コンクリート板	コンテナ	トラック
寸法(m)	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15	長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6	長さ×幅×奥行 5×1.9×1.3
質量(kg)	8.4	135	540	2300	4750
最大水平速度(m/s)	49	57(注)	30	60	34
最大鉛直速度(m/s)	33	38(注)	20	40	23

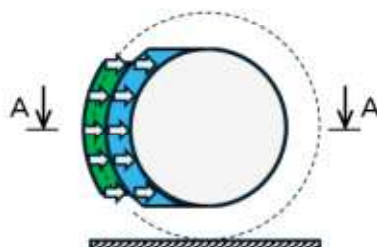
(注) 竜巻影響評価ガイド解説表4.11に記載の速度に対し保守的な設定とした。

④複合荷重(W_T)

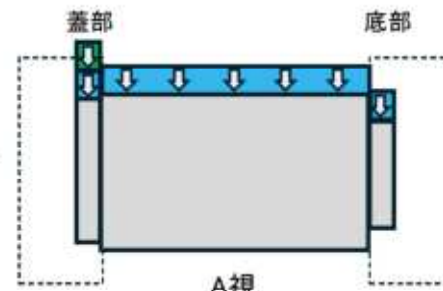
設計竜巻荷重として、①から③の荷重を組み合わせた複合荷重に加え、常時作用する荷重(自重)、及び供用中に作用する荷重(圧力荷重、機械的荷重、熱荷重)を考慮する。設計飛来物による衝撃荷重の作用位置は、許容応力に対して余裕が小さく、最も厳しくなる蓋部とする。



(1) MSF-24P(S)型の軸方向衝突時



竜巻荷重の作用位置



(2) MSF-24P(S)型の径方向衝突時

: 風圧力による荷重
 : 設計飛来物による衝撃荷重

4. 技術基準規則への適合性(7条)

● 竜巻による作用力に対する安全評価について

(3) 応力解析に用いる解析コード

竜巻による作用力に対する安全評価では、密封容器のうち、胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋及び二次蓋ボルト、並びに中間胴として評価する外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析にABAQUSを使用している。ABAQUSは、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデルを用いた落下試験により検証され適用性を確認している。また、このコードは、技術的な特殊性、新規性はなく、許認可で実績があるコードである。

(4) 評価結果

各部位の応力は、金属キャスク構造規格等に規定される許容基準を満足していることを確認した。また、蓋部以外に設計竜巻荷重が作用する場合においても、MSF-24P(S)型の外殻を構成する部材が十分な強度を有していることを確認した(P.20参照)。

蓋部に設計竜巻荷重が作用する場合の強度評価結果

部位 ^(注)	応力分類	計算値(MPa)	許容基準値(MPa)
一次蓋	膜+曲げ(一次)	11	377
二次蓋	膜+曲げ(一次)	62	377
胴(シール部)	一次+二次応力	82	185
胴	圧縮(一次)	17	135
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	76	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	506	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	586	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	5	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	174	842
外筒	曲げ(一次)	97	284
下部端板	曲げ(一次)	24	286
蓋部中性子遮蔽材カバー	組合せ(一次)	9	284
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	39	286
バスケットプレート	圧縮	4	66
伝熱フィン	せん断	1	116

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。



密封容器及び外筒等の
応力解析モデル

● 技術基準規則への適合性

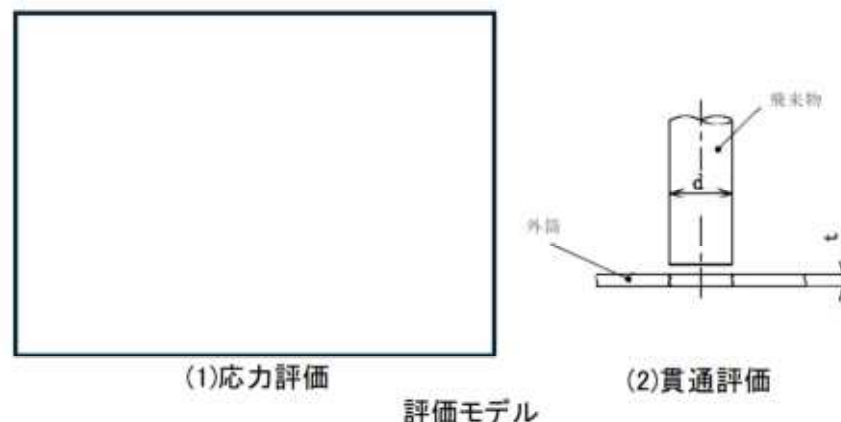
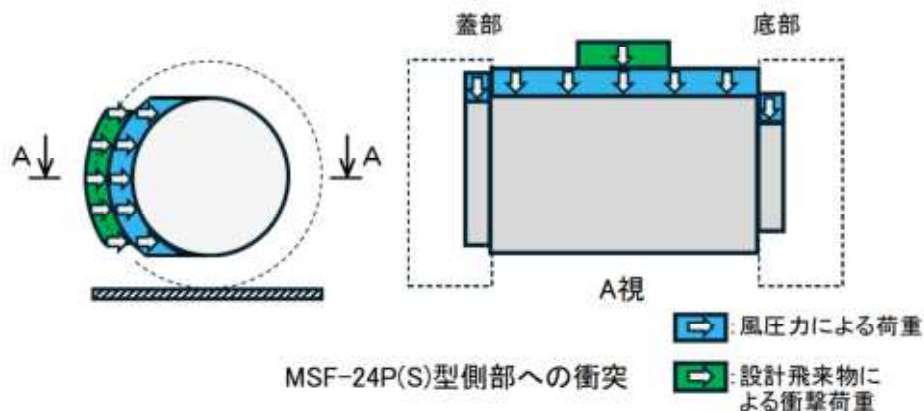
以上のとおり、MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位に生じる応力が金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足しており、十分な構造強度を有していることから、安全機能が維持される。したがって、竜巻による損傷の防止に係る要求事項に適合している。

4. 技術基準規則への適合性(7条)

● 竜巻による作用力に対する安全評価について

＜設計竜巻荷重がMSF-24P(S)の蓋部以外に作用する場合の構造強度評価＞

設計竜巻荷重が蓋部以外に作用する場合において、設計竜巻荷重はP.18の軸方向衝突又は径方向衝突と同じとなるため、衝突近傍以外の部位への影響は蓋部に作用する場合と同じとなるが、衝突近傍の部位への影響については個別の確認が必要である。設計竜巻荷重がMSF-24P(S)型の蓋部以外に衝突する場合として、MSF-24P(S)型の外殻を構成する部位のうち、板厚が最も薄い外筒への衝突(側部への径方向衝突)における応力評価及び貫通評価を行い、外筒が十分な強度を有することを確認した。



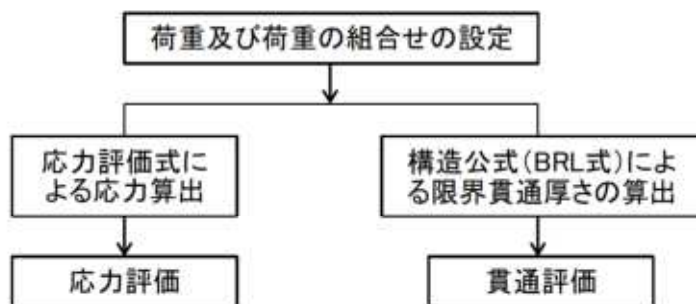
MSF-24P(S)型側部に設計竜巻荷重が作用する場合の外筒の強度評価結果

評価項目	計算結果		評価結果
	種類	計算値	
応力評価	組合せ応力(一次) ^(注1)	61 MPa	外筒に発生する応力は許容基準値(284 MPa) ^(注2) を満足する。
貫通評価	限界貫通厚さ	10.4 mm ^(注3)	外筒の板厚 <input type="text"/> は限界貫通厚さよりも厚く破断しない。

(注1) 計算結果のうち、許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。

(注2) 応力評価の許容基準値は、金属キャスク構造規格の中間胴(供用状態D)を適用。

(注3) P.18に示す飛来物のうち最も限界貫通厚さが大きい鋼製材の結果。



外筒の評価フロー

5. 技術基準規則への適合性(17条)

材料及び構造(第17条第1項3号、同10号、同15号)

《規則要求》^(注)

- (第1項3号)クラス3機器に使用する材料は、次に定めるところによること。
 - イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。
- (第1項10号)クラス3機器の構造及び強度は、次に定めるところによること。
 - イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。
 - ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。
- (第1項15号)クラス3容器のうち主要な耐圧部の溶接部は、次に定めるところによること。
 - イ 不連続で特異な形状でないものであること。
 - ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。
 - ハ 適切な強度を有するものであること。
 - ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

基本設計方針

(注)第1項3号ロ及び第1項10号ロは適合対象外である。

- MSF-24P(S)型の材料及び構造は、技術基準規則解釈^(注)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 <第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2012」(以下「設計・建設規格」という。)に基づき設計する。

項目	設計方針
材料	容器に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学成分を有する材料((一社)日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 材料規格 JSME S NJ1-2012」に規定される材料)を使用し、検査により設計・建設規格に適合していることを確認する。
構造及び強度	容器は、貯蔵時及び取扱時において、全体的な変形を弾性域に抑えるとともに、座屈が生じない設計(設計・建設規格のクラス3容器の構造規定を満足する設計)とする。
容器の主要な耐圧部の溶接部	容器の主要な耐圧部の溶接部は、第1項15号イ、ロ、ハ、ニを満足するものとし、各種検査により、適用基準及び適用規格((一社)日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 JSME S NB-2012/2013」)(以下「溶接規格」という。)に適合していることを確認する。

(注)技術基準規則解釈には、技術基準規則第17条の規定と設計・建設規格又は溶接規格との対応関係が示されている。

安全評価

- クラス3容器となる以下部位が設計・建設規格のクラス3容器として必要な構造強度を有していることを確認した。

評価部位	適用規格等		備考
胴・一次蓋・カバープレート 一次蓋ボルト カバープレートボルト	設計・建設規格	クラス3容器	評価部位に対する適用規格等は、先行設工認における使用済燃料乾式貯蔵容器と同じである。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- なし

5. 技術基準規則への適合性(17条)

● クラス3容器の構造強度評価について

クラス3容器となる胴、一次蓋、一次蓋ボルト、カバープレート及びカバープレートボルトの構造及び強度が設計・建設規格のクラス3容器の規定を満足することを確認した。

構成部材 (クラス3容器)	設計・建設規格2012		適合確認結果		
	番号	区分			
胴	PVC-3111	胴 (外圧を受ける 円筒形)	容器の胴の形状はPVC-3111に適合する円筒形とする。		
	PVC-3112		容器の継手は溶接継手を使用する。		
	PVC-3121		胴の厚さ <input type="text"/> は、制限最小厚さ(3mm)以上であり、強度に対する要求に適合する。		
	PVC-3122		胴の厚さ <input type="text"/> は、計算上必要な厚さ(90mm)以上であり、強度に対する要求に適合する。		
胴(底板) 一次蓋 カバープレート	PVD-3310	平板	容器の平板の厚さは、計算上必要な厚さであり、強度に対する要求に適合する。		
			容器の厚さ	計算上必要な厚さ	
			胴(底板)	73mm	
	一次蓋		(PVD-3322の規定に包絡)		
	カバープレート		5mm		
	PVD-3321		一次蓋に設ける穴は、PVD-3321に適合する円形またはだ円形とする。		
PVD-3322	容器の厚さ	計算上必要な厚さ			
	胴(底板)	65mm			
胴(フランジ) 一次蓋ボルト カバープレート ボルト	PVC-3710	フランジ (一体形 フランジ)	フランジは、応力計算により必要な強度を有することを確認しており、強度に対する要求に適合する。		
			応力	許容応力	
			胴(フランジ)	89MPa	118MPa
			使用するボルトの総有効断面積	ボルトの所要総有効断面積	
			一次蓋ボルト	<input type="text"/>	$2.662 \times 10^4 \text{mm}^2$
カバープレートボルト	<input type="text"/>	$8.781 \times 10^2 \text{mm}^2$			

(注) 全体的な変形を弾性域に抑えることは、表中の全規定番号に、座屈が生じないことは、上表のPVC-3122に対応。

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、MSF-24P(S)型は、クラス3容器に係る材料及び構造に係る要求事項に適合する設計としている。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 技術基準規則の要件に対する適合性の概要(まとめ)

(注) 下表に記載していない要件は、型式指定申請の範囲外である。

要求項目		要件	基本設計方針(摘要)	安全評価結果摘要
条・項	安全機能			
第2項 1号	臨界防止	燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	臨界を防止する構造により、貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及び使用済燃料を収納する際に冠水状態になること等、技術的に想定されるいかなる場合でも、臨界を防止する設計とする。	乾燥状態及び冠水状態における臨界評価により、中性子実効増倍率は0.95を下回ることから臨界に達するおそれはない。
第2項 6号ロ	遮蔽	使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。	ガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により、使用済燃料からの放射線を適切に遮蔽する設計とする。	使用済燃料を線源とした遮蔽評価により、通常貯蔵時の特定兼用キャスク表面の線量当量率が2mSv/h以下、及び表面から1m離れた位置における線量当量率が100μSv/h以下となることから適切な遮蔽能力を有している。
第2項 2号	除熱	崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。	動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱を特定兼用キャスクの外面に伝え、周囲空気等に伝達し除熱する設計とする。	使用済燃料を熱源とした除熱評価により、貯蔵状態の燃料被覆管及び特定兼用キャスクの構成部材の温度が健全性を維持できる温度以下となることから燃料が溶融しない冷却能力を有している。
第2項 6号イ	閉じ込め	使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。	蓋シール部に金属ガスケットを用いることにより、使用済燃料を内封する空間を設計貯蔵期間を通じて負圧に維持するとともに、一次蓋及び二次蓋の二重の閉じ込め構造とし、蓋間を正圧に維持することにより、圧力障壁を形成し、使用済燃料を内封する空間を外部から隔離する設計とする。また、蓋間空間の圧力を測定することで閉じ込め機能を監視できる設計とする。	設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク内部を負圧に維持できる金属ガスケットを用いることから放射性物質を適切に閉じ込めることができる。また、蓋間空間の圧力を監視できる構造であり、閉じ込め機能を監視できる。
第2項 6号 ハ 及びニ	長期健全性 (経年変化の考慮)	使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで使用済燃料の健全性を確保する設計とする。	使用環境における温度、放射線照射、腐食に係る長期健全性評価により、経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を維持できる。
第2項 6号 ニ	構造強度	キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	MSF-24P(S)型の材料及び構造は、(一社)日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 JSME S FA1-2007」(以下「金属キャスク構造規格」という。)等に基づき設計する。	特定兼用キャスクの安全機能を担保する構造強度部材が金属キャスク構造規格等に準じた評価により構造強度を有している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項1号) (臨界防止機能)

《規則要求》

燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。

基本設計方針

- 使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するための断面形状が中空状であるバスケットプレート、及び中性子吸収能力を有するほう素を偏在することなく添加した中性子吸収材を適切な位置に配置することにより、特定兼用キャスク単体として、使用済燃料集合体を収納した条件下で、臨界を防止する設計とする。
- バスケットプレートは、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するために必要な構造健全性を維持する設計とする。
- 特定兼用キャスク貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及びMSF-24P(S)型に使用済燃料集合体を収納する際に冠水状態となること等、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。

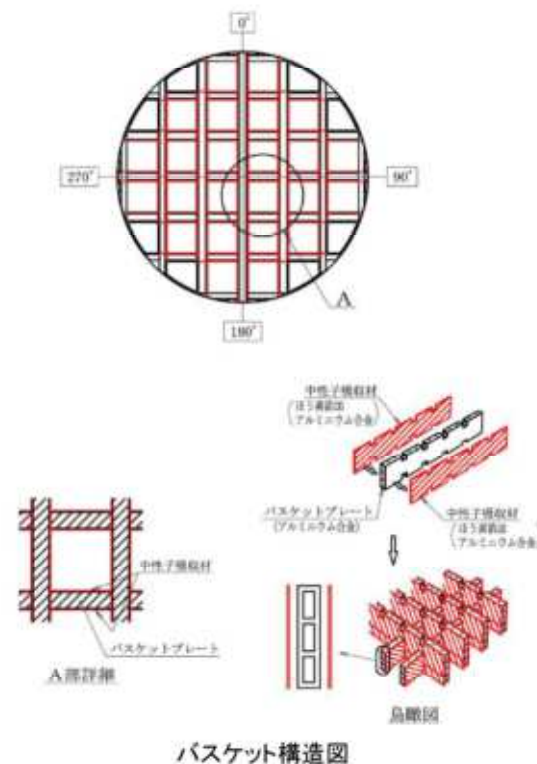
安全評価

- MSF-24P(S)型に使用済燃料を収納する際の冠水状態・乾燥状態における臨界評価(注)を実施し、中性子実効増倍率が0.95を下回ることを確認した。

(注)未臨界性に有意な影響を与える因子について、臨界評価上厳しくなる条件を設定。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- 使用済燃料集合体を収納するに当たり、臨界防止機能に関する評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること。



6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の臨界防止設計への考慮を下表に示す。
これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.26～28に示す。

項目	要求事項(確認内容)	臨界防止設計における考慮
配置・形状	兼用キャスクの配置、バスケットの形状、バスケット格子内の使用済燃料集合体の配置等における適切な安全裕度の考慮	以下の項目について、中性子実効増倍率が最も大きくなる条件を適用。 > MSF-24P(S)型が無限に配列した体系(完全反射)(*) > バスケットプレート幅、バスケット格子内のり等の寸法公差 > バスケット格子内の使用済燃料の配置
	兼用キャスクが滑動する場合の兼用キャスク配置の変化の適切な考慮	(*) 完全反射の考慮により特定兼用キャスクの滑動を考慮しても配置制限は必要ない。
	設計貯蔵期間中を通じてのバスケットの構造健全性維持	設計貯蔵期間を通じてバスケットプレートは設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的位置に維持するために必要な構造健全性を維持する構造とする。
中性子吸収材の効果	以下についての適切な安全裕度の考慮 ・製造公差(濃度・非均質性・寸法等)	以下の項目について、中性子実効増倍率が最も大きくなる条件を適用。 ほう素の均質性は製造管理により担保。 > 中性子吸収材の濃度(ほう素添加量) > 中性子吸収材の寸法公差
	・中性子吸収に伴う原子個数密度の減少	設計貯蔵期間経過後の中性子吸収材に含まれるほう素の減損割合は、 10^{-5} 程度であり無視し得る。
減速材(水)の影響	使用済燃料を収納する際に冠水することの適切な考慮	冠水状態(水密度 $1.0\text{g}/\text{cm}^3$)を考慮
解析コード及びデータライブラリ	検証され適用性が確認されていること	臨界解析で使用するSCALEコードシステムは、MSF-24P(S)型を構成する燃料体及び構造物を模擬した多数の臨界実験のベンチマーク解析により検証され適用性を確認している。
バスケットの状態	バスケットの塑性変形が想定される場合に未臨界性が維持されること	貯蔵時、貯蔵施設内での取扱い時、及び設計上考慮すべき自然現象(地震、津波及び竜巻)に対してもバスケットに塑性変形が生じない。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 臨界防止機能の安全評価について

(1) 臨界解析評価条件(収納物仕様)

解析に用いる収納物仕様は、収納物のうち反応度の高い17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料 48,000MWd/t型(A型)^(注)とし、以下のとおりとする。

- ・収納する使用済燃料のウラン濃縮度は照射により減損しているが、新燃料(燃焼度クレジット無し: 燃焼度0GWd/t)とする。
- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度上限値とする。
- ・中性子吸収効果のあるバーナブルポイズン集合体を無視する。

項目		キャスク収納位置制限		臨界解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型(A型) ^(注)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時	≤ 4.2wt%		4.2wt%	
		15×15燃料収納時	≤ 4.1wt%		4.1wt%	
	燃焼度	最高	≤ 48GWd/t	≤ 44GWd/t	0GWd/t	
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤ 44GWd/t			
	冷却期間	A型: ≥ 15年、B型: ≥ 17年		—		
バーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度					
	冷却期間					
配置						

(注) 17×17燃料については、A型、B型ともに臨界解析で考慮する条件は同じである。
15×15燃料については、A型の方がB型よりもペレット直径が大きく反応度が高い。

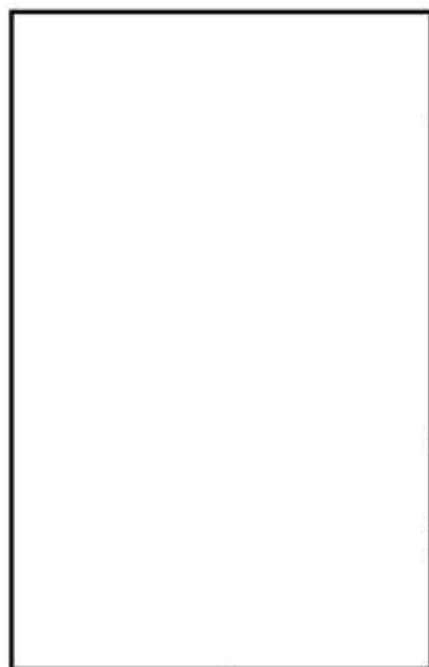
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 臨界防止機能の安全評価について

(2) 臨界解析評価条件(解析モデル)

解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮し、保守的な条件とする。

- ・特定兼用キャスク及び使用済燃料集合体の実形状を三次元でモデル化する(貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体は無視)。
- ・MSF-24P(S)型が無限に配列した体系(完全反射)とする。(これによりMSF-24P(S)型の滑動等による配置制限は不要。)
- ・バスケット格子内での燃料の偏りを考慮し、中性子実効増倍率が最も大きくなる配置とする。
- ・バスケットプレート及び中性子吸収材は寸法公差を考慮し中性子実効増倍率が最も大きくなる寸法とする。
- ・中性子吸収材のほう素添加量は仕様上の下限値とする。(設計貯蔵期間経過後のほう素の減損割合は 10^{-5} 程度であり、無視し得る)
- ・中性子遮蔽材(側部・蓋部・底部)は無視する。



縦断面図

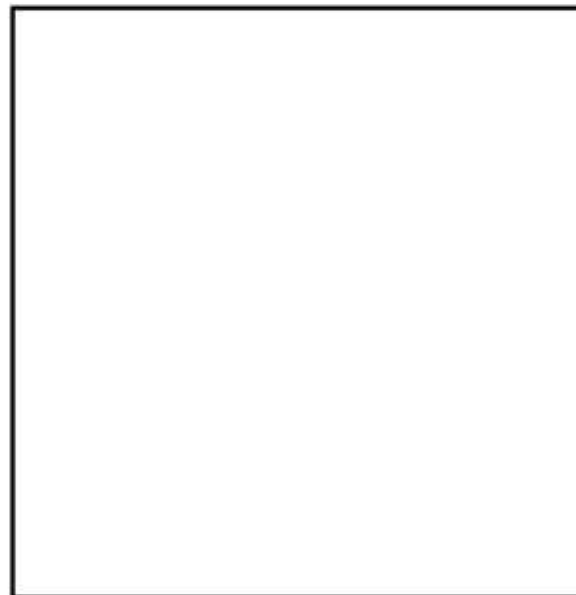
貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体は無視(真空)

MSF-24P(S)型内雰囲気及び使用済燃料集合体構造材
乾燥状態：真空
冠水状態：水密度 $1.0\text{g}/\text{cm}^3$
($1.0\text{g}/\text{cm}^3$ とした場合に中性子実効増倍率は最大)

中性子遮蔽材は無視(真空)

臨界解析モデル

(代表として冠水状態の図を記載)



燃料領域横断面図

MSF-24P(S)型外雰囲気は真空

格子内での燃料の偏りを考慮
(17×17 燃料、 15×15 燃料ともに)
乾燥状態：外周部、中央部ともに中心偏向
冠水状態：外周部は外周に、中央部は中心偏向

MSF-24P(S)型周囲を完全反射とすることで無限配列としてモデル化

バスケットプレート及び中性子吸収材の寸法は、寸法公差を考慮

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 臨界防止機能の安全評価について

(3) 臨界解析評価条件(解析コード及び検証)

臨界解析には、米国のオークリッジ国立研究所(ORNL)で開発された公開のSCALEコードシステムを用い、中性子実効増倍率の計算には同コードシステムに含まれるKENO-VIコードを用いる。

SCALEコードシステムは、米国NRCにより認証された標準解析コードであり、国内外の臨界解析の分野で幅広く使用されている。SCALEコードシステムに対しては、MSF-24P(S)型を構成する燃料体及び構造物を模擬した多数の臨界実験のベンチマーク解析を実施し、その妥当性を確認している。

また、本コードは技術的な特殊性、新規性は無く、許認可で使用実績があるコードである。

(4) 臨界解析評価結果

乾燥状態に加え、最も厳しい条件となるMSF-24P(S)型に使用済燃料を収納する際の冠水状態における臨界評価を実施し、中性子実効増倍率が0.95を下回ることを確認した。

項目		17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準
中性子実効増倍率※	冠水状態	0.912	0.911	0.95以下
	乾燥状態	0.385	0.380	

※統計誤差(σ)の3倍(3σ)を加味した値である。

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、設計上想定される状態において、燃料体等が臨界に達するおそれはない。したがって、MSF-24P(S)型は、臨界防止に係る要求事項に適合している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項6号ロ) (遮蔽機能)

《規則要求》

- 六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスクは、次に定めるところによること。
 ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。

基本設計方針

- 使用済燃料から放出される放射線を特定兼用キャスクの本体及び蓋部により遮蔽する設計とし、ガンマ線遮蔽材には十分な厚みを有する鋼製の材料を用い、中性子遮蔽材にはレジンを用いる。設計貯蔵期間における特定兼用キャスクの中性子遮蔽材の熱による遮蔽能力の低下を考慮しても、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から1m離れた位置における線量当量率は、それぞれ2mSv/h以下、100 μ Sv/h以下となるように設計する。

安全評価

- 使用済燃料を線源^(注)として遮蔽評価を実施し、通常貯蔵時の特定兼用キャスク表面の線量当量率が2mSv/h以下及び表面から1m離れた位置における線量当量率が100 μ Sv/h以下となることを確認した。

(注) 収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件を基に、遮蔽評価の結果が厳しくなる入力条件を設定したうえで、線源強度を求める。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- 遮蔽評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
- 貯蔵建屋内で貯蔵する場合において、当該貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下した場合においても、工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度を超えないこと。



遮蔽解析モデル

■ : 中性子遮蔽材
 ■ : ガンマ線遮蔽材

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の遮蔽設計への考慮を下表に示す。
これらを考慮した設計方針及び設計方針の妥当性確認結果をP.31～34に示す。

項目	要求事項(確認内容)	遮蔽設計における考慮
使用済燃料の放射線源強度評価	使用済燃料の放射線源強度は、検証され適用性が確認された燃焼計算コードを使用して求めること。また、燃料型式、燃焼度、濃縮度、冷却年数等を条件とし、核種の生成及び崩壊を計算して求めること。	放射線源強度は、収納する燃料型式、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件とし、核種の生成及び崩壊に基づき燃焼計算コードORIGEN2により求める。
兼用キャスクの遮蔽機能評価	兼用キャスクからの線量当量率は、兼用キャスクの実形状を適切にモデル化し、放射線源強度に基づき、検証され適用性が確認された遮蔽解析コード及び断面積ライブラリを使用して求めること。その際、設計貯蔵期間中の兼用キャスクのガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材の熱劣化による遮蔽機能の低下を考慮すること。	線量当量率は、特定兼用キャスクの実形状を三次元でモデル化し、使用済燃料の放射線源強度等を条件として、遮蔽解析コードMCNP5により求める。その際、設計貯蔵期間中の熱影響による中性子遮蔽材(レジン)の質量減損(2.5%)を考慮する。
	兼用キャスク表面の線量当量率を2mSv/h以下とし、かつ、兼用キャスク表面から1m離れた位置における線量当量率を100 μ Sv/h以下とすること。	特定兼用キャスク表面の線量当量率は2mSv/h以下、かつ、特定兼用キャスク表面から1m離れた位置における線量当量率は100 μ Sv/h以下となるように設計する。
解析コード (放射線源強度 ／線量当量率)	検証され適用性が確認された遮蔽解析コード等を使用すること。相互遮蔽効果、ストリーミング及びコンクリート深層透過の観点から検証され適用性が確認されたものであること。	燃焼計算コードORIGEN2は、MSF-24P(S)型に収納する使用済燃料と同等の冷却条件のANS標準崩壊熱データ等により、また、遮蔽解析コードMCNP5及び断面積ライブラリは、燃料同士の相互遮蔽及び容器でのストリーミングを考慮した使用済燃料輸送容器体系及び使用済燃料貯蔵容器体系での遮蔽ベンチマーク試験により検証され適用性を確認している。なお、MSF-24P(S)型ではコンクリートを使用しないため、コンクリートの深層透過の観点は考慮していない。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 遮蔽機能の安全評価について

(1) 遮蔽解析評価条件(収納物仕様)

使用済燃料の放射線源強度は、収納物のうち線量当量率への寄与の大きい中性子及び燃料有効部ガンマ線の放射線源強度の高い17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料 48,000MWd/t型(A型)とし、下表の初期濃縮度、燃焼度及び冷却期間を基にORIGEN2コードにより算出する。

- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度下限値とする。
- ・遮蔽解析では、中央部、外周部ともに最高燃焼度を設定する。
- ・使用済燃料の軸方向燃焼度分布を考慮して、放射線源強度を計算する。
- ・パーナブルポイズン集合体は放射化による放射線源強度については考慮するが、構造材の遮蔽効果は無視する。

項目		キャスク収納位置制限		遮蔽解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型 (A型)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時				
		15×15燃料収納時				
	燃焼度	最高	≤48GWd/t	≤44GWd/t	48GWd/t	44GWd/t
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤44GWd/t		(46GWd/t相当) ^(注)	
冷却期間		A型: ≥15年、B型: ≥17年		15年		
パーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度					
	冷却期間					
配置				 <p>※数値は燃焼度を示す。</p>		

(注) 本値は、中央部及び外周部に最高燃焼度を設定した場合における特定兼用キャスク1基あたり平均の相当値である。

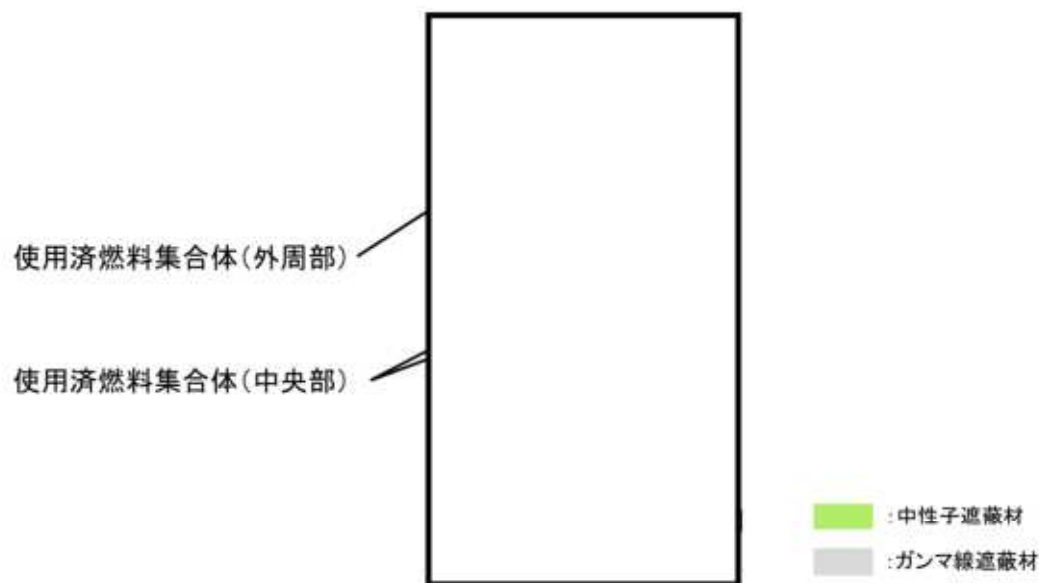
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 遮蔽機能の安全評価について

(2) 遮蔽解析評価条件(解析モデル)

遮蔽解析は、MCNP5コードを用いる。解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮し、保守的な条件とする。

- ・特定兼用キャスク及び使用済燃料集合体の実形状を三次元でモデル化する。
- ・貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体を見捨てる。
- ・燃料集合体の移動を考慮するため、軸方向については燃料各領域の高さ寸法は固定して一次蓋及び胴底部へ接した状態となるようキャスク全長を短縮し、径方向についてはバスケットセル内に均質化している。
- ・各部寸法はノミナル値とするが、各構成部材のマイナス側の寸法公差を原子個数密度の設定で考慮する。
- ・設計貯蔵期間中の熱影響による中性子遮蔽材(レジン)の質量減損(2.5%)を考慮する。



遮蔽解析モデル

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 遮蔽機能の安全評価について

(3) 遮蔽解析評価条件(解析コード及び検証)

①線源強度評価に用いる解析コード

遮蔽解析評価のうち線源強度評価には、米国のオークリッジ国立研究所(ORNL)で開発された公開のORIGEN2コード、ライブラリはORIGEN2コードに内蔵されるPWRU50及びPWRUを用いる。

ORIGEN2コードは、コード配布時に同梱されたサンプル問題の再現により計算機能が適正であることを確認している。また米国原子力学会(ANS)において、ANS標準崩壊熱との比較及び使用済燃料中のウラン、プルトニウム、アメリシウムなどの組成の実測値との比較により妥当性の確認を行っている。

本コードは技術的な特殊性、新規性は無く、許認可で使用実績があるコード、ライブラリである。

②遮蔽解析に用いる解析コード

遮蔽解析評価のうち、線量当量率評価には、米国ロスアラモス国立研究所(LANL)で開発されたMCNP5コードを用いる。

MCNP5コードは、「原子力発電所放射線遮蔽設計規程(JEAC4615)」において、原子力発電所附属施設遮蔽のための輸送計算コードとしてモンテカルロ法を用いた計算手法の適用が可能とされ、放射性物質輸送・貯蔵容器などの遮蔽計算に用いられている。また、米国では乾式キャスク貯蔵システムの審査指針NUREG-1536及び乾式キャスク貯蔵施設の審査指針NUREG-1567において遮蔽計算ツールとしてMCNPコードが記載され、安全評価で使用されている。

MCNP5コードは、以下により解析コードの適用妥当性確認を行っている。

- ①MCNPコードを適用した許認可実績を有する核燃料物質の輸送容器の遮蔽評価^(注1)との線源条件及び遮蔽構造の比較
- ②本型式指定と類似の評価条件を用いた使用済燃料輸送・貯蔵容器体系での遮蔽ベンチマーク解析^(注2)による線量当量率の評価値が測定値の分布の傾向に対してよい一致を示すことの確認、及びMCNP5コードによる線量当量率評価値が、豊富な許認可実績を有するDOT3.5コードによる保守的な手法に基づく線量当量率評価値^(注3)と同等の結果となることの確認

(注1) 国立大学法人東京工業大学、「核燃料輸送物設計承認申請」,東工大研 第4-3号, (2016)。

(注2) 一般社団法人日本原子力学会、「モンテカルロ法による放射性物質輸送容器の遮蔽安全評価手法の高度化 平成23年度報告書」, (2012)。

及び、M. Ueyama M. Osaki, “Dose Equivalent Rate Benchmark Calculations of a Dry Storage Cask for Spent Fuel by 3D Monte Carlo Code”, PATRAM 2019, (2019)。

(注3) 四国電力株式会社、「核燃料輸送物設計変更承認申請書」,原子力発21329号, (2021)。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

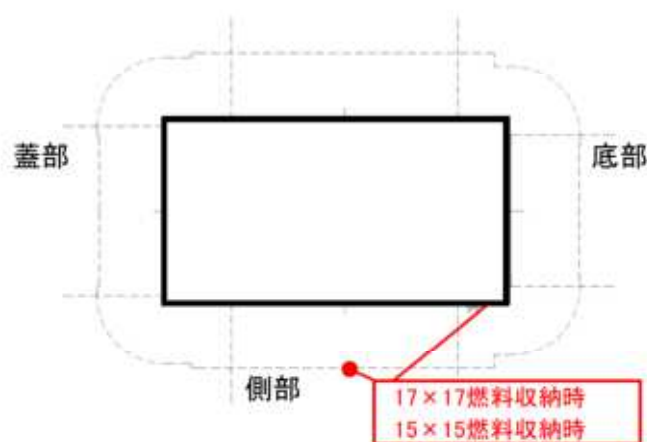
● 遮蔽機能の安全評価について

(4) 遮蔽解析評価結果

遮蔽評価により、特定兼用キャスク表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率は、評価基準を下回ることを確認した。

線量当量率評価結果(注)

項目	17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準
表面線量当量率	1.53 mSv/h	1.64 mSv/h	2 mSv/h以下
表面から1m離れた位置における線量当量率	84.6 μSv/h	83.0 μSv/h	100 μSv/h以下



- 表面線量当量率評価位置
- 表面から1m離れた位置における線量当量率評価位置
- 線量当量率が最大となる評価点の主な構造材透過パス

- (注) 線量当量率が最大となる評価点位置は次のとおりである(左図赤点)。
- ・表面： 底部トランニオン付近コーナー部の中性子遮蔽材が少ない領域
 - ・表面から1 m離れた位置： 側部中心の中性子遮蔽材でカバーされている領域

線量当量率が最大となる位置

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、特定兼用キャスク表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率は、基準を満足することから、MSF-24P(S)型は使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する設計である。したがって、MSF-24P(S)型は、遮蔽機能に係る要求事項に適合している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項2号) (除熱機能)

《規則要求》

燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。

二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。

基本設計方針

- 動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱を特定兼用キャスクの外表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除熱する設計とし、使用済燃料の健全性及び特定兼用キャスクの安全機能を有する構成部材の健全性を維持するために、使用済燃料及び特定兼用キャスクの温度を制限される値以下に維持する方針とする。
- 燃料被覆管の温度は、設計貯蔵期間を通じて、燃料被覆管のクリープ破損及び燃料被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から、貯蔵する使用済燃料の種類ごとに制限を設ける。
- 特定兼用キャスクの安全機能を維持する観点から、特定兼用キャスクの温度を構成部材の健全性が維持される温度以下に制限する設計とし、MSF-24P(S)型の主要な構成部材の温度に制限を設ける。

安全評価

- 使用済燃料を熱源とした貯蔵状態の伝熱評価^(注)を実施し、燃料被覆管及び特定兼用キャスクを構成する部材の健全性を維持できる温度を超えないことを確認した。

(注) 収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件を基に、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定したうえで求めた使用済燃料の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置を考慮する。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- 除熱評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
- 貯蔵建屋は、特定兼用キャスクの除熱機能を阻害しない設計であること。貯蔵建屋の給排気口は、積雪等により閉塞しない設計であること。
- 特定兼用キャスクの周囲温度が45℃以下であること。貯蔵建屋壁面温度が65℃以下であること。さらに、貯蔵建屋内の周囲温度が異常に上昇しないことを監視できること。

MSF-24P(S)型の伝熱経路図

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の除熱設計への考慮を下表に示す。
これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.37～39に示す。

項目	要求事項(確認内容)	除熱設計における考慮
使用済燃料の崩壊熱評価	崩壊熱は、燃料型式、燃料体の実形状、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件として計算した核種の生成及び崩壊から求めること	崩壊熱量は、収納する燃料型式、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件とし、核種の生成及び崩壊に基づき燃焼計算コードORIGEN2により求める。
兼用キャスク各部の温度評価	使用済燃料の崩壊熱、外部からの入熱及び兼用キャスク周囲の温度を条件とし、兼用キャスクの実形状を適切にモデル化すること	特定兼用キャスク各部の温度は、MSF-24P(S)型の実形状を三次元でモデル化し、使用済燃料の崩壊熱、外部からの入熱及び周囲温度等を条件として、伝熱解析コードABAQUSにより求める。
	求めた温度は、兼用キャスクの構成部材が兼用キャスクの各部の安全機能を維持する構造健全性及び性能を維持できる温度の範囲に収まること	特定兼用キャスク各部の温度は、安全機能を維持する構造健全性及び性能を維持できる温度以下とする。
燃料被覆管の温度評価	使用済燃料の崩壊熱と兼用キャスクの各部の温度を条件とし、使用済燃料集合体、バスケット等の実形状を適切にモデル化すること	燃料被覆管の温度は、燃料集合体の径方向断面の実形状を二次元でモデル化し、使用済燃料の崩壊熱と特定兼用キャスク各部の温度評価で求めたバスケットの温度を境界条件として、伝熱解析コードABAQUSにより求める。
	求めた温度は、燃料被覆管の構造健全性を維持できる温度の範囲に収まること	燃料被覆管の温度は、燃料被覆管の健全性を維持できる温度以下とする。
解析コード (崩壊熱 ／温度評価)	検証され適用性が確認された燃焼計算コード／伝熱解析コードを使用して求めること	燃焼計算コードORIGEN2は、MSF-24P(S)型に収納する使用済燃料と同等の冷却条件のANS標準崩壊熱データにより、また、伝熱計算コードABAQUSは、MSF-24P(S)型と同等の伝熱形態を有する兼用キャスクの伝熱試験により検証され適用性を確認している。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

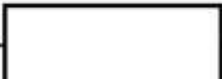
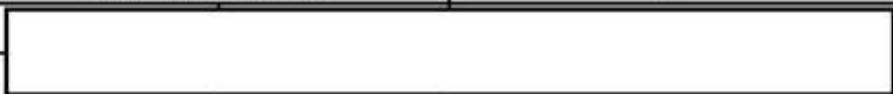
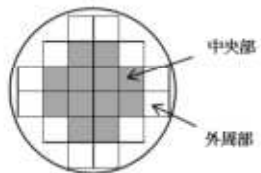
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 除熱機能の安全評価について

(1) 除熱解析評価条件(収納物仕様)

使用済燃料の崩壊熱量は、崩壊熱量が最も高い17×17燃料48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料48,000MWd/t型(A型)^(注1)とし、下表の初期濃縮度、燃焼度及び冷却期間を基にORIGEN2コードにより算出する。

- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度下限値とする。
- ・温度解析では、燃料集合体最高温度を高めめに算出するために、中央部(12体)に最高燃焼度(48GWd/t)の崩壊熱量を設定し、外周部(12体)には、特定兼用キャスク1基の総崩壊熱量が平均燃焼度(44GWd/t)の崩壊熱量24体分(18.1kW)^(注2)となるように調整した崩壊熱量(40GWd/t相当)を設定する(下表配置図参照)。
- ・温度解析では、伝熱体となるバーナブルポイズン集合体を無視する。

項目		キャスク収納位置制限		除熱解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型(A型) ^(注1)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時	≤4.2wt%			
		15×15燃料収納時	≤4.1wt%			
	燃焼度	最高	≤48GWd/t	≤44GWd/t	48GWd/t	(40GWd/t相当)
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤44GWd/t		44GWd/t	
冷却期間	A型: ≥15年、B型: ≥17年		15年			
バーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度					
	冷却期間					
配置					※数値は燃焼度を示す。	

(注1) A型の方がB型よりも冷却期間が短く崩壊熱量が大きい。

(注2) 使用済燃料の軸方向燃焼度分布を考慮して、仕様上の最大崩壊熱量(15.8kW)を上回る設計崩壊熱量(18.1kW)を適用する。

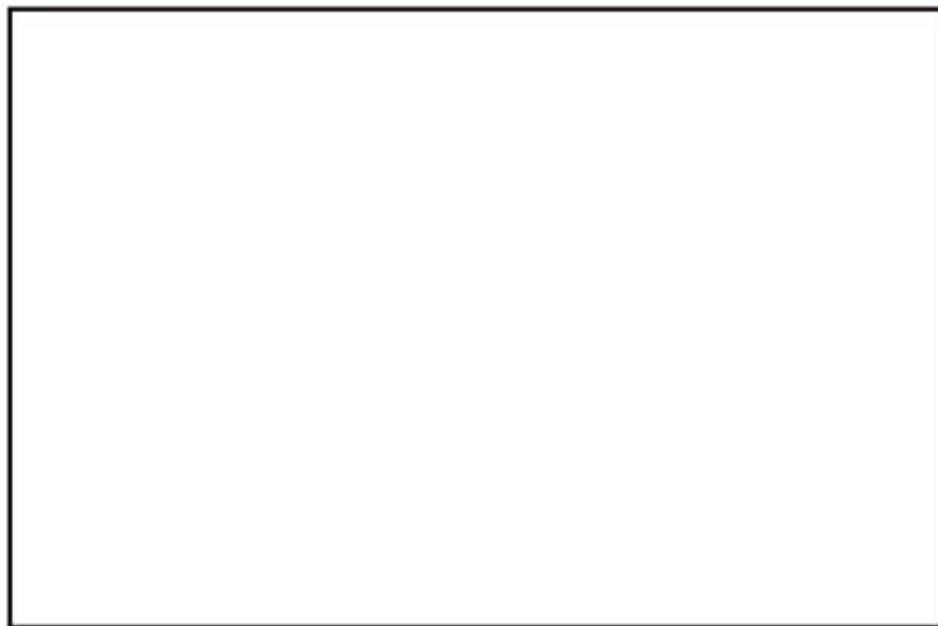
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 除熱機能の安全評価について

(2) 除熱解析評価条件(解析モデル)

温度解析は、ABAQUSコードにより実施する。解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮し、保守的な条件とする。

- ・ 特定兼用キャスクの各部温度は、使用済燃料の崩壊熱、外部からの入熱及び周囲温度等を条件として、MSF-24P(S)型の実形状を三次元でモデル化した全体モデルにより求める。
- ・ 燃料被覆管の温度は、使用済燃料の崩壊熱と特定兼用キャスク各部の温度評価で求めたバスケット温度を境界条件として、燃料集合体の径方向の実形状を二次元でモデル化した燃料集合体モデルにより求める。
- ・ 全体モデルにおける貯蔵建屋壁面へのふく射条件(形態係数)は、貯蔵建屋内に複数の特定兼用キャスクが設置されることを想定し、保守的に設置される特定兼用キャスク同士が最も接近するとして設定する。
- ・ 燃料集合体モデルでは、軸方向への伝熱を無視し断熱とする。



(モデル全体)

(バスケット)

(燃料集合体)

全体モデル(三次元モデル)



(17×17燃料)

(15×15燃料)

燃料集合体モデル(二次元モデル)

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 除熱機能の安全評価について

(3) 除熱解析評価条件(解析コード及び検証)

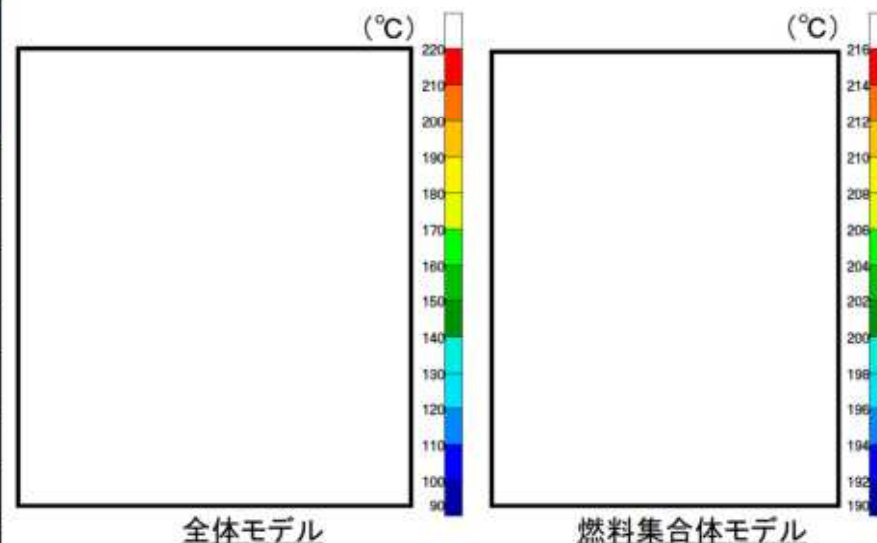
使用済燃料の崩壊熱計算に用いる燃焼計算コードORIGEN2は、MSF-24P(S)型に収納する使用済燃料と同等の冷却条件のANS標準崩壊熱データにより、また、特定兼用キャスクの構成部材及び燃料被覆管の温度解析に用いる伝熱計算コードABAQUSは、MSF-24P(S)型と同等の伝熱形態を有する兼用キャスクの伝熱試験により検証され適用性を確認している。また、これらのコードは技術的な特殊性、新規性は無く、許認可で使用実績があるコードである。

(4) 除熱解析評価結果

貯蔵時における除熱解析評価により、各評価部位の最高温度が設計基準値を下回ることを確認した。

評価部位		評価結果(°C)		設計基準値 (°C) ^(注)
		17×17燃料 収納時	15×15燃料 収納時	
燃料被覆管		215	215	275
特定 兼用 キャ スク	胴	142	142	350
	一次蓋	118	118	350
	一次蓋ボルト	118	118	350
	中性子遮蔽材	135	135	149
	金属ガスケット	118	118	130
	バスケット	187	188	250
	伝熱フィン	126	126	200

(注) 燃料被覆管の健全性及び特定兼用キャスクの安全機能を有する構成部材の健全性を維持できる温度



(※) 貯蔵用緩衝体を省略して表示

17×17燃料収納時の温度分布

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、燃料被覆管及び特定兼用キャスクを構成する部材の健全性を維持できる温度以下であり、MSF-24P(S)型は使用済燃料の崩壊熱を適切に除去できる設計である。したがって、MSF-24P(S)型は、除熱機能に係る要求事項に適合している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項6号イ) (閉じ込め機能)

《規則要求》

六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスクは、次に定めるところによること。

イ 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。

基本設計方針

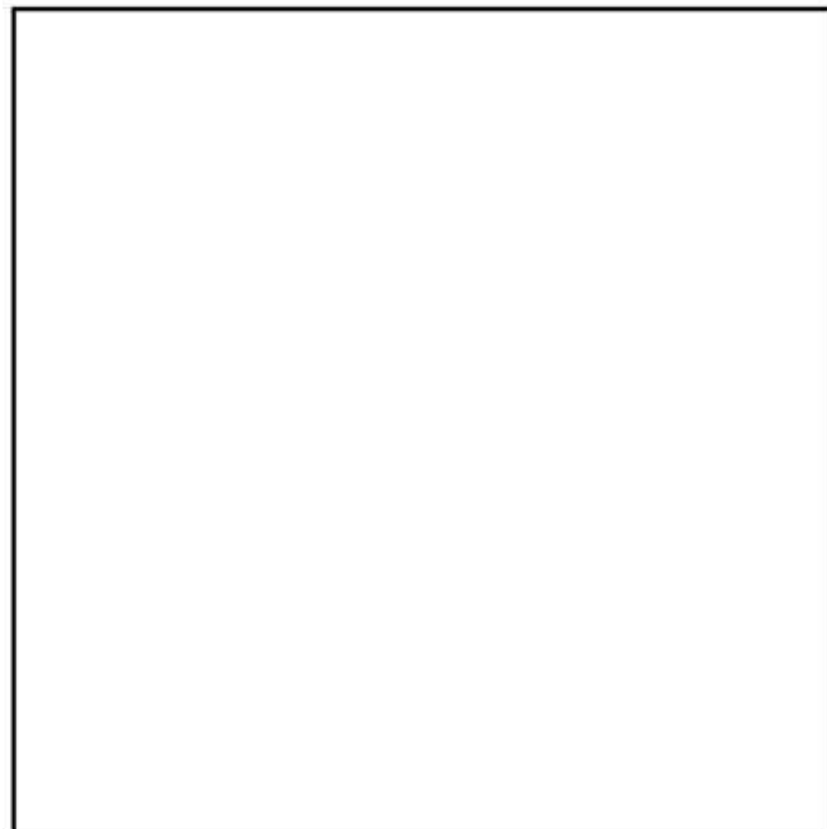
- 長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、蓋及び蓋貫通孔のシール部に金属ガスケットを用いることにより、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気を保つとともに負圧に維持する設計とする。
- 使用済燃料集合体を内封する空間を特定兼用キャスク外部から隔離する設計として、蓋部を一次蓋及び二次蓋による二重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより圧力障壁を形成し、使用済燃料集合体を内封する空間を外部から隔離する設計とする。蓋間の圧力を測定することにより、閉じ込め機能を監視できる設計とする。

安全評価

- 蓋間空間に充填されるヘリウムガスが設計貯蔵期間を通じて圧力一定とした条件にて特定兼用キャスク内部に漏えいするとともに燃料棒からの核分裂性ガスの放出を仮定し、設計貯蔵期間経過後に大気圧となるように求めた基準漏えい率を算出する。金属ガスケットの性能は、基準漏えい率及び基準漏えい率を下回るように設定するリークテスト判定基準に対し小さい漏えい率であることを確認した。

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- MSF-24P(S)型の万一の閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされていること。



閉じ込め構造図

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド^(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の閉じ込め設計への考慮を下表に示す。
これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.42～45に示す。

項目	要求事項(確認内容)	閉じ込め設計における考慮
閉じ込め構造及び監視	金属ガスケット等のシールを採用するとともに、蓋部を一次蓋と二次蓋の二重とし、蓋間圧力を監視することにより、蓋部が有する閉じ込め機能を監視できること。	一次蓋と二次蓋の二重構造とし、蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを使用する。また、蓋間空間の圧力を測定することで閉じ込め機能を監視できる構造とする。
負圧維持	設計貯蔵期間中、兼用キャスク内部の負圧を維持できること。	使用済燃料を収納する空間を設計貯蔵期間を通じて負圧に維持する。
密封境界部の漏えい率	密封境界部の漏えい率は、兼用キャスク内部の負圧を維持できること。また、使用する金属ガスケット等のシール部は当該漏えい率以下であること。	密封境界部の漏えい率は、設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク内部の負圧を維持できる漏えい率とし、金属ガスケットは、その漏えい率を満足するものを使用する。
閉じ込め機能評価	密封境界部の漏えい率が、設計貯蔵期間、内部初期圧力、自由空間容積、初期の蓋間圧力、蓋間の容積、温度等を条件として、適切な評価式を用いて求めること。	密封境界部の漏えい率は、設計貯蔵期間、内部初期圧力、自由空間容積、初期の蓋間圧力、蓋間の容積、温度等を条件として、漏えい孔中の流れの形態を考慮した適切な評価式を用いる。
兼用キャスクの衝突評価	転倒等による兼用キャスクへの衝突荷重に対して、密封境界部がおおむね弾性範囲内であること。また、使用済燃料を取り出すために、一次蓋及び二次蓋が開放でき、使用済燃料ペレットが燃料被覆管から脱落せず、かつ、使用済燃料集合体の過度な変形を生じないこと。	(型式指定申請の範囲外)
閉じ込め機能の修復性	閉じ込め機能の異常に対し、適切な期間内で使用済燃料の取出しや詰替え及び使用済燃料貯蔵槽への移送を行うこと、これらの実施に係る体制を適切に整備すること等、閉じ込め機能の修復性に関して考慮がなされていること。	(型式指定申請の範囲外)

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 閉じ込め機能の安全評価について

(1) 閉じ込め機能評価条件(収納物仕様)

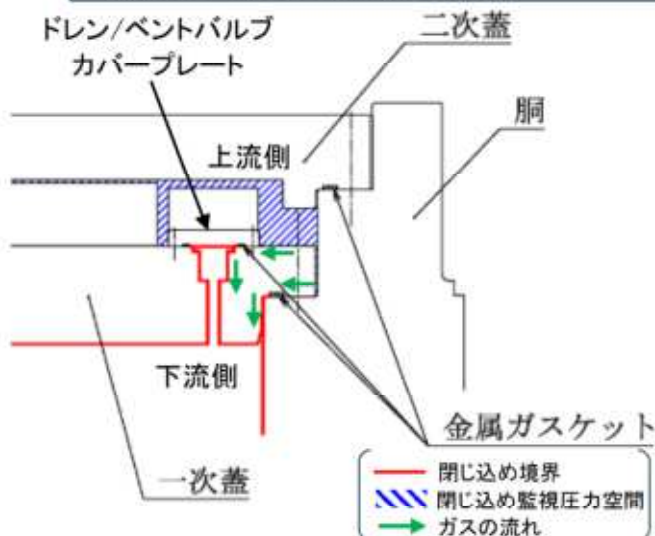
評価に用いる収納物仕様は、燃料棒の温度が最も高く、燃料棒内圧が大きくなり、基準漏えい率を算出する上で安全側となる、17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料 48,000MWd/t型(A型)とし、以下のとおりとする。

- ・燃料棒からの核分裂生成ガスの放出(0.1%破損)を仮定する。
- ・特定兼用キャスク本体の内部体積が小さくなるようにパーナブルポイズン集合体の存在を考慮する。

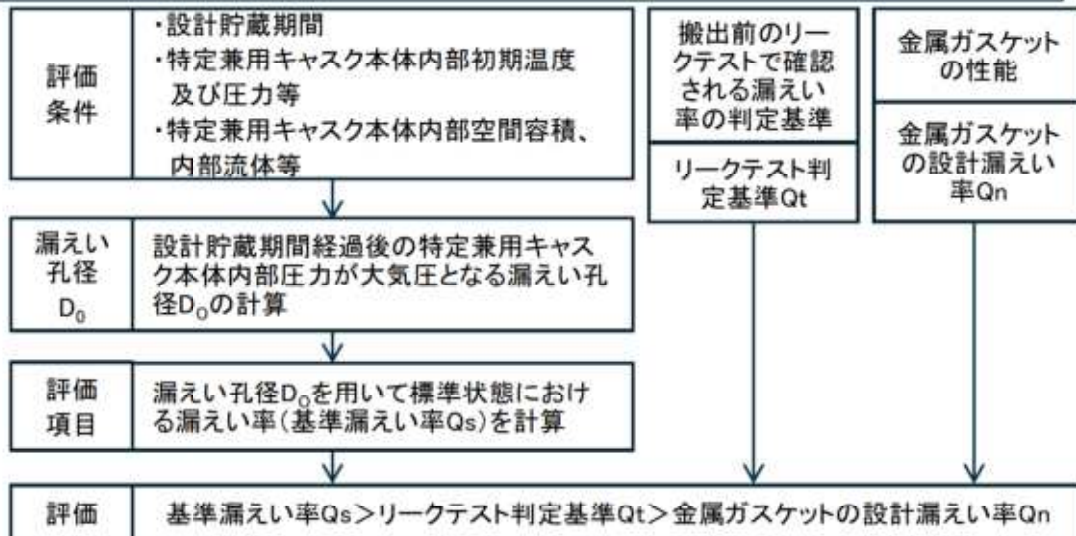
(2) 閉じ込め評価概要

設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク本体内部が大気圧となる基準漏えい率を算出(流体力学の基礎式による)し、基準漏えい率及び基準漏えい率を下回るように設定したリークテスト判定基準よりも漏えい率の小さい金属ガスケットを用いることを確認する。基準漏えい率の算出では、以下のとおり保守的な条件とする。

- ・設計貯蔵期間中に蓋間空間に充填されているヘリウムガス圧力は低下するが、設計貯蔵期間を通じて貯蔵開始時の圧力で一定とした条件で特定兼用キャスク本体内部側にのみに漏えいするものとする。
- ・設計貯蔵期間中に蓋間空間及び特定兼用キャスク本体内部の温度は低下するが、設計貯蔵期間を通じて貯蔵開始時の温度で一定とした条件とする。



(※)貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体を省略して表示



(閉じ込め機能評価フロー)

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 閉じ込め機能の安全評価について

(3) 閉じ込め評価条件(内部圧力の算出式)

基準漏えい率は、ポイル・シャルルの式で与えられる特定兼用キャスク本体内部圧力の時間変化を基に、設計貯蔵期間経過後の特定兼用キャスク本体内部圧力が大気圧となるためのシール部の標準状態(大気圧、25°C)での漏えい率として算出される。本手法は、技術的な特殊性及び新規性は無く、許認可で使用実績がある手法である。

(ポイル・シャルルの式)

$$\frac{dP_d}{dt} = \frac{Q}{V_d} \times \frac{T_d}{T}$$

$$Q = L \cdot P_a$$

$$L = (F_c + F_m) \cdot (P_u - P_d)$$

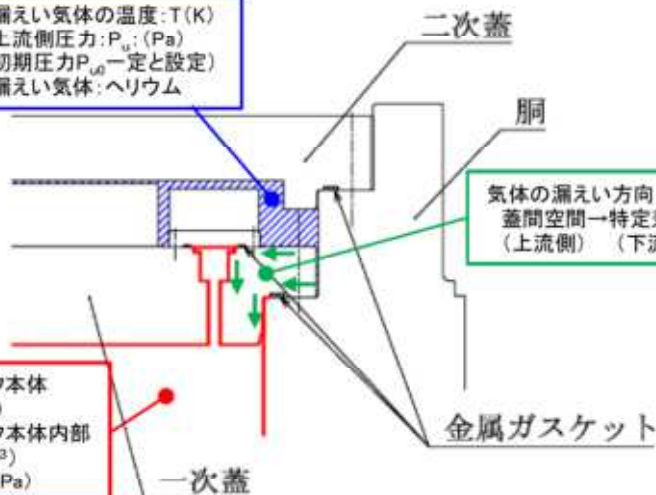
$$F_m = \frac{\sqrt{2 \pi \cdot R_0}}{6} \times \frac{D_0^3 \sqrt{\frac{T}{M}}}{a \cdot P_a}$$

$$F_c = \frac{\pi}{128} \times \frac{D_0^4}{a \cdot \mu}$$

dP_d : 特定兼用キャスク本体内部圧力の変化 (Pa)
 dt : 時間変化 (s)
 Q : 漏えい率 (Pa・m³/s)
 T_d : 特定兼用キャスク本体内部温度 (K)
 V_d : 特定兼用キャスク本体内部の空間容積 (m³)
 T : 漏えい気体の温度 (K)
 L : 圧力Paにおける体積漏えい率 (m³/s)
 P_a : 流れの平均圧力 (Pa)【 $P_a = (P_u + P_d) / 2$ 】
 F_c : 連続流のコンダクタンス係数 (m³/(Pa・s))
 F_m : 自由分子流のコンダクタンス係数 (m³/(Pa・s))

P_u : 上流側(蓋間)の圧力 (Pa)
 P_d : 下流側(特定兼用キャスク本体内部)の圧力 (Pa)
 D_0 : 漏えい孔径 (m)
 a : 漏えい孔長 (m)
 μ : 漏えい気体の粘性係数 (Pa・s)
 M : 漏えい気体の分子量 (kg/mol)
 R_0 : ガス定数 (J/(mol・K))

- ・漏えい気体の温度: T (K)
- ・上流側圧力: P_u (Pa)
(初期圧力 P_{u0} 一定と設定)
- ・漏えい気体: ヘリウム



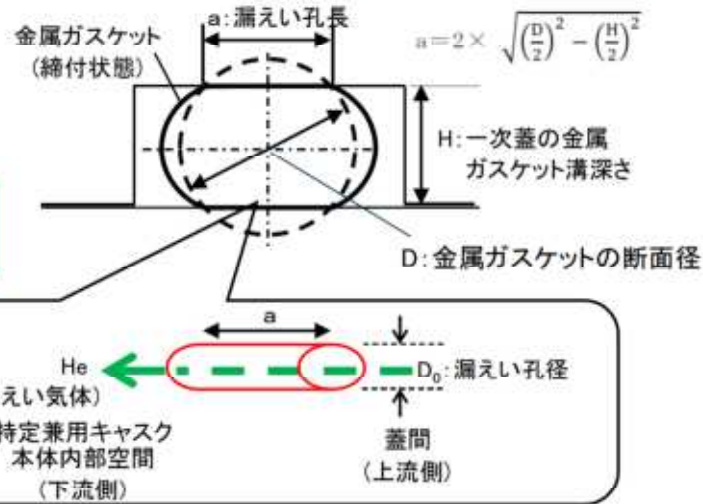
気体の漏えい方向
 蓋間空間→特定兼用キャスク本体内部
 (上流側) (下流側)

- ・特定兼用キャスク本体内部温度: T_d (K)
- ・特定兼用キャスク本体内部空間容積: V_d (m³)
- ・下流側圧力: P_d (Pa)

一次蓋

金属ガスケット

(※)貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体を省略して表示



(金属ガスケット部及び漏えい孔長)

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 閉じ込め機能の安全評価について

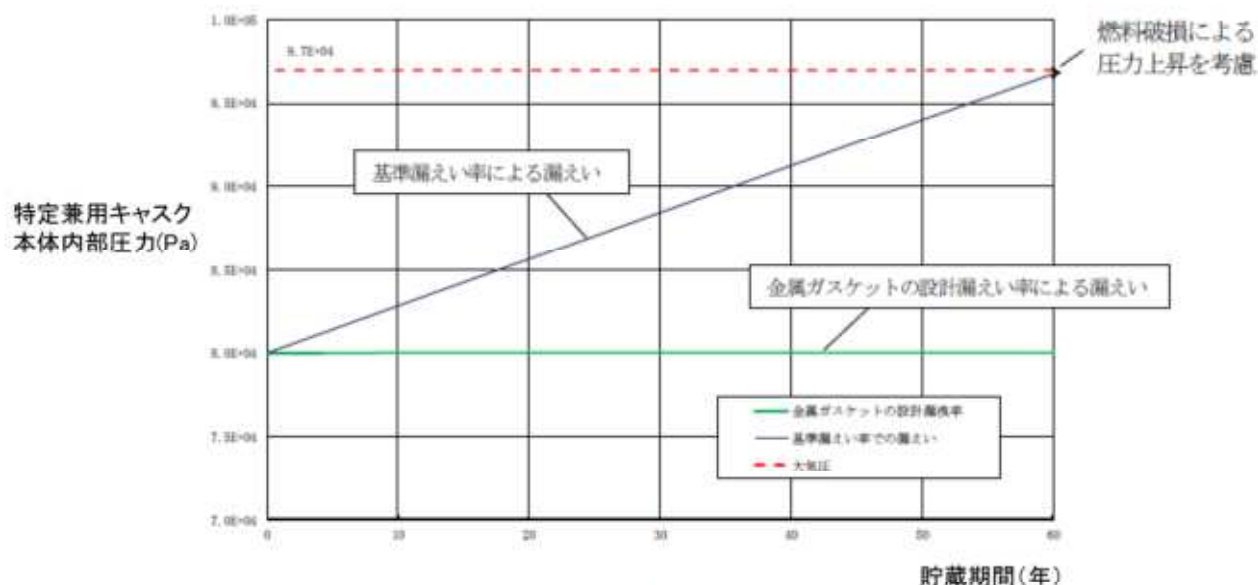
(4) 閉じ込め評価結果

MSF-24P(S)型に用いる金属ガスケットの漏えい率は基準漏えい率、及び基準漏洩率を下回るように設定したリークテスト判定基準に対し、小さいことを確認した。

収納状態	基準漏えい率 (Pa・m ³ /s)	リークテスト判定基準 (Pa・m ³ /s) ^(注1)	金属ガスケットの性能 (Pa・m ³ /s)
17×17燃料収納時	2.58×10^{-6}	1.61×10^{-6}	1.0×10 ⁻⁸ 以下 ^(注1)
15×15燃料収納時	2.57×10^{-6}	1.60×10^{-6}	

(注1) 金属ガスケットメーカーのカタログ記載値、及び(一財)電力中央研究所で実施された長期密封性能試験^(注2)の約19年間の金属ガスケットの漏えい率計測結果における金属ガスケットからの漏えい率平均(6.50×10^{-10} Pa・m³/s)に標準偏差(3.40×10^{-10} Pa・m³/s)の3倍を加算した値 1.67×10^{-9} Pa・m³/sを切り上げた設定値。

(注2) (一財)電力中央研究所、「平成21年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等(中間貯蔵設備等長期健全性等試験)報告書」,(2010)。



特定兼用キャスク本体内部圧力の経時変化(17×17燃料収納時の例)

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 閉じ込め機能の安全評価について

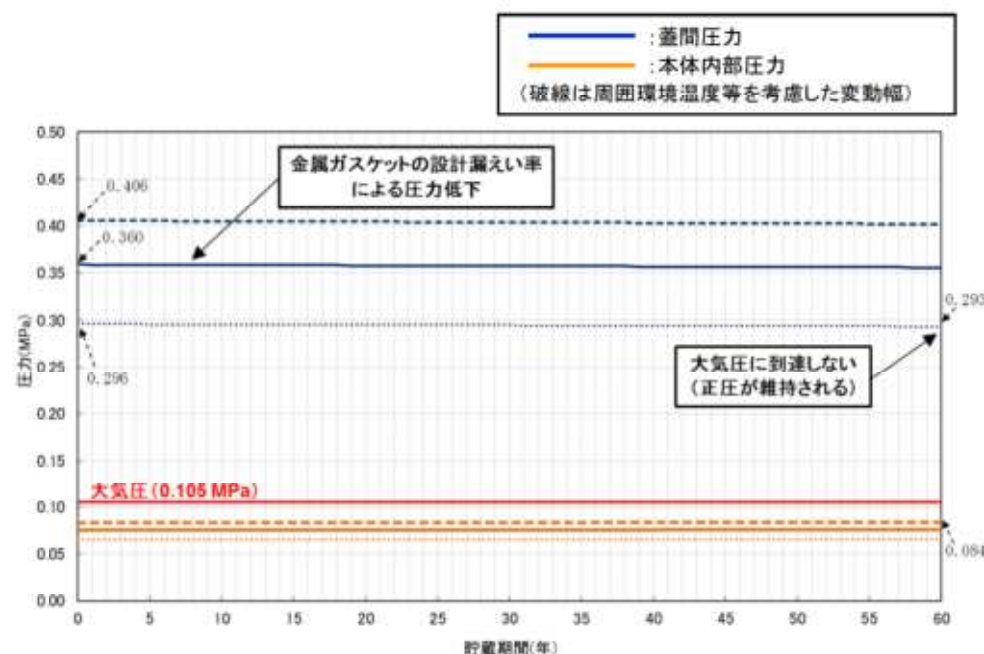
(5) 閉じ込め機能の監視構造

- 二次蓋に貫通部を設け、圧力センサ(圧力計)を設置する構造とし、蓋間空間の圧力を測定することにより閉じ込め機能を監視できる構造とする。
- 蓋間空間の圧力が金属ガスケットの設計漏えい率により低下(注)しても、蓋間圧力は、設計貯蔵期間中に有意な圧力低下は生じず、正圧(大気圧)以上が維持される。

(注) 蓋間空間のガスが金属ガスケットの設計漏えい率で一次蓋側(兼用キャスク内部)及び二次蓋側(兼用キャスク外部)の二方向から同時に漏えいすることを想定。



閉じ込め機能の監視構造



金属ガスケットの設計漏えい率による蓋間圧力の経時変化

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク本体内部を負圧に維持できる設計としている。また、一次蓋と二次蓋の間の圧力を監視できる構造している。したがって、MSF-24P(S)型は、閉じ込め機能に係る要求事項に適合している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項6号ハ及びニ) (長期健全性)

《規則要求》

六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスクは、次に定めるところによること。

ハ 使用済燃料の被覆材の著しい腐食又は変形を防止できること。

ニ キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。

基本設計方針

- MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクの構成部材について、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで使用済燃料の健全性を確保する設計とする。
- MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスク本体内部、バスケット及び使用済燃料集合体の腐食等を防止するために、使用済燃料集合体を不活性ガスであるヘリウムガスとともに封入し、特定兼用キャスク本体及び蓋部表面の必要な箇所には、塗装等による防錆措置を施す設計とする。

安全評価

- 設計貯蔵期間における環境条件の影響(照射影響、熱的影響及び化学的影響)を考慮して、文献や試験データに基づき、経年変化の影響を評価した。特定兼用キャスクの主要な構成部材の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性が維持されることを確認した。

経年変化要因	特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料に対して考慮すべき項目
温度(熱)	低温又は高温での材料組成・材料組織の変化、強度・延性・脆性・クリープ・その他物性値の変化及び質量減少
放射線照射	ガンマ線及び中性子照射による材料組成・材料組織の変化及び強度・延性・脆性・その他物性値の変化
腐食	全面腐食、隙間腐食、応力腐食割れ、異種材料接触部の化学反応及びジルカロイにおける水素吸収・酸化

(注)(出典)(一社)日本原子力学会、「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準:2021(AESJ-SC-F002:2021)」,(2022).

後段審査(設工認)で別途確認される事項

- なし

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 審査ガイドの要求事項

審査ガイド(注)の要求事項に対するMSF-24P(S)型の長期健全性維持における考慮を下表に示す。これらを考慮した設計及び安全評価結果をP.48に示す。

要求事項(確認内容)	長期健全性維持における考慮
安全機能を維持する上で重要な兼用キャスクの構成部材は最低使用温度における低温靱性を考慮したものであること。	安全機能を維持する上で重要な特定兼用キャスクの構成部材は、最低使用温度における低温靱性を考慮した上で、その必要とされる強度、性能を維持するように設計する。
設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及び当該環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化の影響を設計入力値又は設計基準値の算定に際し考慮すること。必要に応じて防食措置等が講じられていること。	MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスクの構成部材について、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化の影響を設計入力値又は設計基準値に考慮する。また、特定兼用キャスク本体及び蓋部表面の必要な箇所には、塗装等による防錆処理を講ずる。
兼用キャスク内部の不活性環境を維持し、温度を制限される範囲に収めることにより、兼用キャスクに収納される使用済燃料の経年変化を低減又は防止する設計であること。	MSF-24P(S)型は、特定兼用キャスク本体内部、バスケット及び使用済燃料の腐食等を防止するために、使用済燃料集合体を不活性ガスであるヘリウムとともに封入して貯蔵する。経年変化要因に対して、主要な構成部材の健全性を維持することで不活性環境を維持し、温度を制限される範囲に収めることにより、使用済燃料の健全性を維持する設計とする。

(注)「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 特定兼用キャスク及び使用済燃料の健全性評価

(1) 温度影響

特定兼用キャスクの構成部材は、最低使用温度において低温脆化しない材料を用いるとともに、各部位の最高温度において文献等に規定される健全性を維持できる範囲内であるため、熱による経年変化の影響はない。

主要な評価部材		温度(°C) ^(注1)	基準値(°C)
特定兼用 キャスク 構成部材	胴、一次蓋、二次蓋、貯蔵用三次蓋、蓋部中性子遮蔽材カバー、外筒	142	350
	バスケット(バスケットプレート)	188	250
	トラニオン、下部端板、底部中性子遮蔽材カバー	127	425
	中性子遮蔽材 ^(注2)	135	149
	金属ガスケット	118	130
	伝熱フィン	126	200
	使用済燃料(燃料被覆管)	215	275

(注1) 主要な評価部材のうち最大値を記載。

(注2) 設計貯蔵期間中の熱影響により質量減損が生じるため、遮蔽評価において中性子遮蔽材の質量減損(2.5%)を考慮し遮蔽機能が維持されることを確認している。

(2) 放射線の照射影響

設計貯蔵期間中の特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料の照射量は、文献等に規定される特性変化がみられない範囲内であるため、照射による経年変化の影響はない。

主要な評価部材		中性子照射量(n/cm ²) ^(注1)	基準値(n/cm ²)
特定兼用 キャスク 構成部材	胴、一次蓋、二次蓋、貯蔵用三次蓋、蓋部中性子遮蔽材カバー、外筒	6.9×10^{14}	10^{16}
	バスケット(バスケットプレート)	1.5×10^{15}	10^{16}
	トラニオン、下部端板、底部中性子遮蔽材カバー	6.9×10^{14}	10^{17}
	中性子遮蔽材	1.6×10^{14}	10^{16}
	金属ガスケット	2.5×10^{14}	10^{17}
	伝熱フィン	1.6×10^{14}	10^{16}
	使用済燃料(燃料被覆管)	1.5×10^{15}	$10^{21 \sim 22}$

(注1) 貯蔵初期の中性子が減衰せず設計貯蔵期間中一定であると仮定して保守的に算出した設計貯蔵期間中の累積値。主要な評価部材のうち最大値を記載。

(3) 腐食による影響

特定兼用キャスク本体及び蓋部表面の必要な箇所には塗装等による防錆措置により腐食を防止する。また、特定兼用キャスク本体内部及び一次蓋と二次蓋の間には不活性ガスであるヘリウムを封入する設計としており、使用済燃料の腐食の影響はない。

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、特定兼用キャスクの構成部材の経年変化を考慮した上で、その必要とされる強度及び性能を維持することで、使用済燃料の健全性を確保する設計としている。したがって、MSF-24P(S)型は、長期健全性に係る要求事項に適合している。

6. 技術基準規則への適合性(26条)

燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備(第26条第2項6号二) (構造強度)

《規則要求》

六 使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスクは、次に定めるところによること。

二 キャスク本体その他のキャスクを構成する部材は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。

基本設計方針

➤ MSF-24P(S)型の材料及び構造は、金属キャスク構造規格等に基づき設計する。

安全評価

➤ 安全機能を確保するために必要な強度部材が金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足する構造強度を有していることを確認した。

評価部位	適用規格等		備考
胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	金属キャスク 構造規格	密封容器	評価部位に対する適用規格等は、先行設工認における使用済燃料乾式貯蔵容器と同じである。
トラニオン		トラニオン	
外筒・下部端板・中性子遮蔽材カバー		中間胴	
バスケットプレート	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DP C17001)を受けた評価方法 ^(注)		

(注) バスケットプレートには、金属キャスク構造規格に規定される材料を用いておらず、型式設計特定容器等の型式の指定を受けた材料と同じ材料を使用する。

後段審査(設工認)で別途確認される事項


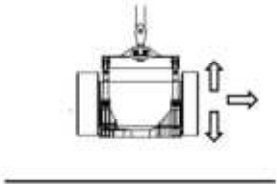



➤ なし

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(1) 評価事象(代表事象)

MSF-24P(S)型の貯蔵施設内におけるハンドリングフロー(P.51)に基づき、貯蔵施設内において設計上考慮する事象(以下「選定事象」という。)を選定し、選定事象のうち、荷重条件等を考慮して評価対象とする事象(以下「代表事象」という。)を選定した。また、金属キャスク構造規格において、設計条件及び試験状態として要求される設計時及び試験時についても代表事象として評価を行う。

	設計条件 ^(注1)	供用状態A ^(注2)			試験状態 ^(注1)
	設計時 [代表事象] ^(注3)	吊上げ時 [代表事象] (P.51 No.1・2)	準備作業時 (P.51 No.3)	貯蔵時 [代表事象] (P.51 No.4)	試験時 [代表事象] ^(注3)
事象					
加速度	—	鉛直方向:1.3g	鉛直方向:1g	鉛直方向:1g	鉛直方向:1g
説明	最高使用圧力が負荷されている状態。	供用状態Aにおいて、加速度が最大であるため、代表事象とする。	荷重条件等は貯蔵時と同じである。	貯蔵施設内において大半の期間を占める事象であるため、代表事象とする。	耐圧試験圧力が負荷されている状態を代表事象とする。
評価対象 ^(注4)	密封容器	密封容器 バスケット トラニオン 中間胴	—	密封容器 バスケット トラニオン 中間胴	密封容器

(注1) 金属キャスク構造規格に基づき代表事象とする。(注2) 本表に包絡されない事象及び供用状態Bの事象については、貯蔵施設の設工認申請時に確認を受けるものとする。

(注3) 設計時及び試験時は、密封容器に対してのみ考慮する事象である。

(注4) 「密封容器」: 胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト・カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト、「バスケット」: バスケットプレート、「トラニオン」: 上部トラニオン・下部トラニオン、「中間胴」: 外筒・下部端板・蓋部中性子遮蔽材カバー・底部中性子遮蔽材カバーを示す。

: 代表事象

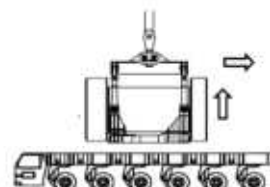
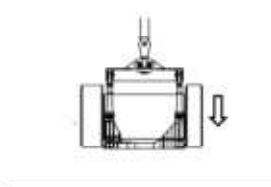


6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(1) 評価事象(代表事象)

MSF-24P(S)型の貯蔵施設内におけるハンドリングフロー

- トレーラ等により貯蔵施設に搬入されたMSF-24P(S)型は、貯蔵用緩衝体又は輸送用緩衝体を取り付けた状態で、貯蔵建屋内に設置され貯蔵される。
- 貯蔵施設から搬出される場合は、搬入から貯蔵までの工程と逆の手順にて取り扱うこととなる。

No.	1	2	3	4
取扱いモード	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型をトレーラ等で搬入 MSF-24P(S)型をクレーン等で吊上げ・移送 	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型をクレーン等で所定位置に吊下し 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵前検査の実施・圧力センサ、表面温度センサの取付 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵 
貯蔵施設における選定事象	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型の水平吊上げ MSF-24P(S)型の水平移動 	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型の水平吊下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵前作業及び搬出前作業 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵時
備考	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型の搬入・吊上げ・移送時において、装着する緩衝体は貯蔵用緩衝体又は輸送用緩衝体である。 	—	<ul style="list-style-type: none"> MSF-24P(S)型の搬入・吊上げ・移送・吊下げ時において、輸送用緩衝体を装着している場合は輸送用緩衝体に代えて貯蔵用緩衝体を装着する。 	—

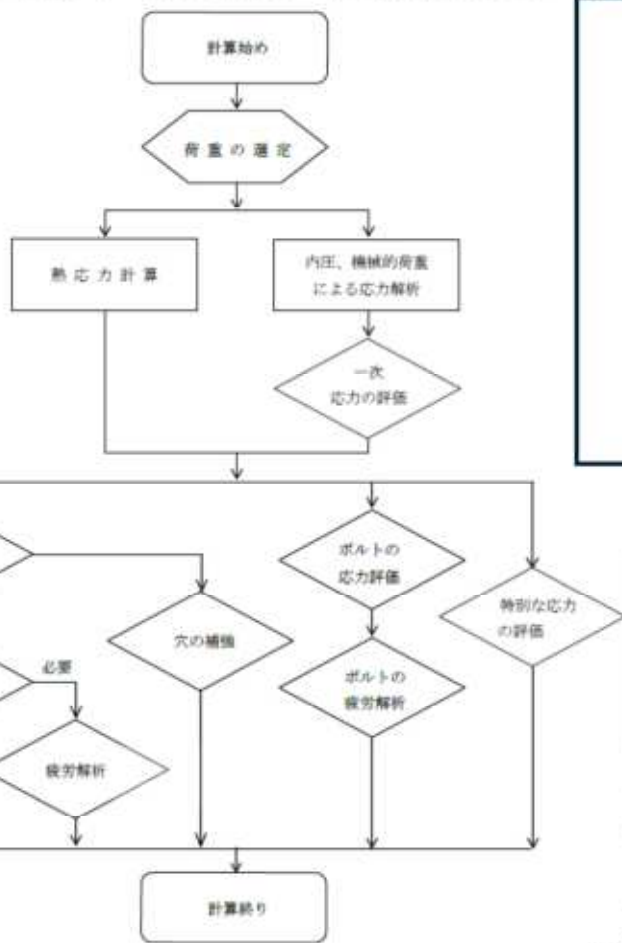
 : 搬入から貯蔵まで
  : 貯蔵後から搬出まで

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(2) 強度計算方法

- ① 胴・一次蓋・カバープレート・一次蓋ボルト・カバープレートボルト・二次蓋・二次蓋ボルト【ABAQUSコード・構造公式】
 金属キャスク構造規格の密封容器を適用し、設計上考慮すべき荷重の組合せを考慮して実施した。

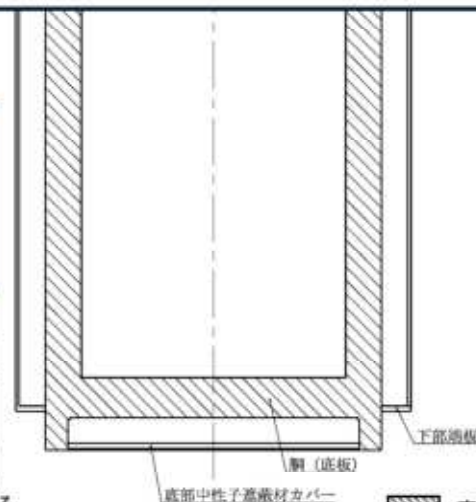


密封容器の評価フロー

密封容器の設計上考慮すべき荷重の組合せ

評価対象	圧力による荷重	自重による荷重	ボルト初期締付力	吊上げ荷重	衝撃荷重	熱荷重
設計時	○	—	○	—	—	—
貯蔵時	○	○	○	—	—	○
吊上げ時	○	(注1)	○	○	—	○
試験時	○	○	○	—	—	—

(注1) 自重による荷重は吊上げ荷重の慣性力による荷重に含まれる。



密封容器の評価箇所

: 密封容器

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(2) 強度計算方法

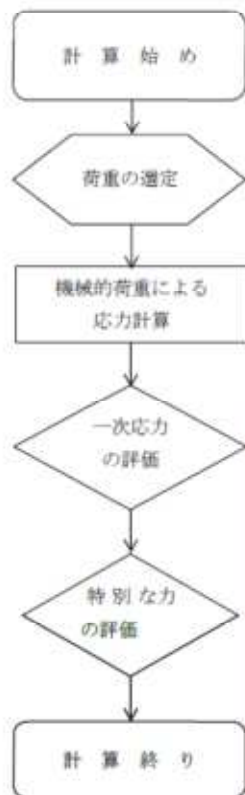
② バスケットプレート【構造公式】

金属キャスク構造規格のバスケットの評価を参考とし、設計上考慮すべき荷重の組合せを考慮して使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号:T-DPC17001)を受けた評価に準じた評価を実施した。

バスケットプレートの設計上考慮すべき荷重の組合せ

評価対象	自重による荷重	ボルト初期締付力	吊上げ荷重	衝撃荷重	熱荷重
貯蔵時	○	—(注2)	—	—	—(注3)
吊上げ時	—(注1)	—(注2)	○	—	—(注3)

(注1) 自重による荷重は吊上げ荷重の慣性力による荷重に含まれる。
 (注2) バスケットの構造強度部材としてボルトを使用していない。
 (注3) バスケット同士又は胴により拘束されないため熱荷重は発生しない。



バスケットプレート
の応力評価フロー

バスケットプレートの応力評価箇所

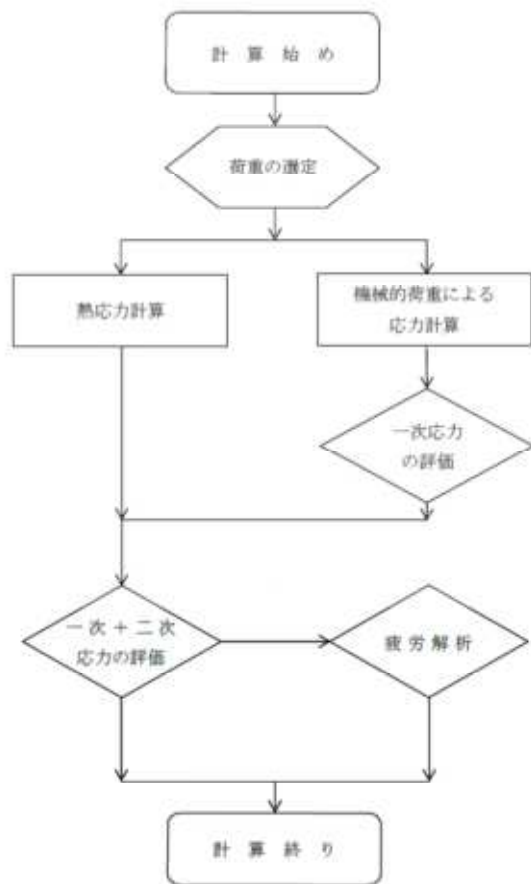
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(2) 強度計算方法

③ トラニオン【構造公式】

金属キャスク構造規格のトラニオンを適用し、設計上考慮すべき荷重の組合せを考慮して実施した。



トラニオンの評価フロー

トラニオンの設計上考慮すべき荷重の組合せ

評価家	自重による荷重	ボルト初期締付力	吊上げ荷重	固縛荷重	熱荷重
貯蔵時	○	—(注2)	—	○	—(注3)
吊上げ時	—(注1)	—(注2)	○	—	—(注3)

(注1) 自重による荷重は吊上げ荷重の慣性力による荷重に含まれる。

(注2) トラニオンの構造強度部材としてボルトを使用していない。

(注3) 密封容器の熱膨張により生じる応力に限る。



トラニオンの評価箇所

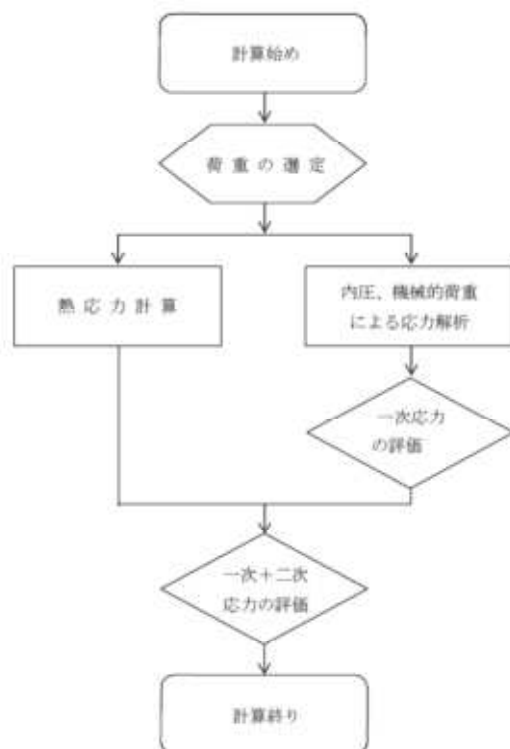
6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(2) 強度計算方法

④ 外筒・下部端板・蓋部中性子遮蔽材カバー・底部中性子遮蔽材カバー【ABAQUSコード】

金属キャスク構造規格の中間胴を適用し、設計上考慮すべき荷重の組合せを考慮して実施した。



外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び
底部中性子遮蔽材カバーの設計上考慮すべき荷重の組合せ

評価事象	自重による荷重	圧力による荷重	吊上げ荷重	衝撃荷重	熱荷重
貯蔵時	○	○	—	—	○
吊上げ時	— (注1)	○	○	—	○

(注1) 自重による荷重は吊上げ荷重の慣性力による荷重に含まれる。

外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び
底部中性子遮蔽材カバーの応力評価フロー

外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び
底部中性子遮蔽材カバーの応力評価箇所

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

(3) 応力解析に用いる解析コード

構造強度評価では、密封容器のうち、胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋及び二次蓋ボルト、並びに中間胴として評価する外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析にABAQUSを使用している。

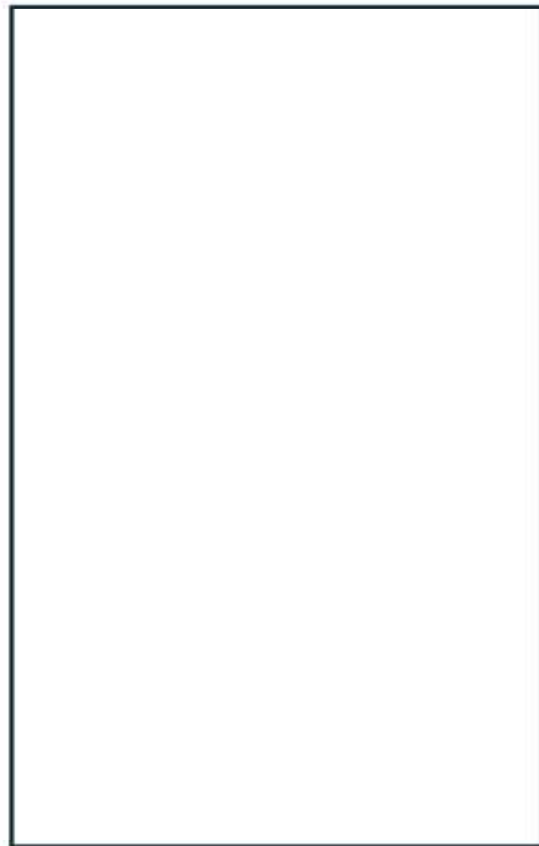
ABAQUSは、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデルを用いた落下試験により検証され適用性を確認している。また、このコードは、技術的な特殊性、新規性はなく、許認可で実績があるコードである。

(4) 強度計算結果

各部位の適合性確認結果をP.57に示す。各部位は、金属キャスク構造規格等に規定される許容基準を満足していることを確認した。

● 技術基準規則への適合性

以上のとおり、MSF-24P(S)型は、安全機能を確保するために必要な強度部材が金属キャスク構造規格等に規定される強度基準を満足しており、十分な構造強度を有している。したがって、MSF-24P(S)型は、構造に係る要求事項に適合している。



密封容器及び外筒等の応力解析モデル
(貯蔵時の例)

6. 技術基準規則への適合性(26条)

● 安全機能を確保するために必要な強度部材の構造強度評価について

強度計算結果(金属キャスク構造規格等への適合性確認結果)

(1) 設計時 [応力評価]

(単位:MPa)

部位	応力分類	計算値	許容応力値
一次蓋	膜+曲げ(一次)	6	186
二次蓋	膜+曲げ(一次)	25	186
胴	膜(一次)	1	122
一次蓋ボルト	引張	248	280
二次蓋ボルト	引張	220	281
カバープレート	膜+曲げ(一次)	3	205
カバープレートボルト	引張	166	280

(2) 貯蔵時 [応力評価]

(単位:MPa)

部位	応力分類	計算値	許容応力値
一次蓋	膜+曲げ(一次+二次)	27	372
二次蓋	膜+曲げ(一次)	28	186
胴(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	75	185
胴	圧縮	35	90
一次蓋(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	80	185
二次蓋(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	25	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	380	840
二次蓋ボルト	引張+曲げ	431	843
カバープレート	膜+曲げ(一次)	3	205
カバープレートボルト	引張	166	560
バスケットプレート	せん断	1	9
上部トランニオン	支圧(一次+二次)	75	343
下部トランニオン	支圧(一次+二次)	100	343
外筒	曲げ(一次)	60	156
下部端板	曲げ(一次+二次)	117	410
蓋部中性子遮蔽材カバー	引張/圧縮(一次+二次)	20	470
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	39	136

(注)本頁に示す評価結果は、各部位のうち許容応力又は許容基準値に対し最も余裕が少ないものを示している。

(3) 吊上げ時 [応力評価]

(単位:MPa)

部位	応力分類	計算値	許容応力値
一次蓋	膜+曲げ(一次+二次)	21	372
二次蓋	膜+曲げ(一次)	28	186
胴(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	51	185
胴	圧縮	26	90
一次蓋(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	71	185
二次蓋(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	25	185
一次蓋ボルト	引張	250	560
二次蓋ボルト	引張+曲げ	339	843
カバープレート	膜+曲げ(一次)	3	205
カバープレートボルト	引張	166	560
バスケットプレート	せん断	1	21
上部トランニオン	組合せ(一次)	117	394
下部トランニオン	支圧(一次+二次)	84	343
外筒	曲げ(一次)	60	156
下部端板	曲げ(一次+二次)	119	410
蓋部中性子遮蔽材カバー	引張/圧縮(一次+二次)	14	470
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	39	136

(4) 試験時 [応力評価]

(単位:MPa)

部位	応力分類	計算値	許容応力値
一次蓋	膜+曲げ(一次)	14	279
胴(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	11	207
胴	膜+曲げ(一次)	5	279
一次蓋(シール部)	膜+曲げ(一次+二次)	61	207
カバープレート	膜+曲げ(一次)	4	276

(5) その他評価

部位		計算値	許容基準値	
密封容器	疲労評価	一次蓋ボルト	0.0258	1
		二次蓋ボルト	0.0367	1
		カバープレートボルト	0.0034	1
	外圧を受ける胴	0.41MPa	13.2MPa	
補強要否の評価		蓋貫通部の応力強さは許容基準以下であり、補強は不要。		
トランニオン	疲労評価	トランニオン	0.0010	1

7. 外運搬規則への適合性

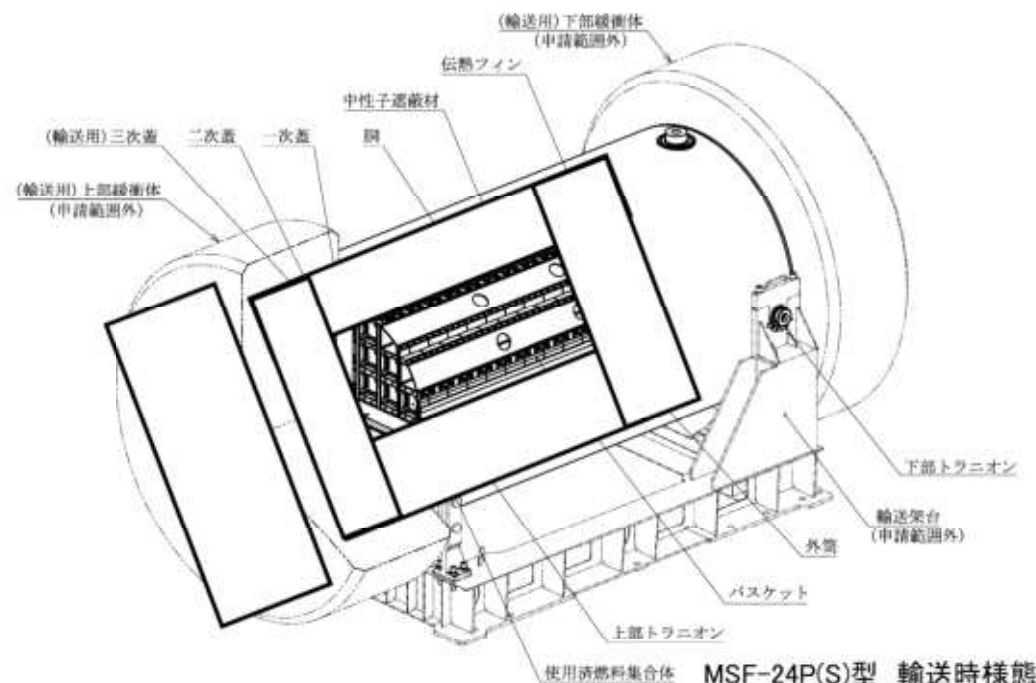
● 審査説明事項

BM型輸送物^(注)であるMSF-24P(S)型の設計が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下「外運搬規則」という。)の第6条及び第11条に適合していることを説明する^(注)。

(注)外運搬規則第3条第1項第2号の原子力規制委員会の定める量を超える放射能を有する核燃料物質等を運搬する核燃料輸送物

外運搬規則		安全機能				構造強度	長期健全性
		臨界防止	遮蔽	除熱	密封		
第6条	BM型輸送物に係る技術上の基準	—	○	○	○	○	○
第11条	核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準	○	—	—	—	○	○

項目	適合性説明事項
第6条	核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、BM型輸送物に係る技術上の基準に適合することを示す。
第11条	核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないこと等を示す。



7. 外運搬規則への適合性

● 申請範囲

特定兼用キャスク及び関連部品／設備の申請範囲を下表に示す。(輸送用)緩衝体は申請範囲外であるが、型式指定申請書添付書類13に示す、特定の仕様及び構造の(輸送用)上部緩衝体及び(輸送用)下部緩衝体を装着して輸送することを条件として規則適合性を説明する。

分類	部品/設備 ^(注1)			申請範囲 ^(注2)				
	名称	貯蔵時	輸送時	型式証明	設置(変更)許可	型式指定		設工認
				貯蔵時	貯蔵時	貯蔵時	輸送時	貯蔵時
特定兼用キャスク	キャスク本体／バスケット／一次蓋／二次蓋	□	□	○	○	○	○	○
	モニタリングポートカバープレート	—	□	—	—	—	○	—
	(輸送用)三次蓋	—	□	—	—	—	○	—
	貯蔵用三次蓋	□	—	○	○	○	—	○
—	(輸送用)緩衝体	—	□	—	—	—	△	—
周辺施設	貯蔵用緩衝体	□	—	△	○	△	—	○
	貯蔵架台	□	—	—	○	—	—	○
	圧力センサ／温度センサ	□	—	—	○	—	—	○

(注1) 部品/設備の□は、供用中に使用することを示す。

(注2) ○は、申請範囲を示す。

△で示す貯蔵用緩衝体は、申請範囲外の部品であるが、貯蔵時における特定兼用キャスクの安全機能を維持するための安全設計全般に係る設計方針に関連し、後段の設置(変更)許可申請又は設工認への引継ぎ事項(設計条件)を示すために審査に含める。

△で示す(輸送用)緩衝体は、申請範囲外の部品であるが、輸送時における特定兼用キャスクの安全機能維持するために必要な部品であるため、輸送時の規則に適合するために必要な部品として、審査に含める(型式指定申請書添付書類13に示す特定の仕様・構造の(輸送用)緩衝体を装着して輸送することを条件として、規則適合性を示す)。
 <補足>

・モニタリングポートカバープレート及び(輸送用)三次蓋は、輸送時にキャスク本体と共に密封機能を担保する部位であり、設置許可基準規則第2条第2項第41号(*)の定義を基に、特定兼用キャスクとして分類している。また、(輸送用)緩衝体は外運搬規則適合のために必要な部品であること、貯蔵用緩衝体及びその取付けのために必要な貯蔵用三次蓋は、蓋部が金属部へ衝突しない設置方法において特定兼用キャスク貯蔵時の安全機能を維持するための前提となることを踏まえ、特定兼用キャスクに分類されるべき部品と考えられるものの、緩衝体(輸送用・貯蔵用)は、「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」の1.4(用語の定義)に基づき、特定兼用キャスクに分類されないことを踏まえ、申請範囲外とし、型式証明を受けている。

(*抜粋) 兼用キャスクとは、使用済燃料を工場内に貯蔵する乾式キャスクのうち、使用済燃料の工場等外への運搬に使用する容器に兼用することができるものとして、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準(容器に係るものに限る。)に適合するものをいう。

7. 外運搬規則への適合性

● 型式指定申請書 添付書類13の構成及び審査範囲

添付書類13の構成及び審査範囲を下表に示す。添付書類13の記載事項のうち、八章、二章及び参考については、型式指定申請上の参考扱いである。

添付書類13の構成 ^(注1)		型式指定審査上の位置付け	
イ章	核燃料輸送物の説明	審査範囲	核燃料輸送物の使用目的、使用条件、仕様、収納物等の核燃料輸送物を説明するもの。安全解析及び安全評価の前提条件を示すものであり、審査範囲内。
ロ章	核燃料輸送物の安全解析	審査範囲	外運搬規則第6条及び第11条への適合性説明のために必要な核燃料輸送物の安全解析及び安全評価を示すものであり、審査範囲内。
ロ章A	構造解析		
ロ章B	熱解析		
ロ章C	密封解析		
ロ章D	遮蔽解析		
ロ章E	臨界解析		
ロ章F	核燃料輸送物の経年変化の考慮		
ロ章G	外運搬規則及び外運搬告示に対する適合性の評価	審査範囲	外運搬規則第6条及び第11条への適合性評価を示すものであり、審査範囲内。
ハ章	輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法	参考	核燃料輸送物の安全設計に合致した輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱方法を示すもので、原子力事業者等により定められる。本申請上は想定される保守及び取扱方法を示すものであり、参考の位置づけである。
ニ章	安全設計及び安全輸送に関する特記事項	参考	イ章～ハ章に該当しない安全設計及び安全輸送に関する特記事項を示すものであり、参考の位置づけである。
参考	輸送容器の製作の方法の概要に関する説明	参考	輸送容器の製作方法及び試験並びに検査方法の概要(例)を記載するものであり、参考の位置づけである。

(注1)「発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061921号)の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手続きガイド」(令和2年2月26日 原規規発第2002264号)別記第2(輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書の記載要領)に示される項目及び内容を記載している。

7. 外運搬規則への適合性

● 核燃料輸送物の使用目的、使用条件等

本輸送物の使用目的、使用条件等について、核燃料輸送物設計承認変更の承認(原規規発第22061412号 令和4年6月14日承認)(以下「先行設計承認」という。)を受けたMSF-24P型と比較して下表に示す。

項目	核燃料輸送物の使用目的、使用条件等 (添付書類13イ章記載事項)	先行設計承認 (MSF-24P型)
使用目的	軽水炉型原子力発電所(PWR)の使用済燃料を、原子力発電所から再処理工場に輸送するため	左記と同じ
輸送物の種類	BM型核分裂性輸送物	
輸送制限個数	なし	
輸送指数	10以下	
臨界安全指数	0	
輸送物の総重量	134.4トン以下(輸送架台は含まず)	
輸送容器の外形寸法	外径約3.6 m、長さ約6.8 m(上・下部緩衝体を含む)	
輸送容器の重量	117.7トン以下(輸送架台は含まず)	
輸送容器の材質	胴・外筒・一次蓋・二次蓋: 炭素鋼、三次蓋: ステンレス鋼、中性子遮蔽材: レジン、伝熱フィン: 銅、バスケット: ほう素添加アルミニウム合金及びアルミニウム合金、緩衝体: ステンレス鋼及び木材	
輸送容器に収納する核燃料物質の仕様	貯蔵容器の仕様と同じ(17×17燃料及び15×15燃料)	17×17燃料のみ ^(注1)
輸送形態	車両による陸上輸送あるいは船による海上輸送	左記と同じ
冷却方法	自然空気冷却	
使用予定年数	60年(設計評価期間)	
輸送容器の使用予定回数	10回	
貯蔵予定期間	60年(設計貯蔵期間)	
運搬中に想定する最低温度	-20℃	

(注1) 17×17燃料の仕様・収納条件に差異はない。

7. 外運搬規則への適合性

● 輸送容器構成部材の材質及び構造(輸送時)

MSF-24P(S)型輸送容器の構成部材の材質及び構造は下表のとおりであり、輸送容器としての材質及び構造は先行設計承認のMSF-24P型と同一である。

主要構成部材	材質		構造(構造図)	
	MSF-24P(S)型	先行設計承認 (MSF-24P型)	MSF-24P(S)型(注1)	先行設計承認 (MSF-24P型)
胴	炭素鋼 []	左記と同じ	別紙1-3図	左記と同じ
外筒	炭素鋼 []		別紙1-5図	
底部中性子遮蔽材カバー	ステンレス鋼 []		別紙1-3図	
下部端板	ステンレス鋼 []		別紙1-6図	
トラニオン	ステンレス鋼(SUS630)		別紙1-3図 別紙1-5図	
伝熱フィン	銅(C1020)		別紙1-16図	
中性子遮蔽材 (底部、側部)	レジン(エポキシ系樹脂)		別紙1-7図 別紙1-8図	
バスケットプレート	アルミニウム合金(MB-A3004-H112)		別紙1-11図 別紙1-12図	
中性子吸収材	ほう素添加アルミニウム合金		別紙1-14図 別紙1-15図	
一次蓋	炭素鋼 []		別紙1-17図 別紙1-18図	
蓋部中性子遮蔽材カバー	炭素鋼 []			
中性子遮蔽材(蓋部)	レジン(エポキシ系樹脂)			
一次蓋ボルト	ニッケルクロムモリブデン鋼 []			
二次蓋	炭素鋼 []			
二次蓋ボルト	ニッケルクロムモリブデン鋼 []			
(輸送用)三次蓋	ステンレス鋼 []			
(輸送用)三次蓋ボルト	ニッケルクロムモリブデン鋼 []			
(輸送用)緩衝体(注2)	ステンレス鋼 [] 木材 []			

(注1)構造図番号は、補足説明資料「型式証明を受けた設計からの変更点及び安全評価への影響に関する説明資料」(L5-95KV260)の別紙1の図番号である。

(注2)本申請では、(輸送用)緩衝体は申請範囲外であるが、特定の仕様及び構造の(輸送用)緩衝体(先行設計承認と同一仕様・構造)を装着して輸送することを条件とする。

7. 外運搬規則への適合性

● 先行設計承認申請書との主な記載事項の差異

添付書類13 イ章及びロ章(A~F)記載事項と先行設計承認申請書の主な差異を下表に示す。先行設計承認との主な差異は、15×15燃料の収納に伴う、15×15燃料収納時の安全機能及び構造強度に係る安全評価の追加である。

添付書類13の構成		先行設計承認申請書との主な差異	備考
イ章	核燃料輸送物の説明	・15×15燃料が収納できることの追記。	・先行設計承認では15×15燃料は収納対象外。
ロ章	核燃料輸送物の安全解析	(差異なし)	—
ロ章A	構造解析	・一般の試験条件における自由落下(0.3m落下)時の15×15燃料被覆管応力評価の追加。	・15×15燃料被覆管の応力評価方法は17×17燃料被覆管と同じ。
ロ章B	熱解析	・一般の試験条件及び特別の試験条件における15×15燃料収納時の熱解析結果の追加。	・15×15燃料収納時の熱解析方法は17×17燃料収納時と同じ。
ロ章C	密封解析	(差異なし)	・15×15燃料の放射エネルギーは17×17燃料に比べ少ないため、密封評価は17×17燃料収納時に包絡される。
ロ章D	遮蔽解析	・通常輸送時、一般の試験条件下及び特別の試験条件下における15×15燃料収納時の遮蔽解析結果の追加。	・15×15燃料収納時の遮蔽解析方法は17×17燃料収納時と同じ。
ロ章E	臨界解析	・15×15燃料収納時の輸送時(乾燥)及び取扱時(冠水)における臨界解析結果の追加。	・15×15燃料収納時の臨界解析方法は17×17燃料収納時と同じ。
ロ章F	核燃料輸送物の経年変化の考慮	・容器及び燃料被覆管の最高温度について、15×15燃料収納時の熱解析結果を反映。また、容器及び燃料被覆管の照射量について、15×15燃料収納時の遮蔽解析結果を反映。 ・15×15燃料被覆管の周方向応力値の反映。	・最高温度及び照射量に差異が生じるが、経年変化の必要性評価方法及び評価結果は17×17燃料収納時と同じ。 ・15×15燃料被覆管の周方向応力の評価方法は17×17燃料の評価方法と同じ。
ロ章G	外運搬規則及び外運搬告示に対する適合性の評価	・安全評価結果について、15×15燃料収納時が最大となる結果の反映。	・適合性の評価結果は先行設計承認と同じ。

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)

輸送容器の構成部材及び収納物の経年変化を考慮した上で、BM型輸送物に係る技術上の基準に適合する設計であることを確認。適合確認結果をP.65～P.72に示す。

項目	外運搬規則第6条 要求事項(概要) ^(注1)
BM型輸送物に係る技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に、かつ、安全に取扱うことができること。 ・運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。 ・表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。 ・材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。 ・弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。 ・表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。 ・核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品以外のものが収納されていないこと。 ・外接する直方体の各辺が10cm以上であること。 ・みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 ・構成部品は、運搬中に予想される温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。 ・周囲の圧力を60kPaとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。 ・表面における最大線量当量率が2mSv/hを超えないこと。 ・表面から1m離れた位置における最大線量当量率が100μSv/hを超えないこと。 ・一般の試験条件下において次に掲げる要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> － 表面における最大線量当量率が著しく増加せず、かつ、2mSv/hを超えないこと。 － 放射性物質の1時間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。 － 輸送中人が容易に近づくことができる表面(近接防止枠の表面)において85℃を超えないこと。 － 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。 ・特別の試験条件下において次に掲げる要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> － 表面から1m離れた位置における最大線量当量率が10mSv/hを超えないこと。 － 放射性物質の1週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。 ・運搬中に予想される最も低い温度から38℃までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。 ・原子力規制委員会の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。

(注1)適用除外・非該当事項を除く。

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(1/8)

：先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13 の項目
<p>(BM型輸送物に係る技術上の基準) 第6条 BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>第6条第1号 前条第1号から第8号までに定める基準。ただし、同条第6号イに定める要件は、適用しない。</p> <p>(第5条第1号) 前条第1号から第5号まで、第8号及び第10号に定める基準</p> <p>(第4条第1号) 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。</p> <p>(第4条第2号) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p>	<p>後述のとおり第5条第1号～第8号までに定める基準に適合している。ただし、第6号に定められる要件は該当しない。</p> <p>後述のとおり第4条第1号～第5号、第8号及び第10号に定める基準に適合している。</p> <p>本輸送物は、以下に示すように容易に、かつ、安全に取り扱うことができる。</p> <p>a. 輸送物は、キャスク本体にトラニオンがあり、吊上げ、吊下しは専用吊具を用い、クレーンを使用して容易に行える。また、輸送物は専用の輸送架台を用いて車輛又は船舶に強固に積付けられる等、安全に取り扱えるものである。</p> <p>b. 輸送物の吊上装置であるトラニオンは、公式を用いた計算により、取扱時を考慮して安全係数を3とし、収納物の最大収納体数を考慮した輸送物の吊上げ荷重の負荷時にも設計降伏点を下回るよう設計しており、急激な吊上げに耐えられるものである。</p> <p>c. 輸送物には、トラニオンを除いて輸送物を吊上げるおそれのある吊手はない。また、輸送物は、専用吊具によって容易に、かつ、安全に取り扱うことができる。</p> <p>d. 輸送物の表面は滑らかに仕上げられており、雨水が溜らない構造となっている。</p> <p>本輸送物は、以下に示すように運搬中に予想される温度(-20℃～38℃)及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれはない。</p> <p>a. 運搬中に予想される輸送物各部の最低温度は一律-20℃とし、最高温度は一般の試験条件の熱的試験と同様に周囲温度38℃及び太陽放射熱を保守的に連続で負荷した条件の下で、軸方向燃焼度分布を考慮した上で、収納物の崩壊熱量の最大値に裕度を見た18.1 kWとして輸送物各部の温度をABAQUSコードを用いて解析評価している。収納物の最高温度は206℃であり、制限温度275℃より低いため、燃料被覆管の機械的特性に影響はない。本輸送物の主要な中性子遮蔽材であるレジン温度は127℃であり、使用可能温度149℃より低いため、遮蔽性能が低下することはない。また、二次釜金属ガスケット温度は105℃であり、金属ガスケットの使用可能温度130℃より低く、三次釜Oリング温度は103℃であり、Oリングの使用可能温度150℃より低いため、密封性能が低下することはない。</p>	<p>(イ)-C</p> <p>(ロ)-A.4.4</p> <p>(イ)-C</p> <p>(イ)-C</p> <p>(ロ)-B.4.6</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(2/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(第4条第2号)(続き) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p>	<p>b. 運搬中に予想される温度の変化に対して、輸送物は周囲温度-20℃～38℃の温度の範囲において、各部品の熱膨張に伴う寸法変化は十分小さく、部品同士の干渉が生じないため、き裂、破損等の生じるおそれはない。また、発生する熱応力に対しても、耐える強度をもつことから、構造健全性は維持される。</p> <p>c. 運搬中に予想される内圧の変化に対して、輸送物の運搬中に予想される最大内圧は胴内圧が0.078MPa、一二次蓋間が0.39MPa、二三次蓋間が0.253MPaであり、構造解析ではその圧力条件を上回る差圧を胴内、一二次蓋空間及び二三次蓋空間に設定した条件で、熱応力を含めた各部の応力をABAQUSコードを用いて解析評価している。また、中性子遮蔽材充填空間においても温度上昇に伴う圧力上昇を考慮している。運搬中の温度変化により予想される容器本体各部の温度差による熱応力や内圧の変化による荷重が負荷されても各部が設計応力強さ等基準値を下回り、構造健全性が維持され、き裂、破損等の生じるおそれはない。また、三次蓋の口開き変形量はOリングの初期締め付け代より小さく、密封性を損なうことはない。</p> <p>d. 本輸送物の胴内は、真空置換によりヘリウムを充填するため残留水はなく、水の放射線分解によってガスが発生しないため、内圧を高めることはなく、密封性を損なうことはない。</p> <p>e. 三次蓋は輸送時の振動等により緩まないよう、三次蓋ボルトにより強固に締付けられており、運搬中の温度及び内圧の変化を考慮しても、開くことはない。また、輸送物のキャスク本体と三次蓋の接合部の密封境界にはOリングを設けており、密封を保っている。</p> <p>f. 固縛装置であるトラニオンは、公式を用いた計算により、輸送物最大重量を考慮したうえで、輸送中発生する上下及び前後方向加速度2g並びに左右方向加速度1gの負荷時にも設計降伏点を下回るように設計されているため、構造健全性は維持される。また、本輸送物は固有振動数(215 Hz)と輸送による振動数(10 Hz)の差が大きく、励振力による輸送物の応答増幅の影響はなく、輸送中の振動による荷重は0.3m落下事象に包絡される。よって、輸送物は予想される振動等によって、き裂、破損等の生じるおそれはない。</p>	<p>(□)-A.5.1.2</p> <p>(□)-A.5.1</p> <p>(□)-B.4.4</p> <p>(□)-A.4.7、 (□)-A.5.1、 (□)-C.2.4 (□)-A.4.5、 (□)-A.4.7</p>
<p>(第4条第3号) 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。</p>	<p>輸送物表面には、取扱い時に使用するトラニオン以外には不要な突起物がなく、また、輸送物表面はステンレス鋼もしくは塗装を施した炭素鋼面であり、滑らかに仕上げていることから、除染は容易である。</p>	<p>(イ)-C</p>
<p>(第4条第4号) 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。</p>	<p>本輸送物には、炭素鋼、ステンレス鋼等化学的に安定した材料を使用しており、以下に示すように各々の材料相互の間及び収納物との間では、危険な物理的作用又は化学反応を起こすおそれはない。</p> <p>a. 構成部品同士の熱膨張による干渉はないことから、材料相互の接触による、き裂、破損等を生じるおそれはない。</p> <p>b. レジンを外筒等に密閉する、また、胴内をヘリウム雰囲気にする等、材料相互で腐食等が生じない設計としている。</p> <p>c. レジン及びOリングは金属と接触しても化学反応を起こすおそれはない。</p> <p>d. 熱伝フィンと胴及び外筒の接合部は、異種金属接触による電気的な腐食促進の影響は小さい。</p>	<p>(□)-A.5.1.2</p> <p>(□)-A.4.1</p> <p>(□)-A.4.1</p> <p>(□)-A.4.1</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(3/8)

：先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目						
<p>(第4条第5号) 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。</p> <p>(第4条第6号) 開封されたときに見やすい位置(当該位置に表示を有することが困難である場合は、核燃料輸送物の表面)に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。ただし、原子力規制委員会の定める場合は、この限りでない。</p> <p>(第4条第7号) 表面における原子力規制委員会の定める線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。</p> <p>(第4条第8号) 表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度(以下「表面密度限度」という。)を超えないこと。</p> <p>(第4条第9号) 核分裂性物質(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(原子力規制委員会の定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)が収納されている場合には、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。</p>	<p>三次蓋に設置されるリリーフバルブにはリリーフバルブカバープレートを設け、運搬中は覆われる設計としており、誤って操作されることはない。</p> <p>該当しない。</p> <p>該当しない。</p> <p>本輸送物の表面の放射性物質の密度は、発送前に表面密度限度以下であることを確認したうえで、発送される。</p> <table border="1" data-bbox="788 932 1425 1019"> <thead> <tr> <th>放射性物質の区分</th> <th>密度(Bq/cm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当しない。</p>	放射性物質の区分	密度(Bq/cm ²)	アルファ線を放出する放射性物質	0.4	アルファ線を放出しない放射性物質	4	<p>(ロ)-A.4.3</p> <p>(ハ)-A</p>
放射性物質の区分	密度(Bq/cm ²)							
アルファ線を放出する放射性物質	0.4							
アルファ線を放出しない放射性物質	4							

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(4/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(第4条第10号) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p>	<p>本輸送物には、収納物以外のものが収納されていないことを確認したうえで蓋をするので、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものを収納することはない。</p>	<p>(ハ)-A</p>
<p>(第5条第2号) 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。</p>	<p>本輸送容器の仕様は外径3550mm、長さ6783mmの円筒型容器であり、外接する直方体の各辺は10 cm以上である。</p>	<p>(イ)-C</p>
<p>(第5条第3号) みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p>	<p>本輸送物の三次蓋は、三次蓋ボルトで強固に締め付けられており、輸送の際には上部緩衝体で覆われるため、不用意に三次蓋ボルトが外されることはない。また、上部緩衝体は取付後 <input type="checkbox"/> されるので、開放された場合はそれが明らかとなる。</p>	<p>(ロ)-C.2、 (ハ)-A</p>
<p>(第5条第4号) 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。</p>	<p>本輸送物は、周囲温度-20℃～38℃で使用する。 本輸送容器の構成部品は、-20℃から運搬中に予想される最高温度の範囲で脆化、著しい強度の低下等、材料強度への影響はなく、構成部品にき裂、破損等を生じるおそれはない。</p>	<p>(ロ)-A.3、 (ロ)-A.4.2、 (ロ)-B.4.6</p>
<p>(第5条第5号) 周囲の圧力を六十キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。</p>	<p>本輸送物の密封装置は、周囲圧力が60 kPaの場合を考慮した差圧を胴内及び二三次蓋空間に設定した解析により、密封装置の健全性を損なうことがないことを規則第4条第2号の熱解析及び構造解析においてABAQUSコードを用いて確認しているため、放射性物質の漏えいはない。</p>	<p>(ロ)-A.4.6</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(5/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(第5条第6号) 液体状の核燃料物質等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。 (後略)</p> <p>(第5条第7号) 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸送物であつて、核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第4条第2項並びに第19条第3項第1号及び第2号に規定する運搬の技術上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたものは、表面における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p>	<p>該当しない。</p> <p>本輸送物は、以下を考慮して保守的な条件を設定し、DOT3.5コードにて解析した結果、通常輸送時の輸送物表面の最大線量当量率は1172.9 μ Sv/hであり、基準値の2 mSv/hを超えることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 線源として保守的に中央部に全てパーナブルポイズン集合体を装荷した最高燃焼度の燃料12体を、外周部に全て平均燃焼度の燃料12体を収納するとしている。 b. 燃料の燃焼条件を包絡する軸方向燃焼度分布を考慮している。 c. 燃料集合体及びパーナブルポイズン集合体の放射化を考慮している。 d. 解析モデルについては遮蔽材の最小寸法を使用し、中性子遮蔽材については規則第3条第3項の技術上の基準に対する適合性における説明(P.76)のとおり、熱的劣化を考慮し、その質量が2.5 %減損したとしている。 	<p>(口)-D.4, (口)-D.5</p>
<p>(第5条第8号) 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率(コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物であつて、専用積載としない運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に原子力規制委員会の定める係数を乗じた線量当量率)が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、核燃料輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の原子力規制委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>本輸送物は、上記と同じ条件にて解析した結果、通常輸送時の輸送物の表面から1 m離れた位置における最大線量当量率は86.1 μ Sv/hであり、基準値の100 μ Sv/hを超えることはない。</p>	<p>(口)-D.4, (口)-D.5</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(6/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(第5条第9号) 原子力規制委員会の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 イ 放射性物質の漏えいがないこと。 ロ 表面における最大線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時(第7号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時)を超えないこと。</p> <p>(第5条第10号) 原子力規制委員会の定める液体状又は気体状の核燃料物質等(気体状のトリチウム及び希ガスを除く。)が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件の下に置くこととした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。</p> <p>第6条第2号 原子力規制委員会の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>イ 前条第9号ロの要件</p>	<p>該当しない。</p> <p>該当しない。</p> <p>本輸送物を一般の試験条件下に置いた場合、緩衝体に変形が生じることを踏まえ、第5条第7号の通常輸送時の評価条件に基づき、CRUSHコードにより得られた緩衝体の各落下方向の変形を重畳させた保守的なモデルを用いて、DOT3.5コードにて解析した結果、一般の試験条件下の輸送物表面の最大線量当量率は1172.9 μ Sv/hであり、基準値の2 mSv/hを超えることはない。 なお、この緩衝体の変形を考慮しても、通常輸送時に比べ本輸送物の最大線量当量率の著しい増加はない。</p>	<p>(ロ)-D.4、 (ロ)-D.5</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(7/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>第6条第2号(続き)</p> <p>□ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。</p> <p>ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度(専用積載として運搬する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面)において摂氏八十五度)を超えないこと。</p> <p>ニ 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。</p> <p>第6条第3号 原子力規制委員会の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>イ 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p>	<p>本輸送物は、一般の試験条件下に置いた場合でもABAQUSコードを用いた熱解析で三次蓋Oリングの健全性を、また、構造解析で蓋密封部の健全性が確認されており、密封性を損なうことはない。本輸送物は、一般の試験条件下では負圧を維持するため、放射性物質の環境への漏えいはないが、全燃料棒の0.1%の燃料棒の密封性が失われ、核分裂生成ガスが胴内に放出されたうえで、胴内圧が大気圧上限値まで上昇し、その後大気圧下限値の環境下に置かれたと仮定して公式を用いた放射性物質(³H及び⁸⁵Kr)の漏えい計算をしても、1時間当りの漏えい量と各核種の基準値$A_2 \times 10^{-6}$ Bq/hとの比率の合計は、9.68×10^{-5}で、1より小さく、基準値$A_2 \times 10^{-6}$ Bq/hを超えることはない。</p> <p>本輸送物は、専用積載として運搬する。収納物の最大崩壊熱量に余裕をみた18.1 kWを収納したとして、一般の試験条件下に置いた場合の輸送物の温度を高く評価する条件のもとで周囲温度38℃の日陰に置いた場合の輸送物の表面温度をABAQUSコードを用いて解析した結果、外筒外面及びトラニオン温度が85℃を超えるが、必要に応じて近接防止金網を取り付けて輸送するとともに、上記を除いた部位の最高表面温度は緩衝体表面の82℃となることから、輸送中に人が容易に接近し得る部分の最高温度は日陰において基準値の温度85℃を超えることはない。(近接防止金網の温度は66℃以下)</p> <p>本輸送物は、一般の試験条件下に置いた場合でも密封性を損なうことはないことをABAQUSコード等を用いた構造解析の結果より確認している。また、輸送物表面の放射性物質の密度を発送前検査においても測定により確認するため、表面密度限度を超えることはない。</p> <p>本輸送物は、特別の試験条件下に置いた場合、構造解析の結果から緩衝体に変形、中性子遮蔽材に貫通変形及び、燃料集合体に変形が生じる可能性がある。そのため、緩衝体の全部及び中性子遮蔽材の一部をモデルから除いてDOT3.5コードにて遮蔽解析を行っている。また、熱解析で一部の中性子遮蔽材が使用可能温度を超えることから、規則第3条第3項の技術上の基準に対する適合性における説明のとおり、熱的劣化を考慮しその質量が2.5%減損したとした上で、さらにその密度が保守的に半減するものとしている。なお、燃料集合体の変形は遮蔽解析結果に有意な影響を与えないため考慮していない。その場合でも輸送物の表面から1m離れた位置での最大線量当量率は895.9 μSv/hであり、基準値の10 mSv/hを超えることはない。</p>	<p>(ロ)-C.3.1</p> <p>(ロ)-B.4.1、 (ロ)-B.4.6</p> <p>(ロ)-A.5.1、 (ロ)-C.3.1、 (ハ)-A</p> <p>(ロ)-D.4、 (ロ)-D.5</p>

7. 外運搬規則への適合性

● BM型輸送物に係る技術上の基準(第6条)への適合性確認結果(8/8)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>第6条第3号(続き)</p> <p>□ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。</p>	<p>本輸送物は、特別の試験条件下に置いた場合、緩衝体及び中性子遮蔽材に変形が生じるが、密封装置は健全であり、火災試験を経た後も輸送容器の密封性は保持できる。ここで安全側に一次蓋、二次蓋及び全燃料棒の密封性が失われたと仮定し、燃料が有するヘリウム及び核分裂生成ガスが三次蓋一胴内雰囲気中に放出されると仮定している。この条件で、公式を用いた放射性物質(³H及び⁸⁵Kr)の漏えい計算をしても、1週間当たりの漏えい量と各核種の基準値A₂ Bq/weekとの比率の合計は、2.45 × 10⁻⁵で、1より小さく、基準値A₂ Bq/weekを超えることはない。</p>	<p>(□)-C.4</p>
<p>第6条第4号</p> <p>運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。</p>	<p>本輸送物は、周囲温度-20℃以上で使用する。本輸送容器の材料は、-20℃の低温下においても機械的性能が低下することはない。また、規則第4条第2号 a.の熱解析において、周囲温度38℃で収納物の崩壊熱量の最大値に裕度を見た18.1 kWのときの輸送物の各部温度を評価している。続いて、上記で評価した各部の温度分布を引き継いだ構造解析において、各部が設計応力強さ等基準値を下回り、輸送物の構造健全性を損なうことがないことを確認している。なお、落下解析においては、低温時の木材の強度上昇及び高温時の木材の強度低下の影響を考慮している。したがって、本輸送物は-20℃～38℃までの運搬中に予想される温度変化に対してもき裂、破損等の生じるおそれはない。</p>	<p>(□)-A.4.2, (□)-A.5.1, (□)-A.10.4, (□)-B.4.6</p>
<p>第6条第5号</p> <p>原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、原子力規制委員会の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。ただし、安全上支障がないと原子力規制委員会が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>強化浸漬試験(200 m)</p> <p>本輸送物の収納物は、使用済燃料であり、最大放射エネルギーはA₂値の10万倍を超える。公式を用いた計算により2.101325 MPaの水圧下に置かれたとしても、胴、底板及び三次蓋は許容外圧や設計引張強さ等の基準を下回るため、密封装置は破損しない。</p>	<p>(□)-A.7</p>

7. 外運搬規則への適合性

● 核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準(第11条)

輸送容器の構成部材及び収納物の経年変化を考慮した上で、核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準に適合する設計であることを確認した。適合確認結果をP.74～P.76に示す。

項目	外運搬規則第11条 要求事項(概要)
核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準	<p>核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第5条第3号に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> － 容器の構造部に一辺10cmの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。 － 外接する直方体の各辺が10cm以上であること。 ・次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> － 孤立系の条件の下に置くこととした場合 － 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを孤立系の条件の下に置く場合 － 核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを孤立系の条件の下に置く場合 － 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、配列系の条件の下に置く場合 － 核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、配列系の条件の下に置く場合 ・運搬中に予想される最も低い温度から38℃までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。

7. 外運搬規則への適合性

● 核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準(第11条)への適合性確認結果(1/3)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準) 第11条 核分裂性物質を第3条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、当該核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第5条第3号に定める基準に適合するもの(IP-1型輸送物又はIP-2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。</p> <p>第11条第1号 原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 イ 容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。 ロ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。</p>	<p>本輸送物に収納する核分裂性物質量は、²³⁵Uが約 <input type="text"/> kgであり、本輸送物は核分裂性輸送物として輸送する。 輸送容器の構成部材及び収納物の経年変化を、規則第3条第3項の技術上の基準に対する適合性における説明(P.76)のとおり考慮した上で、規則第11条第2号の技術上の基準に対する適合性において後述するように、通常輸送時に比べてより保守的な条件で臨界解析を行った結果においても臨界に達することはないことから、本輸送物は輸送中において臨界に達することはない。また、経年変化を考慮した上で、本条第1号から第3号の技術上の基準に適合していることを確認している。</p> <p>本輸送物は、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件下に置いた場合、規則第6条第2号の構造解析により0.3 m落下及び積み重ね試験では緩衝体の変形が生じるが、一辺が10 cmの立方体を包含するようなくぼみが生じるような変形ではない。また、他の試験条件も含めそれ以外の部位に損傷はない。以上より、構造部に一辺が10 cmの立方体を包含するようなくぼみを生じることなく、かつ外接する直方体の各辺は10 cm以上である。</p>	<p>(イ)-A、 (イ)-B、 (ロ)-E.4.4、 (ロ)-F</p> <p>(ロ)-A.9.1</p>

7. 外運搬規則への適合性

● 核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準(第11条)への適合性確認結果(2/3)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>第11条第2号 次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。</p> <p>イ 原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</p> <p>ロ 原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</p> <p>ハ 原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</p> <p>ニ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率(原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。以下同じ。)になるような状態で、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数(一箇所(集合積載した当該核分裂性輸送物が、他のどの核分裂性輸送物とも六メートル以上離れている状態をいう。)に集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。)の五倍に相当する個数積載することとした場合</p> <p>ホ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合</p> <p>第11条第3号 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。</p>	<p>規則第6条第2号の熱解析及び、負荷係数1.2を考慮した衝撃加速度に対し保守的な設計加速度を設定することで、0.3 m落下後の9 m落下の衝撃力をも考慮できている規則第6条第3号の構造解析の結果より、本輸送容器は、経年変化を考慮した上で、落下試験等においてもバスケットの臨界解析モデルに影響を与えるような物理的・化学的变化はないが、燃料集合体は落下試験において変形する可能性がある。</p> <p>また、水密境界となる二次蓋の金属ガスケットについては規則第3条第3項の技術上の基準に対する適合性において説明のとおり経年変化を考慮することとし、貯蔵開始時の温度が60年間継続する際の密封性能の低下を考慮しても保証できる漏えい率を用いて、15 m浸漬における1か月間の浸水量を評価した結果、約2リットルとなった。</p> <p>以上を踏まえ、臨界解析ではSCALEコードシステムを用い、規則第11条第2号のイ、ロ、ハ、ニ及びホに要求される評価条件のいずれよりも厳しい条件とした以下の保守的な条件で実効増倍率を求めた結果、0.38745となり、いずれの評価条件に置かれた場合にも臨界に達しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守的に、三次蓋の存在を無視した上で、胴内への5リットルの水の浸入を考慮する。 ・燃料集合体の下部側支持格子1スパン間の拡大／縮小変形を考慮する。 ・燃料のウラン濃縮度は保守的に減損していない未照射の値とし、一部の燃料に添加されているガドリニウムや収納する可能性のあるパーナブルポイズンの効果は考慮しない。 ・収納物の温度は常温(20 °C)とし、収納物は容器中央に最も近接して配置する。 ・中性子遮蔽材、三次蓋及び上・下部緩衝体が存在しない保守的なモデルで、周囲が完全反射の条件で評価する。 <p>本輸送物は、周囲温度-20 °C以上で使用する。本輸送容器の材料は、-20 °Cの低温下においても機械的性能が低下することはない。また、規則第4条第2号 a.にて前述するように、周囲温度38 °Cで収納物の崩壊熱量の最大値に裕度を見た18.1 kWのときの輸送物の各部温度の評価結果及び、同じく前述する構造解析において、各部が設計応力強さ等基準値を下回り、輸送物の構造健全性及び密封性を損なうことはない。なお、落下解析においては、低温時の木材の強度上昇及び高温時の木材の強度低下の影響を考慮している。したがって、本輸送物は、-20 °C～38 °Cまでの運搬中に予想される温度変化に対してもき裂、破損等の生じるおそれはない。</p>	<p>(ロ)-E.2.2、 (ロ)-E.3.1、 (ロ)-E.4.1、 (ロ)-E.4.2、 (ロ)-E.4.4、 (ロ)-E.6</p> <p>(ロ)-A.9、 (ロ)-B.4.6、 (ロ)-A.5.1、 (ロ)-A.10.4</p>

7. 外運搬規則への適合性

● 核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準(第11条)への適合性確認結果(3/3)

先行設計承認申請書との差異

規則要求	適合性評価結果	添付書類13の項目
<p>(第3条 第3項) 前2項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第10条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>輸送容器の構成部材及び収納物の経年変化を以下のとおり考慮した上で、第6条の技術上の基準に適合していることを確認している。</p> <p>a. 本輸送物に想定される使用状況及びそれに伴い考慮すべき経年変化の要因は以下のとおり。</p> <p>(1) 使用状況 構内輸送、貯蔵(保管)、再処理工場への輸送の用途で、使用予定年数を60年、使用予定回数を10回と想定する。</p> <p>(2) 経年変化の要因 熱的劣化、放射線照射による劣化、化学的劣化及び疲労による劣化とする。</p> <p>b. 「a.」を踏まえ、経年変化の考慮の必要性及び考慮の方法について、以下のとおり評価した。</p> <p>(1) 熱的劣化については、貯蔵又は輸送時における除熱解析結果(最高温度評価結果)を基に評価した結果、安全解析において以下の構成部材の熱的劣化を考慮することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケット(アルミニウム合金)については、高温環境下では組織変化による強度低下(過時効の効果含む)が考えられるため、貯蔵開始時の温度が60年間継続する際の材料特性を反映した設計用強度・物性値を基に強度評価を行う。 ・中性子遮蔽材(レジン)については、高温環境下では含有する水分が放出されることによる質量減損が考えられるため、貯蔵開始時の温度が60年間継続する際の質量減損量を評価した結果、約1.9%となったことから、遮蔽解析では、保守的に2.5%の質量減損を考慮する。 ・金属ガスケット(アルミニウム/ニッケル基合金)については、高温環境下ではリラクゼーションによる落下時の密封性能低下が考えられるため、貯蔵開始時の温度が60年間継続する際の密封性能の低下を考慮しても保証できる漏えい率を用いて15 m浸漬における1か月間の浸水量を評価した結果、約2リットルとなったことから、臨界解析では、保守的に5リットルの浸水を考慮する。 <p>また、緩衝材として用いる木材については、実輸送時における緩衝材の温度及び使用済燃料輸送実績のある輸送容器を廃棄する際に採取した木材の試験結果より、これまでの実績と同様の使用環境であれば、木材の熱的劣化は生じないと考えられる。その他の部材については、最高温度がクリープによる変形を考慮する必要のない温度以下である等の理由により安全解析において考慮すべき経年変化は生じない。</p> <p>(2) 放射線照射による劣化については、中性子照射による強度、弾性、脆化等の機械的性質への影響が考えられるが、使用予定期間中の累積照射量が機械的特性変化を考慮する必要のない照射量に比べて小さい等の理由により安全解析において考慮すべき経年変化は生じない。</p> <p>(3) 化学的劣化に関しては、腐食による強度の低下が考えられるが、不活性ガス雰囲気下にある、又は酸素が連続的に供給されない閉鎖環境下にある等の理由により安全解析において考慮すべき経年変化は生じない。</p> <p>(4) 疲労による劣化に関しては、繰返し荷重の作用による疲労破壊が考えられるが、荷重の作用回数が許容繰返し回数を大きく下回るため安全解析において考慮すべき経年変化は生じない。</p> <p>c. 以上より、安全解析においては、上記で抽出されたバスケット(アルミニウム合金)、中性子遮蔽材(レジン)及び金属ガスケットの熱的劣化による影響を考慮した評価を実施し、第6条の技術上の基準に適合していることを確認した。</p>	<p>(ロ)-F</p>

7. 外運搬規則への適合性

● 安全評価の概要

口章(A~F)の安全評価の概要を下表に示す。

- 主要な安全評価(構造解析、熱解析、密封解析、遮蔽解析、臨界解析及び長期健全性)における安全評価方法及び解析コードは先行設計承認と同じである。
- また、15×15燃料収納時の安全評価は17×17燃料収納時の安全評価(先行設計承認と同じ)に対し、燃料集合体のモデル化条件が異なるのみである。
- 15×15燃料収納時の安全評価(構造解析、除熱解析、遮蔽解析、臨界解析、長期健全性)^(注)について、P.78~P.91に示す。

(注)15×15燃料の放射エネルギーが17×17燃料に比べ少ないため、15×15燃料収納時の密封評価は17×17燃料収納時に包絡される。

添付書類 13	項目	本申請(MSF-24P(S)型)		先行設計承認 (MSF-24P型)
		安全評価説明事項(摘要)	評価方法・解析コード	
(口)-A	構造解析	核燃料輸送物としての基本要件、一般の試験条件、特別の試験条件等における構造強度評価により構造強度上の技術基準を満足することを示す。	ABAQUS、応力評価式、構造公式	左記と同じ
(口)-B	除熱解析	使用済燃料を熱源とした除熱評価により、一般の試験条件及び特別の試験条件下における除熱上の技術基準を満足することを示す。	崩壊熱量:ORIGEN2	左記と同じ
			温度:ABAQUS	
(口)-C	密封解析	密封評価により、一般の試験条件及び特別の試験条件下における密封装置等からの放射性物質の漏えいが技術基準を満足することを示す。	密封評価式	左記と同じ
(口)-D	遮蔽解析	使用済燃料を線源とした遮蔽評価により、通常輸送時、一般の試験条件時及び特別の試験条件下における線量当量率が技術上の基準を満足することを示す。	線源強度:ORIGEN2	左記と同じ
			線量当量率:DOT3.5	
(口)-E	臨界解析	臨界評価により、通常輸送時並びに核分裂性輸送物に係る一般の試験条件及び特別の試験条件下における中性子実効増倍率を求め、臨界に達しないことを示す。	SCALE6.2.1(KENO-VI)	左記と同じ
(口)-F	経年変化の考慮(長期健全性)	核燃料輸送物を構成する部材のうち、経年変化の考慮が必要な部材について安全解析における経年変化の影響等を示す。	文献・試験データによる確認	左記と同じ

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の構造解析

15×15燃料の質量は17×17燃料より軽く、15×15燃料収納時の輸送容器の構造解析は17×17燃料収納時の輸送容器の構造解析に包絡される。15×15燃料収納時の構造解析としては、一般の試験条件における自由落下(0.3m落下)時の燃料被覆管の構造健全性評価(注)を構造公式(17×17燃料収納時と同じ評価方法)により実施し、燃料被覆管に発生する応力強さが評価基準(設計降伏点)を満足することを確認している。

(注) 特別の試験条件(9m落下)時は評価を省略。特別の試験条件下において、除熱解析及び密封評価では全燃料棒の密封性が失われると仮定する。また、臨界解析では支持格子スパンの燃料棒ピッチ変化を仮定する。なお、燃料棒の変形による温度及び線量当量率への影響は小さいため、除熱解析及び遮蔽解析では変形を無視している。

＜一般の試験条件における自由落下(0.3m落下)時の燃料被覆管の構造健全性評価＞

		0.3m垂直落下		0.3m水平落下					
燃料被覆管の構造健全性評価概要		垂直落下時に生じる圧縮応力(σ _c)及び内圧により生じる各方向応力(σ _z 、σ _r 、σ _θ)から求まる応力強さ(S)が燃料被覆管の設計降伏点(σ _y)以下であることを確認する。		水平落下時に生じる曲げ応力(σ _b)及び内圧により生じる各方向応力(σ _z 、σ _r 、σ _θ)から求まる応力強さ(S)が燃料被覆管の設計降伏点(σ _y)以下であることを確認する。					
落下衝撃により生じる応力(MPa)	$\sigma_c = -\frac{WG_V}{A}$	$\left(\begin{array}{l} W : \text{燃料被覆管最下端における質量 (kg)} \\ G_V : \text{垂直落下時の衝撃加速度 (m/s}^2\text{)} \\ A : \text{燃料被覆管の断面積 (mm}^2\text{)} \end{array} \right)$		$\sigma_b = \frac{Md_o}{2I}$					
内圧により生じる各方向応力(σ _z 、σ _r 、σ _θ) (Mpa)	$\sigma_z = \frac{1}{K^2-1} P_o$		$\sigma_r = -\frac{K^2-1}{K^2-1} P_o$	$\sigma_\theta = \frac{K^2+1}{K^2-1} P_o$	$\left(\begin{array}{l} \sigma_z : \text{軸方向応力 (MPa)} \\ \sigma_r : \text{半径方向応力 (MPa)} \\ \sigma_\theta : \text{周方向応力 (MPa)} \end{array} \right)$				
応力強さ S(MPa)	$S = \text{Max} \left\{ \left \sigma_{zL} - \sigma_{\theta L} \right , \left \sigma_{\theta L} - \sigma_{zL} \right , \left \sigma_{zL} - \sigma_{zL} \right \right\}$		$\left[\begin{array}{l} \sigma_{zL} = \sigma_r \\ \sigma_{\theta L} = \sigma_\theta \\ \sigma_{zL} = \sigma_c + \sigma_z \end{array} \right]$		$S = \text{Max} \left\{ \left \sigma_{zL} - \sigma_{\theta L} \right , \left \sigma_{\theta L} - \sigma_{zL} \right , \left \sigma_{zL} - \sigma_{zL} \right \right\}$				
評価結果	燃料の種類	17×17燃料		15×15燃料		17×17燃料		15×15燃料	
		A型	B型	A型	B型	A型	B型	A型	B型
	応力強さS(MPa)	105	102	126	120	141	140	202	190
	降伏応力(MPa)	589							

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の除熱解析

(1) 除熱解析評価条件(収納物仕様)

使用済燃料の崩壊熱量は、崩壊熱量が最も高い17×17燃料48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料48,000MWd/t型(A型)^(注1)とし、下表の初期濃縮度、燃焼度及び冷却期間を基にORIGEN2コードにより算出する。

- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度下限値とする。
- ・温度解析では、燃料集合体最高温度を高め算出するために、中央部(12体)に最高燃焼度(48GWd/t)の崩壊熱量を設定し、外周部(12体)には、MSF-24P(S)型1基の総崩壊熱量が平均燃焼度(44GWd/t)の崩壊熱量24体分(18.1kW)^(注2)となるように調整した崩壊熱量(40GWd/t相当)を設定する(下表配置図参照)。
- ・温度解析では、伝熱体となるバーナブルポイズン集合体を無視する。

項目		キャスク収納位置制限		除熱解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型(A型) ^(注1)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時	≤4.2wt%			
		15×15燃料収納時	≤4.1wt%			
	燃焼度	最高	≤48GWd/t	≤44GWd/t	48GWd/t	(40GWd/t相当)
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤44GWd/t		44GWd/t	
冷却期間	A型: ≥15年、B型: ≥17年		15年			
バーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度					
	冷却期間					
配置					※数値は燃焼度を示す。	

(注1) A型の方がB型よりも冷却期間が短く崩壊熱量が大きい。

(注2) 使用済燃料の軸方向燃焼度分布を考慮して、仕様上の最大崩壊熱量(15.8kW)を上回る設計崩壊熱量(18.1kW)を適用する。

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の除熱解析

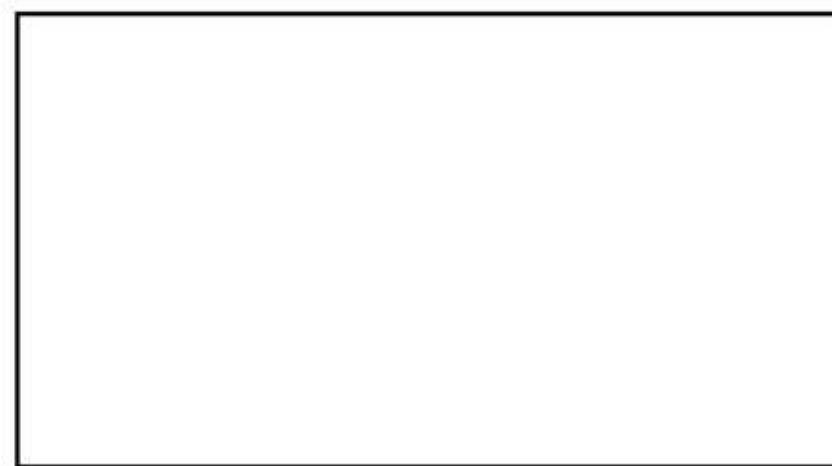
(2) 除熱解析評価条件(解析モデル)

温度解析は、ABAQUSコードにより実施する。解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮する。MSF-24P(S)型の各部温度は、使用済燃料の崩壊熱、外部からの入熱及び周囲温度等を条件として、MSF-24P(S)型の実形状を三次元でモデル化した全体モデルにより求める。燃料被覆管の温度は、使用済燃料の崩壊熱とMSF-24P(S)型各部の温度評価で求めたバスケット温度を境界条件として、燃料集合体の径方向の実形状を二次元でモデル化した燃料集合体モデルにより求める。15×15燃料収納時は、17×17燃料収納時に対して燃料集合体のモデル化条件等の差異を除き、同じ条件としている。

項目	条件	一般の試験条件			特別の試験条件		
		最高温度評価条件	人の近づきうる表面の最高温度評価条件	最低温度評価条件	火災前	火災時	火災後
設計崩壊熱量	17×17燃料	18.1 kW	18.1 kW	0 kW	18.1 kW	18.1 kW	18.1 kW
	15×15燃料	18.1 kW	18.1 kW	0 kW	18.1 kW	18.1 kW	18.1 kW
環境条件	周囲温度	静止空気38℃	静止空気38℃	静止空気-20℃	静止空気38℃	火災30分 800℃	静止空気38℃
	太陽熱放射	あり	なし	なし	あり	あり	あり
	周囲吸収率	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0
計算モデル	輸送物	三次元180°対称全体モデル					
	燃料集合体	燃料集合体モデル					



(一般の試験条件) (特別の試験条件)
全体モデル(三次元モデル)



(17×17燃料) (15×15燃料)
燃料集合体モデル(二次元モデル)

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の除熱解析

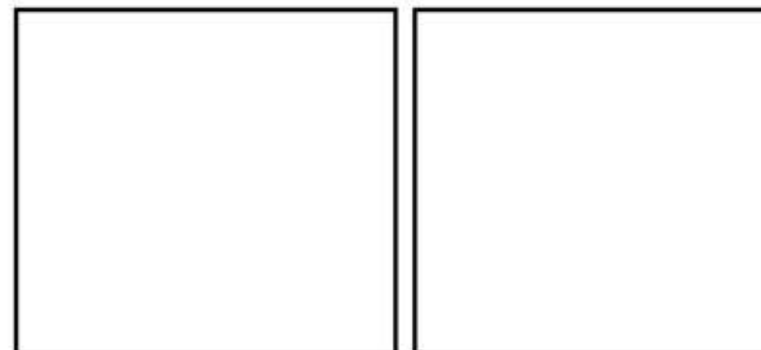
(3) 除熱解析評価結果(1/2) (一般の試験条件)

15×15燃料収納時においても、輸送物は一般の試験条件の基準を満足した。

- 最高温度評価条件において、輸送物の温度は、健全性に悪影響を及ぼすような温度には到達しない。
- 人が近づきうる表面の最高温度評価条件において、容易に人が近づきうる部位としての緩衝体表面の最高温度は基準値(85℃)を超えることはない。外筒外面及びトラニオン温度は基準値を超えているが、外筒及びトラニオン部には必要に応じ近接防止金網を取り付けて輸送するため、人が容易に近づきうる表面の温度は基準値以下である。
- 最低温度評価条件において、周囲温度が-20℃で、太陽熱放射がなく崩壊熱量が0 kWであるため、すべての部位が-20℃に達するが、輸送物の健全性に問題はない。

(一般の試験条件)

項目	17×17燃料 収納時[℃]	15×15燃料 収納時[℃]	基準値 [℃]
最高温度			
燃料集合体	206	206	275
バスケット	177	178	250
中性子遮蔽材	127	126	149
一次蓋金属ガスケット	110	110	130
二次蓋金属ガスケット	105	105	130
三次蓋リング	103	103	150
外筒	114	114	350
胴	133	133	350
近接表面 ^(注1)	82 ^(注2)	82 ^(注2)	85
最低温度	輸送物の全部位が-20℃となるが胴内 雰囲気ヘリウムであるため凍結しない		胴内の凍 結なし



全体モデル

燃料集合体モデル

15×15燃料収納時の温度分布(一般の試験条件のうち、最高温度評価条件)

(注1) 一般の試験条件のうち、人が近づきうる表面の最高温度評価条件における評価結果である。なお、外筒外面及びトラニオン温度はそれぞれ90℃及び103℃であり85℃を超えているが、核燃料輸送物の発送前検査(温度測定検査)により当該部が85℃を超える場合は、近接防止金網(最高温度評価条件における近接防止金網の温度(計算結果)は66℃以下)を取り付けて輸送するため、人が容易に近づきうる表面の温度は85℃以下である。

(注2) 緩衝体表面の最高温度。

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の除熱解析

(3) 除熱解析評価結果(2/2) (特別の試験条件)

特別の試験条件における15×15燃料収納時の輸送物の損傷状態は以下のとおりであり、17×17燃料収納時と同様に損傷については他の解析に反映している。その他の構成材料については、輸送物の健全性に対し悪影響を及ぼす温度には到達しない。

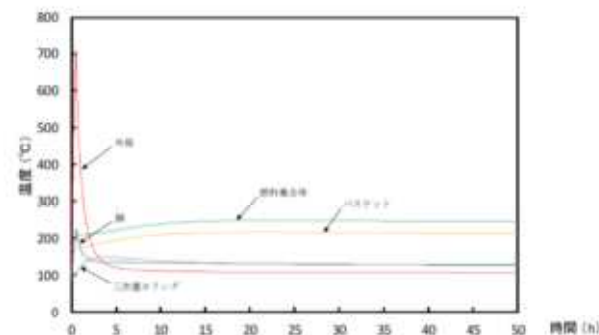
- 蓋部中性子遮蔽材及び底部中性子遮蔽材の最高温度は、使用可能温度を超えることはない。一方、側部中性子遮蔽材の最高温度は、使用可能温度を超えるが全て失われることはない。遮蔽解析においては、中性子遮蔽材の欠損を密度減少量として考慮する。なお、側部中性子遮蔽材だけでなく、蓋部中性子遮蔽材及び底部中性子遮蔽材についても密度減少を考慮している。臨界解析においては、外筒までをモデル化し、中性子遮蔽材は全て失われるとしてモデル化しないことにより、中性子吸収効果を見逃し、保守側の解析を行う。

(特別の試験条件)

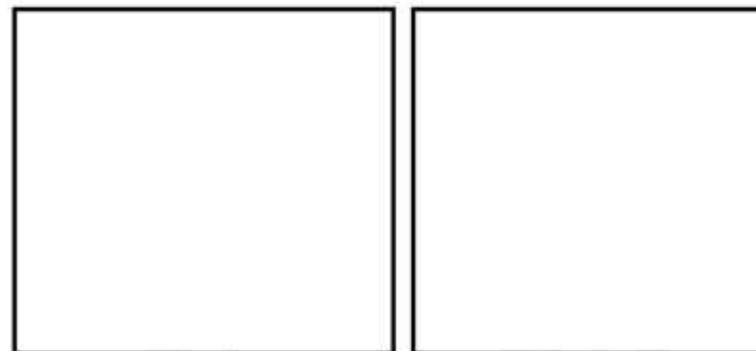
項目	17×17燃料 収納時[°C]	15×15燃料 収納時[°C]	基準値 [°C]
最高温度			
燃料集合体	254	251	—
バスケット	218	217	250
中性子遮蔽材	701 ^(注1)	701 ^(注1)	180 ^(注2)
二次蓋金属ガスケット	137	137	190 ^(注2)
三次蓋Oリング	186	186	300 ^(注2)
胴	224	224	350

(注1) 蓋部中性子遮蔽材及び底部中性子遮蔽材の最高温度はそれぞれ138 °C及び160 °Cであり、使用可能温度180 °Cを超えることはない。一方、側部中性子遮蔽材の最高温度は701 °Cであり、使用可能温度を超えるが全て失われることはない。遮蔽解析では、中性子遮蔽材の耐火試験結果を基に、保守的に全中性子遮蔽材の密度を半分に減少するものとし、臨界解析では中性子遮蔽材を見逃して評価を行っている。

(注2) 特別の試験条件における事象継続時間を超える期間(中性子遮蔽材: 金属ガスケット: Oリング: 48時間)性能が維持可能な温度。



15×15燃料収納時の時刻歴温度変化



全体モデル 燃料集合体モデル
15×15燃料収納時の温度分布(特別の試験条件、火災事故発生から23.1時間後)

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の遮蔽解析

(1) 遮蔽解析評価条件(収納物仕様)

使用済燃料の放射線源強度は、収納物のうち線量当量率への寄与の大きい中性子及び燃料有効部ガンマ線の放射線源強度の高い17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料 48,000MWd/t型(A型)とし、下表の初期濃縮度、燃焼度及び冷却期間を基にORIGEN2コードにより算出する。

- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度下限値とする。
- ・遮蔽解析では、中央部、外周部ともに最高燃焼度を設定する。
- ・使用済燃料の軸方向燃焼度分布を考慮して、放射線源強度を計算する。
- ・パーナブルポイズン集合体は放射化による放射線源強度については考慮するが、構造材の遮蔽効果は無視する。

項目		キャスク収納位置制限		遮蔽解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型 (A型)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時	≤4.2wt%		[Redacted]	
		15×15燃料収納時	≤4.1wt%			
	燃焼度	最高	≤48GWd/t	≤44GWd/t	48GWd/t	44GWd/t
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤44GWd/t		(46GWd/t相当) ^(注)	
冷却期間		A型: ≥15年、B型: ≥17年		15年		
パーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度	[Redacted]				
	冷却期間					
配置				 <p>※数値は燃焼度を示す。</p>		

(注) 本値は、中央部及び外周部に最高燃焼度を設定した場合における特定兼用キャスク1基あたり平均の相当値である。

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の遮蔽解析

(2) 遮蔽解析評価条件(解析モデル)

遮蔽解析は、DOT3.5コードを用いる。解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮し、保守的な条件とする。15×15燃料収納時は、17×17燃料収納時に対して燃料集合体のモデル化条件等の差異を除き、同じ条件としている。遮蔽解析モデルをP.85～P.86に示す。

- ・特定兼用キャスク及び使用済燃料集合体の実形状を二次元でモデル化する。
- ・通常輸送時及び一般の試験条件下の解析モデルでは、輸送用緩衝体は空気に置き換え、距離のみ考慮する。一般の試験条件下の解析モデルでは0.3m落下における緩衝体の変形を考慮する。特別の試験条件下の解析モデルでは、緩衝体は大幅に変形することを考慮し、無視する。
- ・燃料集合体の移動を考慮するため、軸方向については燃料各領域の高さ寸法は固定して一次蓋及び胴底部へ接した状態となるようキャスク全長を短縮し、径方向についてはバスケットセル内に均質化している。
- ・各部寸法はノミナル値とするが、各構成部材のマイナス側の寸法公差を原子個数密度の設定で考慮する。
- ・通常輸送時及び一般の試験条件下の解析モデルでは、設計使用期間中の熱影響による中性子遮蔽材(レジン)の質量減損(2.5%)を考慮する。特別の試験条件下の解析モデルでは、中性子遮蔽材の密度を半分に減少させるとともに、側部中性子遮蔽材に貫通孔を模擬する。

(3) 遮蔽解析評価結果

遮蔽評価により、15×15燃料収納時における特定兼用キャスク表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率は、評価基準を下回ることを確認した。

線量当量率評価結果

(単位: μ Sv/h)

項目	通常輸送時			一般の試験条件下			特別の試験条件下		
	17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準	17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準	17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準
表面線量当量率	1131.9	1172.9	2000	1131.9	1172.9	2000			
表面から1m離れた位置における線量当量率	86.1	83.9	100				876.6	895.9	10000

7. 外運搬規則への適合性

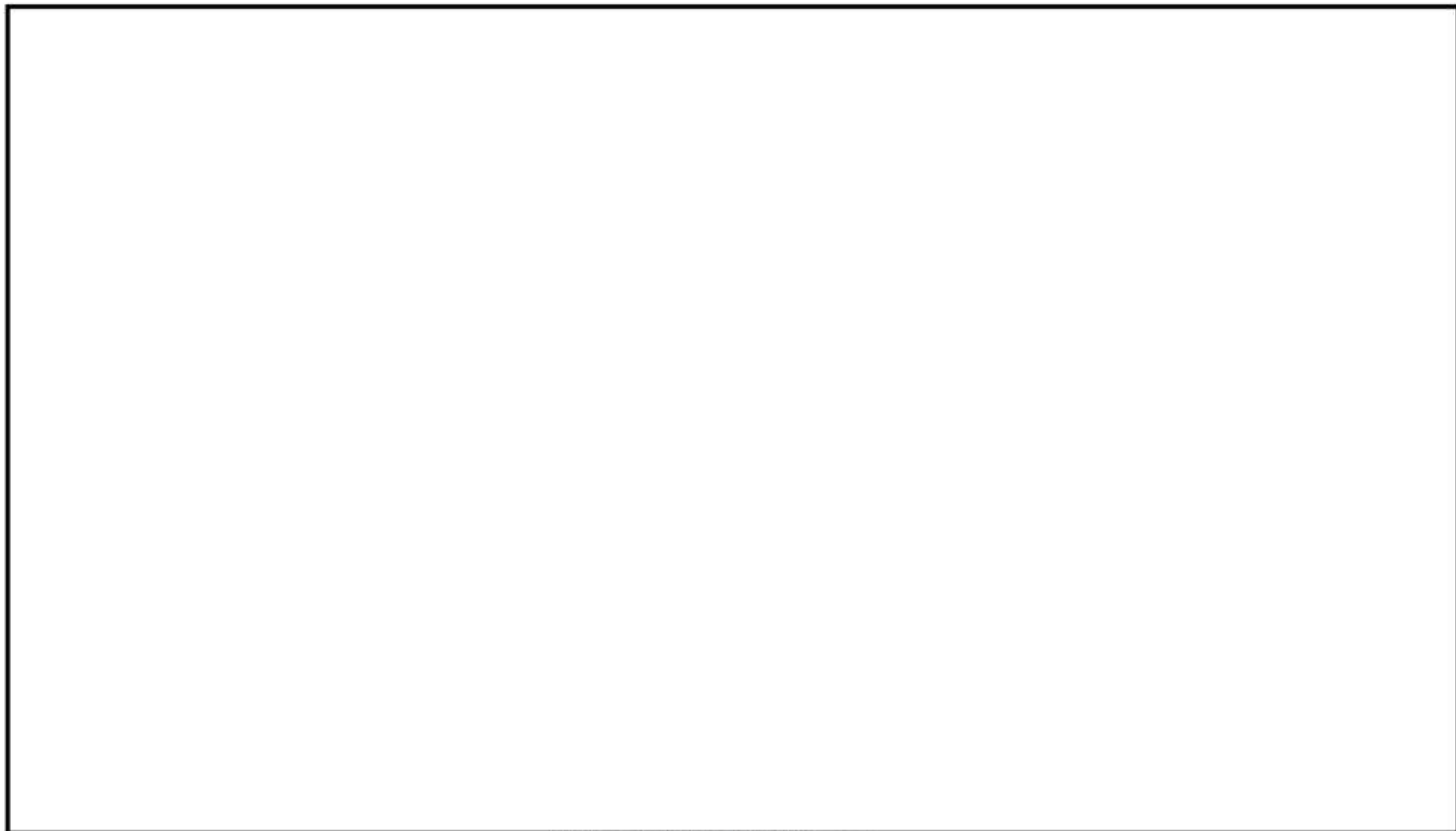
● 15×15燃料収納時の遮蔽解析



通常輸送時及び一般の試験条件下の遮蔽解析モデル

7. 外運搬規則への適合性

- 15×15燃料収納時の遮蔽解析



特別の試験条件下の遮蔽解析モデル

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の臨界解析

(1) 臨界解析評価条件(収納物仕様)

解析に用いる収納物仕様は、収納物のうち反応度の高い17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)及び15×15燃料 48,000MWd/t型(A型)^(注)とし、以下のとおりとする。

- ・収納する使用済燃料のウラン濃縮度は照射により減損しているが、新燃料(燃焼度クレジット無し: 燃焼度0GWd/t)とする。
- ・初期濃縮度は、収納する使用済燃料の濃縮度上限値とする。
- ・中性子吸収効果のあるバーナブルポイズン集合体を無視する。

項目		キャスク収納位置制限		臨界解析条件		
		中央部	外周部	中央部	外周部	
燃料集合体 1体の仕様	種類	48,000MWd/t型(A型・B型) 39,000MWd/t型(A型・B型)		48,000MWd/t型(A型) ^(注)		
	初期濃縮度	17×17燃料収納時	≤ 4.2wt%		4.2wt%	
		15×15燃料収納時	≤ 4.1wt%		4.1wt%	
	燃焼度	最高	≤ 48GWd/t	≤ 44GWd/t	0GWd/t	
		特定兼用キャスク 1基あたり平均	≤ 44GWd/t			
	冷却期間	A型: ≥ 15年、B型: ≥ 17年		—		
バーナブル ポイズン集合体 1体の仕様	最高燃焼度					
	冷却期間					
配置						

(注) 17×17燃料については、A型、B型ともに臨界解析で考慮する条件は同じである。
15×15燃料については、A型の方がB型よりもペレット直径が大きく反応度が高い。

7. 外運搬規則への適合性

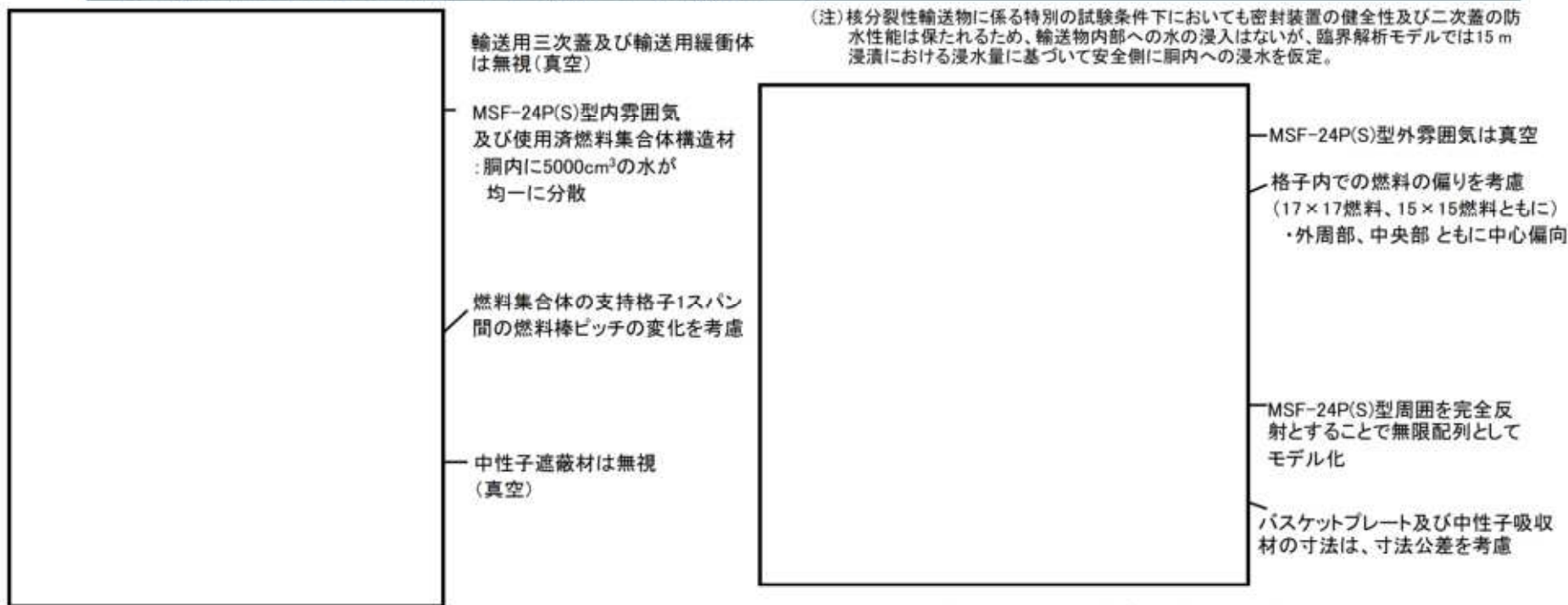
● 15×15燃料収納時の臨界解析

(2) 臨界解析評価条件(解析モデル)(1/2)

臨界解析には、米国のオークリッジ国立研究所(ORNL)で開発された公開のSCALEコードシステムを用い、中性子実効増倍率の計算には同コードシステムに含まれるKENO-VIコードを用いる。解析モデルは、以下のとおり配置・形状等を適切に考慮し、保守的な条件とする。15×15燃料収納時は、17×17燃料収納時に対して燃料集合体のモデル化条件等の差異を除き、同じ条件としている。

- ・特定兼用キャスク及び使用済燃料集合体の実形状を三次元でモデル化する(輸送用三次蓋及び輸送用緩衝体は無視)。
- ・MSF-24P(S)型が無限に配列した体系(完全反射)とする。
- ・バスケット格子内での燃料の偏りを考慮し、中性子実効増倍率が最も大きくなる配置とする。
- ・バスケットプレート及び中性子吸収材は寸法公差を考慮し中性子実効増倍率が最も大きくなる寸法とする。
- ・中性子吸収材のほう素添加量は仕様上の下限値とする。(設計使用期間経過後のほう素の減損割合は 10^{-3} 程度であり、無視し得る)
- ・中性子遮蔽材(側部・蓋部・底部)は無視する。
- ・9m落下時における燃料棒の変形を考慮し、支持格子1 スパン間の燃料棒ピッチの変化を考慮する。
- ・安全側に胴内には5000cm³の水が均一に分散していると仮定する(注)。

(注)核分裂性輸送物に係る特別の試験条件下においても密閉装置の健全性及び二次蓋の防水性能は保たれるため、輸送物内部への水の浸入はないが、臨界解析モデルでは15 m 浸漬における浸水量に基づいて安全側に胴内への浸水を仮定。



縦断面図

臨界解析モデル

燃料領域横断面図(燃料棒ピッチ変化なし条件の例)

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の臨界解析

(2) 臨界解析評価条件(解析モデル)(2/2)



(3) 臨界解析評価結果

本計算は通常輸送時並びに核分裂性輸送物に係る一般及び特別の試験条件下に置かれた輸送物の孤立系及び配列系の各状態と比較して安全側の計算である。15×15燃料収納時における中性子実効増倍率(k_{eff})は標準偏差(σ)の3倍を加えても十分未臨界である。

項目		17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	評価基準
中性子実効増倍率※	燃料棒ピッチ最小	0.38745	0.38186	0.95以下
	燃料棒ピッチ変化なし	0.38704	0.38145	
	燃料棒ピッチ拡大	0.38689	0.38122	

※統計誤差(σ)の3倍(3σ)を加味した値である。

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の経年変化の考慮(長期健全性)

添付書類13 (D)-F における15×15燃料収納時の経年変化の考慮として、15×15燃料収納時の最高温度、照射量及び燃料被覆管の周方向応力を反映している。これらの設計値は17×17燃料収納時と同様に基準値を満足している。経年変化の考慮の必要性の評価結果は17×17燃料収納時と同じである(評価結果はP.76の外運搬規則第3条第3項への適合性評価結果(b.及びc.)参照)。

①使用予定期間(60年)中継続して使用される輸送物各構成部材の最高温度

評価に用いる最高温度は17×17燃料収納時、15×15燃料収納時について、貯蔵時と輸送時の最大値を用いている。17×17燃料収納時と15×15燃料収納時の差異は僅かであり、15×15燃料収納時においても基準値以下の温度となっている。

なお、以下の理由により、本申請の最高温度は先行設計承認と差異がある。

- 貯蔵時温度：貯蔵時の様態(本申請：横置き貯蔵、先行設計承認：たて置き貯蔵)の差異及び15×15燃料の追加収納
- 輸送時温度：15×15燃料の追加収納

主要な評価部材		最高温度(°C)				基準値(°C)
		貯蔵時		輸送時		
		17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	
構成部材	胴、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト	142	左と同じ	133	左と同じ	350
	バスケット(バスケットプレート)	187	188	177	178	250
	トラニオン	127	左と同じ	118	左と同じ	425
	外筒、蓋部中性子遮蔽材カバー	123		114		350
	下部端板、底部中性子遮蔽材カバー	124		117		425
	中性子遮蔽材 ^(注1)	135		127		126
	金属ガasket	118		109	左と同じ	130
	伝熱フィン	126		115		200
	(輸送用)三次蓋	/		103		425
	(輸送用)三次蓋ボルト			103		350
	(輸送用)緩衝体(木材)		(注2)		(注2)	
	使用済燃料(燃料被覆管)		215	左と同じ	206	左と同じ

(注1)設計貯蔵期間中の熱影響により質量減損が生じるため、遮蔽評価において中性子遮蔽材の質量減損(2.5%)を考慮し遮蔽機能が維持されることを確認している。

(注2)高温環境下では熱による強度低下が考えられるが、本輸送容器を含め現在国内事業者が使用又は使用予定の輸送容器について、これまでの実輸送時の条件をもとにした輸送容器の緩衝材の平均温度評価結果(約40~70°C程度)は強度低下が考えられる温度に比べ低いこと、及び使用済燃料輸送実績のある輸送容器廃棄時の木材に性能劣化はなかったことを踏まえ、これまでの実績と同様の使用環境であれば、木材の熱的劣化は生じないと考えられる。輸送に際しては、都度、輸送容器の使用履歴を蓄積し、輸送前に、輸送容器の使用履歴、収納物の発熱量及び輸送時に想定される環境温度を踏まえ、緩衝材温度が、概ね実績のある温度の範囲内であることを確認した後に輸送を行う。

7. 外運搬規則への適合性

● 15×15燃料収納時の経年変化の考慮(長期健全性)

②使用予定期間(60年)中継続して使用される輸送物各構成部材の照射量

照射量は遮蔽解析により算出される。本申請の照射量は17×17燃料収納時、15×15燃料収納時について、貯蔵時と輸送時の最大値を記載している。15×15燃料収納時の照射量は、17×17燃料収納時に比べ、若干増加するが、基準値以下の照射量となっている。なお、本申請では遮蔽解析に用いるコード(本申請:MCNP5コード及びDOT3.5コード、先行設計承認:DOT3.5コード)に差異があること、及び15×15燃料の追加収納により、先行設計承認と照射量に差異がある。

主要な評価部材		中性子照射量(n/cm ²) ^(注1)		基準値 (n/cm ²)
		17×17燃料収納時	15×15燃料収納時	
構成 部材	胴、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト	6.6×10 ¹⁴	6.9×10 ¹⁴	10 ¹⁸
	バスケット(バスケットプレート)	1.4×10 ¹⁵	1.5×10 ¹⁵	10 ¹⁸
	トラニオン	6.6×10 ¹⁴	6.9×10 ¹⁴	10 ¹⁷
	外筒	3.5×10 ¹²	3.7×10 ¹²	10 ¹⁶
	蓋部中性子遮蔽材カバー	6.6×10 ¹⁴	6.9×10 ¹⁴	10 ¹⁸
	下部端板、底部中性子遮蔽材カバー	8.0×10 ¹³	8.4×10 ¹³	10 ¹⁷
	中性子遮蔽材	1.5×10 ¹⁴	1.6×10 ¹⁴	10 ¹⁵
	金属ガスカート	2.3×10 ¹⁴	2.5×10 ¹⁴	10 ¹⁷
	伝熱フィン	1.5×10 ¹⁴	1.6×10 ¹⁴	10 ¹⁸
	(輸送用)三次蓋	1.0×10 ¹⁵	1.0×10 ¹⁵	10 ¹⁷
	(輸送用)三次蓋ボルト	1.0×10 ¹⁵	1.0×10 ¹⁵	10 ¹⁸
	(輸送用)緩衝体(木材)	1.0×10 ¹³	1.0×10 ¹³	10 ¹⁸
	使用済燃料(燃料被覆管)	1.4×10 ¹⁵	1.5×10 ¹⁵	10 ^{21~22}

(注1)貯蔵初期の中性子が減衰せず設計使用期間中一定であると仮定して保守的に算出した設計使用期間中の累積値。主要な評価部材のうち最大値を記載。17×17燃料に比べ、15×15燃料の方が濃縮度が低く、同一の燃焼度・冷却期間における中性子線源強度は15×15燃料の方が大きくなる。

③燃料の経年変化要因(熱)における燃料被覆管の周方向応力算定結果

燃料被覆管の周方向応力評価方法は、先行設計承認と同じである。15×15燃料の周方向応力評価結果を下表に示す。

燃料の種類	燃料被覆管周方向応力 ^(注)	評価基準値
17×17燃料	94MPa	100MPa
15×15燃料	99MPa	

(注)周方向応力(σ_{θ})は、燃料棒内圧及び燃料被覆管形状を条件とし、次式(内圧を受ける薄肉円筒の式)により評価している。

$$\sigma_{\theta} = \frac{PD}{2t}$$

σ_{θ} : 燃料被覆管の周方向応力(MPa)

P : 燃料棒内圧(MPa)

D : 燃料被覆管平均径(mm)

t : 燃料被覆管肉厚(mm)

※燃料被覆管平均径及び燃料被覆管肉厚は、照射後の腐食減肉として保守的に10%の腐食減肉を考慮

7. 外運搬規則への適合性

● 設計承認申請への引継事項

型式指定申請(輸送容器に係るもの)から設計承認申請への引継事項として、輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受ける際の確認事項を次のとおりとする。

<設計承認申請への引継事項>

8.2 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の条件

発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請時に別途確認を要する条件は以下のとおりである。

(中略)

- (9) 原子炉等規制法第43条の3の9第1項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第21条第2項の規定に基づく輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けること。**輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受ける際には、以下とすること。**

	設計承認申請への引継事項	備考
①	核燃料輸送物の運搬は、添付書類13(イ)章に示す輸送用の緩衝体を装着し、専用積載として周囲温度-20℃以上で実施すること。また、輸送容器の使用予定年数は60年、使用予定回数は10回であること。	外運搬規則適合のために装着が必要となる輸送用の緩衝体(型式指定申請の審査範囲外)を限定とするための記載及び輸送時の使用条件
②	輸送用緩衝体の使用に際しては、都度、輸送容器の使用履歴を蓄積し、輸送前に、輸送容器の使用履歴、収納物の発熱量及び輸送時に想定される環境温度を踏まえ、木材温度が、概ね実績のある温度の範囲内であることを確認した後に輸送を行うこと。	輸送用緩衝体の経年変化がないことを確認するための使用条件
③	核燃料輸送物の発送前検査(温度測定検査)により、太陽熱放射のない条件において輸送中人が容易に近づくことができる表面温度が85℃を超える場合は、近接防止金網を装着して輸送すること。	核燃料輸送物を運用する原子力事業者等の保守によって外運搬規則に適合することを確認するための事項
④	核燃料輸送物の発送前検査(外観検査)により、核燃料輸送物が <input type="checkbox"/> されていることを確認すること。	
⑤	核燃料輸送物の発送前検査(表面密度検査)により、核燃料輸送物の表面の放射性物質の密度が外運搬規則第4条第1項8号に規定される表面密度限度以下であることを確認すること。	
⑥	輸送物の発送前検査(収納物検査)により、核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないことを確認すること。	

8. 品質管理基準規則への適合性

● 法令及び型式指定運用ガイドにおける型式設計特定機器に対する品質管理要求事項

《核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十一》

- 3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
 - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
 - 二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。
 - 三 均一性を有するものであること。

《発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド》

2. 型式指定関係

- (1) 原子炉等規制法第四十三条の三の三十一第三項第三号の「均一性を有するものであること」とは、同条第一項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質管理が行われていることをいう。
- (6) 実用炉規則第一百七条第一項第七号の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系)をいう。

- 型式指定の申請を行うMSF-24P(S)型について、当社は上記の法令及びガイドラインのとおり、均一に製作されるよう品質管理を行う。また、その為の品質マネジメントシステムを構築している。
- 実用炉規則第一百七条第一項七号に従い、MSF-24P(S)型の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する事項が、品質管理基準規則に適合していることを説明し、MSF-24P(S)型が均一性を有するものであることを示す。

8. 品質管理基準規則への適合性

MSF-24P(S)型の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する事項(型式指定申請書本文及び添付書類14)は、品質管理基準規則の要求事項に適合している。当該要求事項と型式指定申請書記載事項との対応関係を下表に示す。

原子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則		MSF-24P(S)型 型式指定申請書 本文	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 添付書類14
第一章 総則	(目的) 第一条	7.1 品質保証計画	—
	(定義) 第二条	7.3 定義	—
	(適用範囲) 第三条	7.2 適用範囲	—
第二章 品質マネジメントシステム	(品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四条	7.1 品質保証計画 7.4.1 一般要求事項 7.4.2 文書化に関する要求事項 7.5.1 経営者のコミットメント 7.5.3 品質方針 7.5.5.2 管理責任者及び関連部門の長 7.5.5.3 内部コミュニケーション 7.5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 7.6.1 資源の提供 7.6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 7.7.2.1 製品に関連する要求事項の明確化 7.7.4.2 購買情報 7.8.2.1 顧客満足 7.8.4 データの分析	6.1 設計インプットの明確化 7.1 設計要求事項及び購入要求事項 7.2.3.3 製造手順・要領の確立 8.1.1 設計要求事項及び購入要求事項 第3-1表 品質マネジメントシステムに係る主な社内規定
	(品質マネジメントシステムの文書化) 第五条	7.4.2 文書化に関する要求事項 7.4.2.1 一般	—
	(品質マニュアル) 第六条	7.4.2.2 品質マニュアル	—
	(文書の管理) 第七条	7.4.2.3 文書管理	—
	(記録の管理) 第八条	7.4.2.4 記録の管理	—
	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) 第九条	7.5.1 経営者のコミットメント 7.5.3 品質方針	—
	(原子力の安全の確保の重視) 第十条	7.1 品質保証計画 7.5.1 経営者のコミットメント 7.5.3 品質方針	—
	(品質方針) 第十一条	7.5.3 品質方針	—
第三章 経営責任者等の責任	(品質目標) 第十二条	7.5.4.1 品質目標	—
	(品質マネジメントシステムの計画) 第十三条	7.5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	—
	(責任及び権限) 第十四条	7.4.1 一般要求事項 7.5.5.1 責任及び権限	2 型式設計特定機器の設計及び製作に係る組織 第2-1図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る組織
	(品質マネジメントシステム管理責任者) 第十五条	7.5.5.2 管理責任者及び関連部門の長	—

8. 品質管理基準規則への適合性

原子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則		MSF-24P(S)型 型式指定申請書 本文	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 添付書類14
第三章 経営責任者等の責任	(管理者) 第十六条	7.5.1 経営者のコミットメント 7.5.3 品質方針 7.5.4.1 品質目標 7.5.5.2 管理責任者及び関連部門の長 7.5.5.3 内部コミュニケーション 7.5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 7.6.1 資源の提供 7.6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 7.7.2 顧客関連のプロセス 7.7.2.1 製品に関連する要求事項の明確化 7.7.4.2 購買情報 7.8.2.1 顧客満足 7.8.4 データの分析	—
	(組織の内部の情報の伝達) 第十七条	7.5.5.3 内部コミュニケーション	—
	(マネジメントレビュー) 第十八条	7.5.6 マネジメントレビュー 7.5.6.1 一般	—
	(マネジメントレビューに用いる情報) 第十九条	7.5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	—
	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置) 第二十条	7.5.6.1 一般 7.5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	—
第四章 資源の管理	(資源の確保) 第二十一条	7.6 資源の運用管理 7.6.1 資源の提供 7.6.2 人的資源 7.6.2.1 一般 7.6.3 インフラストラクチャー 7.6.4 作業環境	—
	(要員の力量の確保及び教育訓練) 第二十二条	7.6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	—
第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	(個別業務に必要なプロセスの計画) 第二十三条	7.7 製品実現 7.7.1 製品実現の計画	4. 型式設計特定機器の設計及び製作に係る製品実現の計画 5. 型式設計特定機器の設計及び製作に係る設計、製造、試験・検査及び購買の手順 第5-1図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る設計フロー図 第5-2図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る製造、試験・検査フロー図 第5-3図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る購買フロー図
	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項) 第二十四条	7.5.2 顧客重視 7.7.2 顧客関連のプロセス 7.7.2.1 製品に関連する要求事項の明確化	—
	(個別業務等要求事項の審査) 第二十五条	7.7.2.2 製品に関連する要求事項のレビュー	—

8. 品質管理基準規則への適合性

原子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 本文	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 添付書類14
(組織の外部の者との情報の伝達等) 第二十六條	7.7.2.3 顧客とのコミュニケーション 7.8.2.1 顧客満足	—
(設計開発計画) 第二十七條	7.7.3.1 設計・開発の計画 7.7.3.8 設計インタフェースの管理 7.7.3.9 解析業務管理	第5-1図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る設計フロー図 6. 設計に係る品質管理の方法 6.2 設計計画の作成と運営管理 6.3 設計インタフェース管理 6.5 設計解析 6.5.1 解析業務の計画 6.5.2 計算機プログラムの検証 6.10 型式指定申請書の作成
(設計開発に用いる情報) 第二十八條	7.7.3.2 設計・開発へのインプット 7.7.3.9 解析業務管理	6.1 設計インプットの明確化 6.5.3 入力根拠の明確化
(設計開発の結果に係る情報) 第二十九條	7.7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.7.3.9 解析業務管理	6.5.6 業務報告書の確認 6.6 設計アウトプットの文書化
(設計開発レビュー) 第三十條	7.7.3.4 設計・開発のレビュー 7.7.3.9 解析業務管理	6.4 設計の体系的レビュー 6.5.8 品質記録の保管管理
(設計開発の検証) 第三十一條	7.7.3.5 設計・開発の検証 7.7.3.9 解析業務管理	6.5.4 入力結果の確認 6.5.5 解析結果の確認 6.5.8 品質記録の保管管理 6.7 設計検証 6.7.1 設計検証要領
(設計開発の妥当性確認) 第三十二條	7.7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.7.3.9 解析業務管理	6.5.6 業務報告書の確認 6.5.8 品質記録の保管管理 6.8 設計の妥当性確認
(設計開発の変更の管理) 第三十三條	7.7.3.7 設計・開発の変更管理 7.7.3.9 解析業務管理	6.5.7 解析業務の変更管理 6.5.8 品質記録の保管管理 6.9 設計変更管理
(調達プロセス) 第三十四條	7.7.4 購買 7.7.4.1 購買プロセス	第5-3図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る購買フロー図 9.1 購買計画及び購買先の選定 9.2 購買先とのコミュニケーション
(調達物品等要求事項) 第三十五條	7.7.4.2 購買情報	9.2 購買先とのコミュニケーション 9.3 発注 9.4 文書の管理
(調達物品等の検証) 第三十六條	7.7.4.3 購買製品の検証	9.4 文書の管理 9.5 試験・検査及び受入管理 9.6 品質記録の保管

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

8. 品質管理基準規則への適合性

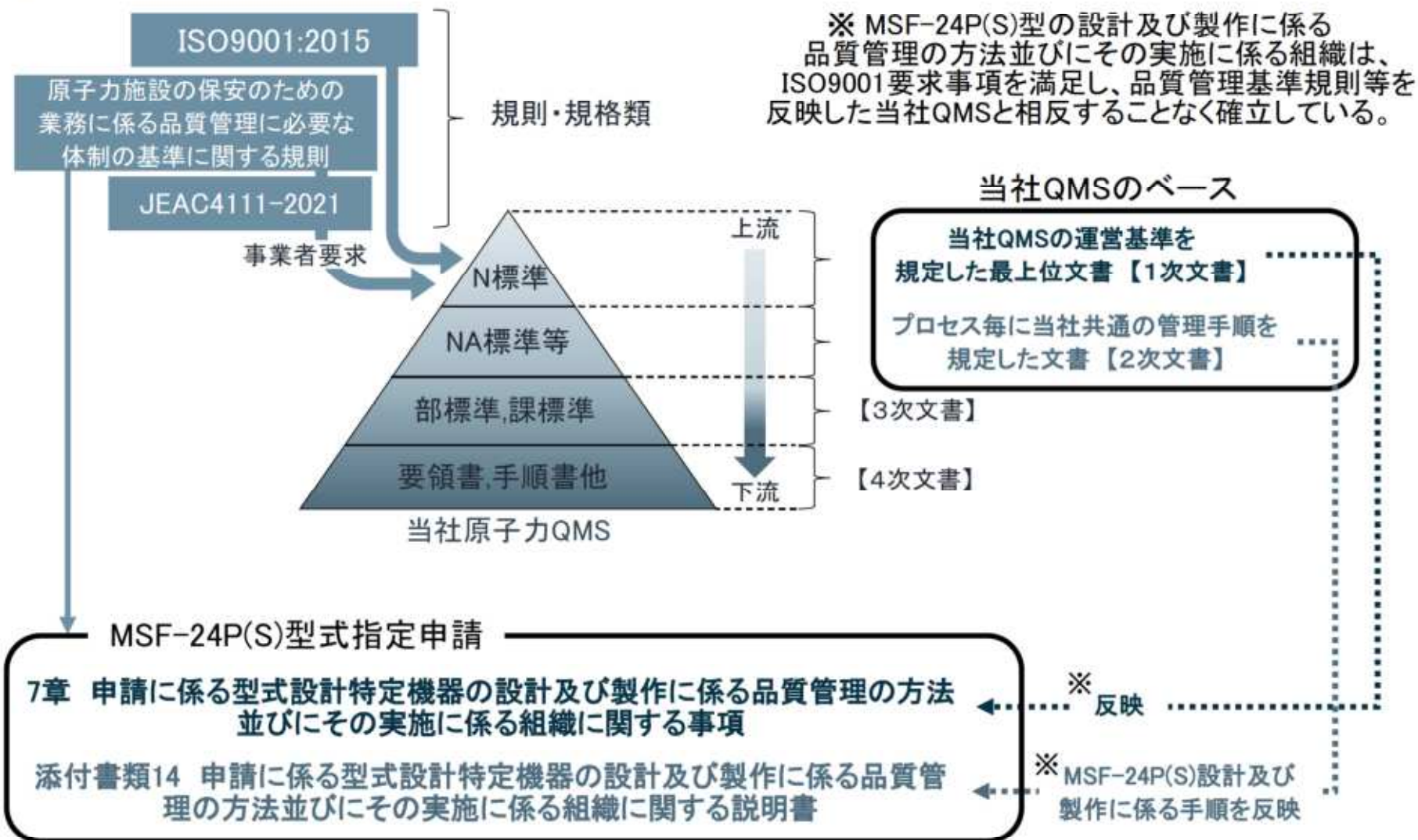
原子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則		MSF-24P(S)型 型式指定申請書 本文	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 添付書類14
第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	(個別業務の管理) 第三十七条	7.7.5.1 製造及びサービス提供の管理	第5-2図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る製造、試験・検査フロー図 7. 製造に係る品質管理の方法 7.1 設計要求事項及び購入要求事項 7.2 製造工程管理 第7-1図 型式設計特定機器MSF-24P(S)型 製作フローチャート(例) 7.4 出荷検査の実施 7.5 輸送 8.1 試験・検査要領の確立 8.2 検査員の技量管理 8.3 試験・検査設備(計測器、試験機等)の管理 8.6 出荷検査の実施
	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第三十八条	7.7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認	7.2.1 技能管理 7.2.2 設備管理 7.2.3.4 作業実施の指示 7.2.3.5 作業実施 7.2.3.6 工程中試験・検査の依頼 8.1 試験・検査要領の確立 8.1.1 設計要求事項及び購入要求事項 8.1.3 試験・検査要領書の作成 8.2 検査員の技量管理 8.3 試験・検査設備(計測器、試験機等)の管理 8.4 試験・検査の実施
	(識別管理) 第三十九条	7.7.5.3 識別及びトレーサビリティ	7.3 識別管理
	(トレーサビリティの確保) 第四十条	7.7.5.3 識別及びトレーサビリティ	7.3 識別管理
	(組織の外部の者の物品) 第四十一条	7.7.5.4 顧客の所有物	—
	(調達物品の管理) 第四十二条	7.7.5.5 製品の保存	—
	(監視測定のための設備の管理) 第四十三条	7.7.6 監視機器及び測定機器の管理 7.7.6.1 計測器・計量器の管理要領	8.3 試験・検査設備(計測器、試験機等)の管理

8. 品質管理基準規則への適合性

原子力施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する規則		MSF-24P(S)型 型式指定申請書 本文	MSF-24P(S)型 型式指定申請書 添付書類14
第六章 評価及び改善	(監視測定、分析、評価及び改善) 第四十四条	7.8 測定、分析及び改善 7.8.1 一般	第5-2図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る製造、 試験・検査フロー図 第5-3図 型式設計特定機器の設計及び製作に係る購買 フロー図 8. 試験・検査に係る品質管理の方法 9.5 試験・検査及び受入管理
	(組織の外部の者の意見) 第四十五条	7.5.2 顧客重視 7.8.2.1 顧客満足	—
	(内部監査) 第四十六条	7.8.2.2 内部監査	—
	(プロセスの監視測定) 第四十七条	7.8.2.3 プロセスの監視及び測定	—
	(機器等の検査等) 第四十八条	7.8.2.4 製品の監視及び測定	8. 試験・検査に係る品質管理の方法 9.5 試験・検査及び受入管理
	(不適合の管理) 第四十九条	7.8.3 不適合製品の管理	8.5.2 不適合品の識別 9.5 試験・検査及び受入管理
	(データの分析及び評価) 第五十条	7.8.4 データの分析	—
	(継続的な改善) 第五十一条	7.8.5.1 継続的改善	—
	(是正処置等) 第五十二条	7.8.5.2 是正処置	8.5.2 不適合品の識別 9.5 試験・検査及び受入管理
第七章 使用者に関する特例	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し ない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) 第五十四条	7.8.5.3 予防処置 (対象外)	 (対象外)

8. 品質管理基準規則への適合性

● (参考) 当社品質マネジメントシステムとの関係



9. 指摘事項リスト

No.	受領日	コメント内容	区分	コメント回答	対応状況
1	2022/9/1 審査会合	型式証明からの変更点(貯蔵用三次蓋の材質・形状)による安全機能の評価への影響について説明すること。	技術基準規則26条 (安全機能全般)	型式証明からの貯蔵用三次蓋の構造変更を踏まえ、貯蔵用三次蓋のモデル化の差異、及びその他評価条件の差異による型式証明の各安全機能評価結果への影響を整理した。評価モデル及び評価条件の差異により、遮蔽機能、除熱機能、閉じ込め機能及び長期健全性に係る評価結果への影響がある。除熱機能への影響については、貯蔵用三次蓋の構造変更による影響は僅かであるが、貯蔵場所の差異(型式指定:貯蔵建屋内、型式証明:屋外[代表ケース])に起因する境界条件の差異により、型式証明に対し温度が高くなっている。なお、閉じ込め及び長期健全性への影響は、いずれも除熱評価結果に差異が生じたことによるものである。	2022/12/5 審査会合で 回答済。
2	2022/9/1 審査会合	MCNP5コードの適用妥当性を具体的に説明すること。	技術基準規則26条 (遮蔽)	原子力学会標準「シミュレーションの信頼性確保に関するガイドライン:2015」(以下「シミュレーションガイドライン」という。)のモデル検証及び妥当性確認方法を参考に、本型式指定と類似の評価条件を用いた使用済燃料輸送・貯蔵容器体系での遮蔽ベンチマーク解析に基づき、MSF-24P(S)型の体系において、保守的な評価ができることの確認を行った。また、この確認に加え、許認可実績が豊富なDOT3.5コードによる既認可値との比較でも同等の結果となっており、DOT3.5コードと同様に妥当な解が得られることを確認した。以上より、線量当量率基準への適合性確認にMCNP5コードを適用することは妥当であると判断した。(本コメント回答を受け、指摘事項No.6のコメント回答の内容に見直したため、本コメント回答の詳細は割愛する。)	2022/12/5 審査会合で 回答済。
3	2022/9/1 審査会合	申請書添付書類13に示す輸送用緩衝体を装着して輸送することが申請書本文に明記されていないため記載を検討のこと。また、貯蔵用緩衝体の性能に係る説明に際して、詳細設計ベースでの具体的な緩衝性能について説明すること。	緩衝体性能	外運搬規則適合のために装着が必要となる輸送用の緩衝体は、型式指定申請書の添付書類13に示す輸送用緩衝体を装着して輸送することを型式指定申請書本文に記載する。また、詳細設計ベースでの具体的な貯蔵用緩衝体の緩衝性能については、型式証明申請書に記載している貯蔵用緩衝体の必要性能を踏まえ、MSF-24P(S)型の詳細設計に対する貯蔵用緩衝体の具体的な緩衝性能として、特定兼用キャスク貯蔵施設における想定事象に対して特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が日本機械学会 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための具体的な荷重条件を定める。設工認申請での想定事象において特定兼用キャスクに作用する荷重条件が本荷重条件を満足する場合、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が許容基準を満足するための緩衝性能を有するものとする。	2023/2/16 審査会合で 回答済。

9. 指摘事項リスト

No.	受領日	コメント内容	区分	コメント回答	対応状況
4	2022/12/5 審査会合	品質基準適規則の基準適合性について、実用炉規則111条の要求事項への適合について説明すること。	品質管理	型式指定申請書本文7「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する事項」及び添付書類14「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書」に記載している規則適合性の確保に必要な設計、製作、試験・検査及び購買に係る品質管理の方法及び組織の説明は、実用炉規則第111条の要求事項に適合している。	2023/2/16 審査会合で 回答済。
5	2022/12/5 審査会合	貯蔵用三次蓋の材質及び形状の変更による質量の変化について説明するとともに、貯蔵時や輸送時の取扱いに影響がないか説明すること。	申請概要	型式証明からの貯蔵用三次蓋の材質及び形状の変更による形状及び質量の差異は僅かである。また、貯蔵用三次蓋の胴への取付け及び取外しは、クレーン等の揚重設備により行われ、その際の取扱方法は同じである。さらに、貯蔵用三次蓋を装着した状態でのMSF-24P(S)型の取扱中の質量は、原子炉建屋内の取扱時、貯蔵施設への搬送時及び貯蔵施設内の取扱時における取扱制限内であり、取扱性に問題ない。	2023/2/16 審査会合で 回答済。
6	2022/12/5 審査会合	遮蔽解析に使用したMCNP5コードの適用妥当性について、学会標準のガイドラインを参考とした検証作業の方針を明確にし、結論に至るまでの論理展開が適切となるように見直すこと。	技術基準 規則26条 (遮蔽)	<p>特定兼用キャスクに対するMCNP5コードの適用性について、MCNP5コードによる線量当量率分布の評価値は測定値の分布の傾向に対して良い一致を示し、許認可で認められたDOT3.5コードによる保守的な手法に基づく線量当量率評価値と同等の結果となることを示すことで説明する。</p> <p>原子力学会標準「シミュレーションの信頼性確保に関するガイドライン:2015」のモデル検証及び妥当性確認方法を参考に、(1)遮蔽解析での確認範囲の整理、(2)数値的解法が検証されていることの確認、(3)MCNP5コードを用いた線量当量率評価値と測定値の比較による評価傾向の確認、(4)既認可で認められたDOT3.5コードを用いた保守的な評価手法に基づく特定兼用キャスクでの線量当量率の評価値との比較による同等性の確認を行った。</p> <p>(1)から(3)の確認結果に加え、型式指定での遮蔽解析条件は、(4)で確認したMCNP5コードの保守的な条件設定を踏襲しており、保守性を有する解を得ることができる。以上より、本申請の遮蔽解析にMCNP5コードを適用することは妥当であると判断した。</p>	2023/2/16 審査会合で 回答済。

9. 指摘事項リスト

No.	受領日	コメント内容	区分	コメント回答	対応状況
7	2023/2/16 審査会合	貯蔵緩衝体とキャスクの接続部の設工認申請者への引き継ぎ条件を申請書上明確にすること。また、貯蔵用緩衝体の必要な緩衝性能と想定事象との関係・考え方について、補足説明資料等に説明を記載すること。	緩衝体性能	<p>設工認申請への引継ぎ条件とする特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための荷重条件として、荷重値に加え、特定兼用キャスクの荷重作用範囲を型式指定申請書本文に明記する。 (追加する荷重作用範囲は、指摘事項No.3への回答に示す。)</p> <p>また、型式指定で仮設定した想定事象における貯蔵用緩衝体の必要な緩衝性能として定めた上記荷重を特定兼用キャスクに作用させた場合の構造強度評価においては、保守的に特定兼用キャスクを設置する貯蔵架台及びトランニオンの変形によるエネルギー吸収を無視する条件としている。本設置方法における貯蔵架台の設置目的及び構造強度評価上の位置付けについて、補足説明資料「蓋部が金属部へ衝突しない設置方法における安全機能維持に関する説明資料(L5-95KV277)」に記載した。</p>	2023/2/28 ヒアリングで 回答済。
8	2023/2/16 審査会合	MCNP5 の適用妥当性については、使用済燃料輸送・貯蔵容器体系のベンチマーク解析で中性子遮蔽材のない領域も測定値と傾向がよい一致であることを確認していること等について、具体的なデータを用いてMCNP5による評価結果が妥当であることを説明し、補足説明資料等に記載すること。	技術基準 規則26条 (遮蔽)	<p>使用済燃料輸送・貯蔵容器体系のベンチマーク解析結果を基に、MCNP5コードによるMSF-24P(S)型の中性子遮蔽材のない領域の評価結果が妥当であることの詳細を補足説明資料26-2「26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 遮蔽機能に関する説明資料(L5-95KV262)」に記載した。 (上記は、指摘事項No.6への回答にも追記した。)</p>	2023/2/28 ヒアリングで 回答済。

10. 指摘事項への回答

指摘事項(No.1)

型式証明からの変更点(貯蔵用三次蓋の材質・形状)による安全機能の評価への影響について説明すること。

(回答)

型式証明からの貯蔵用三次蓋の構造変更(P.104)を踏まえ、貯蔵用三次蓋のモデル化の差異、及びその他評価条件の差異による型式証明の各安全機能評価結果への影響を整理した。評価モデル及び評価条件の差異により、遮蔽機能、除熱機能、閉じ込め機能及び長期健全性に係る評価結果への影響がある。

除熱機能への影響については、貯蔵用三次蓋の構造変更による影響は僅かであるが、貯蔵場所の差異(型式指定:貯蔵建屋内、型式証明:屋外[代表ケース])に起因する境界条件の差異により、型式証明に対し温度が高くなっている。なお、閉じ込め及び長期健全性への影響は、いずれも除熱評価結果に差異が生じたことによるものである。

安全機能	評価モデル・評価条件の差異			型式証明の評価結果に対する差異
	貯蔵用三次蓋のモデル化の差異①		①を除く評価条件の差異	
	型式指定	型式証明		
臨界防止	無視	無視	差異なし	評価結果は同一
遮蔽	無視 ^(注)	モデルに考慮 (型式証明構造)	評価位置における貯蔵用緩衝体の装着の有無に差異あり (型式指定:未装着 ^(注) /型式証明:装着)	貯蔵用三次蓋のモデル化及び貯蔵用緩衝体の装着有無の差異により、型式証明に対し、頭部/底部方向の線量当量率は増加する。(P.105~106参照)
除熱	モデルに考慮 (型式指定構造)	モデルに考慮 (型式証明構造)	貯蔵場所に差異あり (型式指定:貯蔵建屋内/型式証明:屋外)	貯蔵用三次蓋の構造変更による除熱性能への影響はわずかであるが、貯蔵場所の差異に起因する境界条件の差異により、型式証明に対し、温度は高くなる。(P.107~108参照)
閉じ込め	無視	無視	温度条件に差異あり (除熱解析により得られる特定兼用キャスク本体内部温度を使用)	特定兼用キャスク本体内部温度(除熱評価結果)が高くなることにより、基準漏えい率及びリークテスト判定基準値は僅かに小さくなる。(P.109参照)
長期健全性	評価モデルなし (温度、放射線等に基づき健全性を評価)		温度条件に差異あり (除熱解析により得られる特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料温度を使用)	特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料の温度(除熱評価結果)が高くなる。(P.109参照)

(注)事業者の運用において、貯蔵中における保守のために貯蔵用緩衝体及び貯蔵用三次蓋を一時的に取り外す可能性を想定し、型式指定では貯蔵用三次蓋及び貯蔵用緩衝体を未装着として評価を実施している。

● 貯蔵用三次蓋の構造差異

型式指定申請

型式証明申請

--	--

10. 指摘事項への回答

● 遮蔽評価条件の差異が線量当量率に与える影響(1/2)

貯蔵用三次蓋のモデル化の差異(型式指定:無視、型式証明:モデルに考慮)、及び評価位置における貯蔵用緩衝体の装着の有無(型式指定:未装着/型式証明:装着)の差異により、型式証明に対し、線量当量率は増加^(注)する。

(注)型式指定では、中性子遮蔽材の少ない方向である底部コーナ一部が最大値位置であるが、型式証明では当該位置は緩衝体内部となるためキャスク表面位置ではなくなり、最大値位置はトランシオン近傍となる。型式指定と型式証明とでは線量当量率が最大となる評価点位置が異なるため、次頁に示すとおり、燃料集合体から放出された中性子及びガンマ線の構造材透過距離が異なる。

表面評価点に対しては中性子の線量当量率が支配的であり、中性子遮蔽材透過距離の差により型式証明に対して型式指定の線量当量率は増加する。

型式指定と型式証明の線量当量率比較(17×17燃料収納時、MCNP5コード)^(注) (単位: μ Sv/h)

評価ケース		頭部		側部	底部		評価基準
		軸方向	径方向		径方向	軸方向	
表面	型式指定	395.6	698.2	204.1	1528.9	207.1	2,000以下
	型式証明	41.9	665.5	206.5	788.7	71.0	
表面から1m 離れた位置	型式指定	64.8	82.8	84.6	73.6	60.1	100以下
	型式証明	20.8	83.5	84.2	74.7	34.4	

(注)朱書きは最大線量当量率を示す。線量当量率の評価位置は次頁図参照。

10. 指摘事項への回答

● 遮蔽評価条件の差異が線量当量率に与える影響(2/2)



線量当量率評価位置

型式指定と型式証明の構造材透過距離(表面最大値となる位置)

構造材 (材質)	距離 (cm)		型式証明と型式指定の 距離の差 (cm)
	型式指定	型式証明	
胴 (炭素鋼)			
中性子遮蔽材 (レジン)			
外筒 (炭素鋼)			

10. 指摘事項への回答

● 除熱評価条件の差異が温度に与える影響(1/2)

型式指定と型式証明の温度比較を下表に示す。解析条件の差異が温度に与える影響を以下に示す。

(1) 解析モデルの差異(貯蔵用三次蓋の構造差異)

蓋部に伝わる熱は、主に熱抵抗の大きい軸方向^(注)へは流れにくく、貯蔵用三次蓋へ伝わる熱量は少ない(下図)。熱量が少ない部材には温度差が生じにくく、貯蔵三次蓋の構造変更が温度に与える影響は小さい。

(注)使用済燃料と一次蓋、一次蓋と二次蓋間にはヘリウムガス層が、二次蓋と貯蔵用三次蓋間には空気層が、また、一次蓋には蓋部中性子遮蔽材が設置されている。ヘリウムガス、空気及び中性子遮蔽材は、鋼材に比べ熱伝導率が小さい。また、軸方向のヘリウムガス層及び空気層の厚さは径方向に比べ厚く、軸方向の熱抵抗は大きい。

型式指定と型式証明の温度比較

主な評価部位	評価結果(°C)		設計基準値(°C)	
	型式指定 (貯蔵建屋内貯蔵)	型式証明 (屋外貯蔵) (注)		
燃料被覆管	215	206	275	
特定兼用キヤスク	胴	142	133	350
	一次蓋	118	110	350
	一次蓋ボルト	118	109	350
	中性子遮蔽材	135	127	149
	金属ガスケット	118	110	130
	バスケット	187	177	250
	伝熱フィン	126	115	200

(注)型式証明では、屋外貯蔵条件を代表例として除熱評価を実施。



蓋部の熱の流れ(概略図)

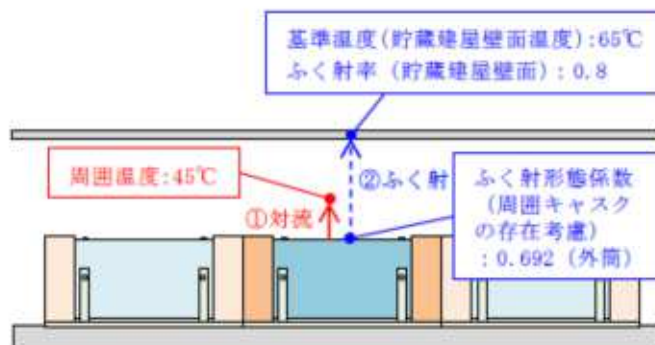
10. 指摘事項への回答

● 除熱評価条件の差異が温度に与える影響(2/2)

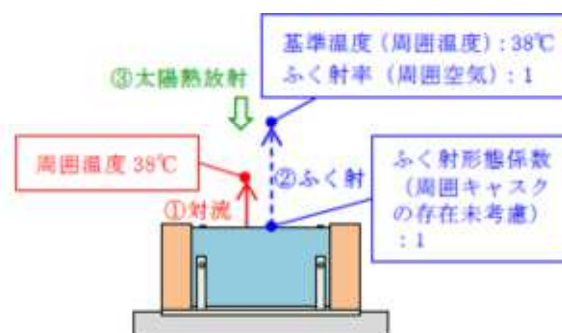
(2) 境界条件の差異

型式指定と型式証明では貯蔵場所(貯蔵建屋内又は屋外)が異なるため、境界条件(対流、ふく射及び太陽熱放射)が異なる。下表に示す対流、ふく射、太陽熱放射及び太陽熱放射の差異により、型式証明と比べて温度は上昇する傾向となる。

項目		型式指定 (貯蔵建屋内貯蔵)	型式証明 (屋外貯蔵)	境界条件の差異による温度への影響
① 対流	周囲温度	45°C	38°C	熱伝達率の計算式に差異はないが、型式指定では型式証明に対して周囲温度が高いため、 温度は上昇する傾向 となる。
	外表面の熱伝達率	計算式に差異なし		
② ふく射	基準温度	65°C (貯蔵建屋壁面温度)	38°C (周囲温度)	型式証明では、ふく射形態係数の設定において、周囲キャスクの存在を未考慮としていたが、型式指定では、周囲キャスクの存在を考慮し、ふく射形態係数を設定している。型式指定の方が、主要な放熱面となる外筒のふく射形態係数が小さく基準温度も高いため、 温度は上昇する傾向 となる。
	貯蔵建屋壁面ふく射率	0.8	1(周囲空気)	
	外表面ふく射率	差異なし		
	外表面からのふく射形態係数	外筒:0.692	1(全面)	
③太陽熱放射		考慮不要	考慮	型式指定では、太陽熱放射が無く、太陽熱放射が有る型式証明の条件に比べて 温度は低下する傾向 となる。



型式指定(貯蔵建屋内貯蔵)



型式証明(屋外貯蔵[評価代表例])

10. 指摘事項への回答

● 閉じ込め評価条件及び長期健全性評価条件の差異の影響

閉じ込め及び長期健全性への影響は、いずれも除熱評価結果(温度)に差異が生じたことによるものである。型式指定と型式証明の評価条件の差異及び評価結果の比較を以下に示す。

(1) 閉じ込め評価

特定兼用キャスク本体内部温度が高くなることにより、基準漏えい率及びリークテスト判定基準値は僅かに小さくなる。

(2) 長期健全性評価

熱による影響として除熱評価結果を適用。特定兼用キャスク構成部材及び使用済燃料の温度が高くなる。

(1) 閉じ込め評価における評価条件及び評価結果の比較

収納状態(例)	項目		基準漏えい率		リークテスト判定基準	
			型式指定	型式証明	型式指定	型式証明
17×17 燃料 収納時	評価条件 の差異	特定兼用キャスク 本体内部温度 ^(注1)	220°C	215°C	220°C	215°C
	評価結果 ^(注2)		2.58×10^{-6}	2.60×10^{-6}	1.61×10^{-6}	1.63×10^{-6}

(注1) 除熱評価結果(燃料被覆管温度)を保守的に切り上げて設定した値、(注2) 単位: Pa・m³/s

(2) 長期健全性評価における評価結果の比較

主要な評価部材		温度(°C) ^(注1)		基準値(°C)
		型式指定	型式証明	
特定兼用 キャスク 構成部材	胴、一次蓋、二次蓋、貯蔵用三次蓋、蓋部中性子遮蔽材カバー、外筒	142	133	350
	バスケット(バスケットプレート)	188	177	250
	トランニオン、下部端板、底部中性子遮蔽材カバー	127	118	425
	中性子遮蔽材	135	127	149
	金属ガスケット	118	110	130
	伝熱フィン	126	115	200
使用済燃料(燃料被覆管)		215	206	275

(注1) 除熱評価結果。主要な評価部材のうち最大値を記載。

10. 指摘事項への回答

指摘事項(No.3)

申請書添付書類13に示す輸送用緩衝体を装着して輸送することが申請書本文に明記されていないため記載を検討のこと。また、貯蔵用緩衝体の性能に係る説明に際して、詳細設計ベースでの具体的な緩衝性能について説明すること。

(回答)

- 輸送用緩衝体を装着して輸送することについて
外運搬規則適合のために装着が必要となる輸送用の緩衝体は、型式指定申請書の添付書類13に示す輸送用緩衝体を装着して輸送することを型式指定申請書本文に記載する。
- 詳細設計ベースでの具体的な貯蔵用緩衝体の緩衝性能について
型式証明申請書に記載している貯蔵用緩衝体の必要性能を踏まえ、MSF-24P(S)型の詳細設計に対する貯蔵用緩衝体の具体的な緩衝性能として、特定兼用キャスク貯蔵施設における想定事象に対して特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が日本機械学会 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(以下「金属キャスク構造規格」という)に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための具体的な荷重条件を定める。設工認申請での想定事象において特定兼用キャスクに作用する荷重が本荷重条件を満足する場合、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が許容基準を満足するための緩衝性能を有するものとする(設工認申請への引継ぎ事項として型式指定申請書本文に記載)。
本荷重条件の設定根拠及び本荷重が特定兼用キャスクに作用する場合において特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足することをP.118~120に示す。

型式証明申請

貯蔵用緩衝体の緩衝性能 (型式証明申請書記載事項)
貯蔵用緩衝体の装着により、特定兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置することについて、金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dに対して、貯蔵用緩衝体は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が許容基準を満足するために必要な緩衝性能を有すること。



型式指定申請での具体的な緩衝性能(設工認申請への引継ぎ事項)

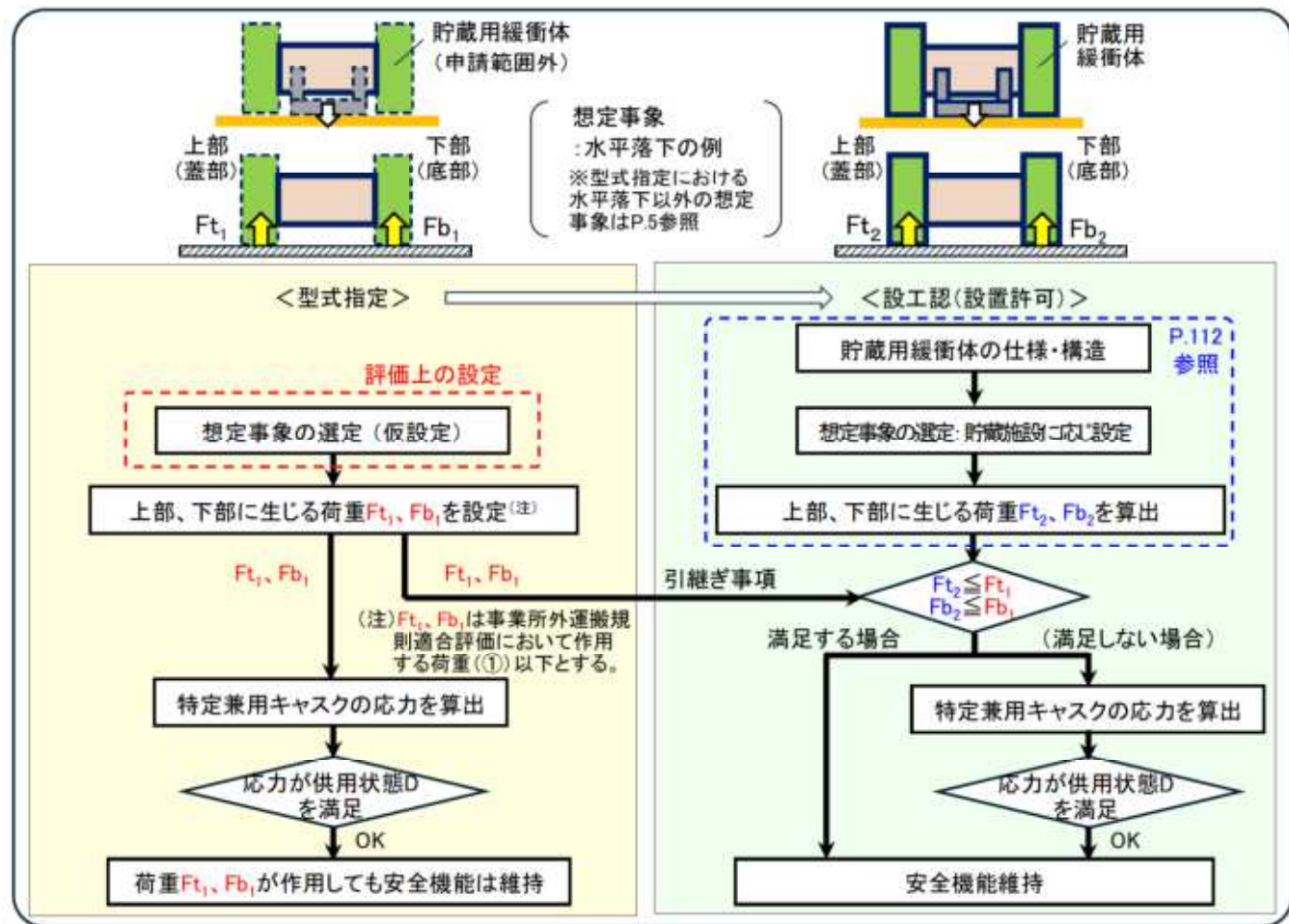
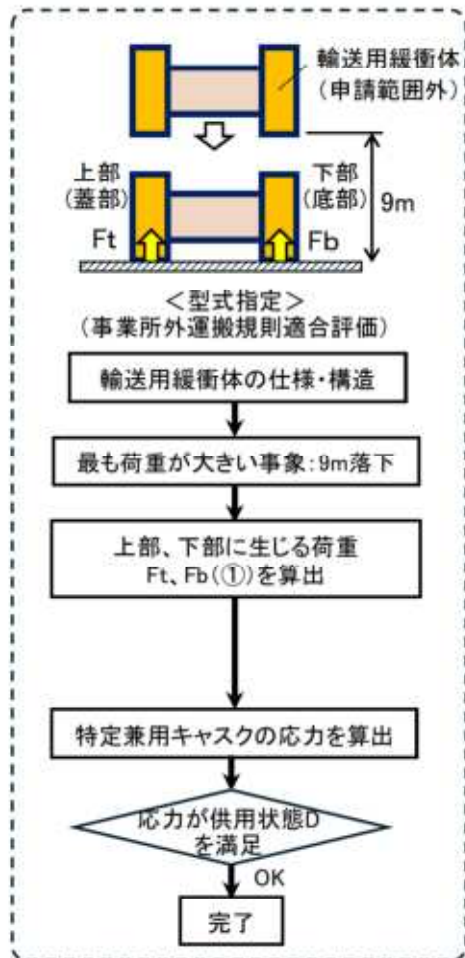
想定事象	特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための荷重条件 ^(注1)
1) MSF-24P(S)型の水平落下	上部(蓋部)に作用する荷重 4.30 × 10 ⁷ N以下 下部(底部)に作用する荷重 3.76 × 10 ⁷ N以下
2) MSF-24P(S)型と周辺施設等との径方向衝突	
3)-1 MSF-24P(S)型と周辺施設等との軸方向衝突(上部側)	上部(蓋部)に作用する荷重 7.55 × 10 ⁷ N以下
3)-2 MSF-24P(S)型と周辺施設等との軸方向衝突(下部側)	下部(底部)に作用する荷重 7.69 × 10 ⁷ N以下

(注1) 表中に示す荷重値は、特定兼用キャスク本体に以下の衝撃加速度が作用した場合に上部(蓋部)又は下部(底部)に作用する荷重である。表中の荷重は、P.115に示す荷重作用範囲と同じ、又はより広い範囲に作用するものとする。
1)及び2): 衝撃加速度650m/s²、3)-1及び3)-2: 衝撃加速度600m/s²

10. 指摘事項への回答

● 貯蔵用緩衝体を装着したMSF-24P(S)型の想定事象における安全評価の全体像

- 型式指定では、貯蔵施設での想定事象を仮設定し、各想定事象においてMSF-24P(S)型の安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重値(F_{t1} 、 F_{b1})を定める。
- 貯蔵用緩衝体の詳細設計(仕様・構造)及び貯蔵施設での想定事象時にMSF-24P(S)型が受ける荷重算出は設工認の範囲。
- 設工認では、想定事象時にMSF-24P(S)型が受ける荷重が型式指定で定めた荷重以下であれば、安全機能維持の確認が不要。



10. 指摘事項への回答

● 貯蔵用緩衝体を装着したMSF-24P(S)型の想定事象における安全評価の全体像

<貯蔵用緩衝体の設計・性能評価^(注) (水平落下の例)>

(注) 設工認での審査事項

(1) 要求性能の整理

- ① 質量・形状制限
- ② 想定される落下高さ
- ③ 制限荷重
水平落下時に特定兼用キャスクに生じる荷重が、安全機能を維持可能な荷重以下

(2) 貯蔵用緩衝体の設計

- ① 材料
高温環境下での長期貯蔵を考慮した材質選定
- ② 構造
要求性能を満足する構造設計

(3) 貯蔵用緩衝体の圧縮特性確認

- ① 要素試験による圧縮特性の確認(要素試験)
- ② 緩衝体形状での圧縮特性の確認(緩衝体圧縮試験)
- ③ 解析による再現性確認(解析モデルの構築)

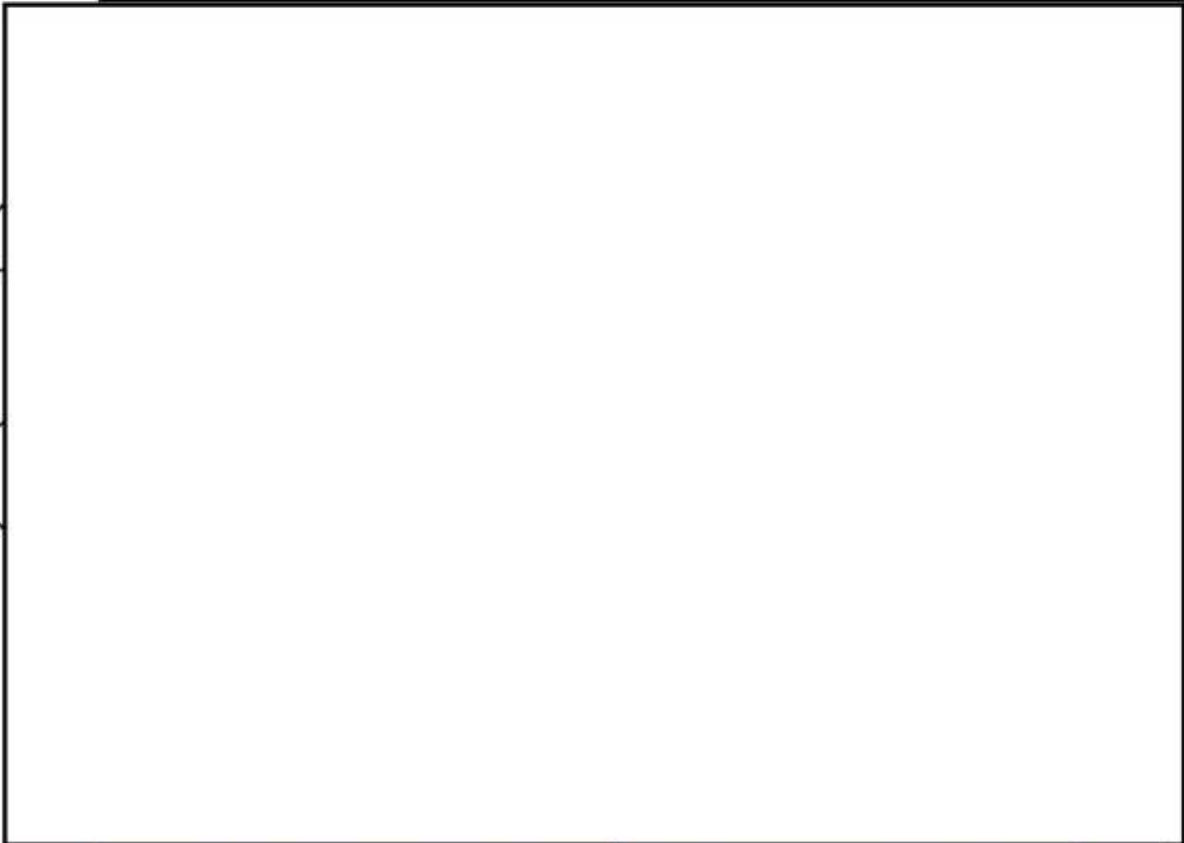
(4) 貯蔵用緩衝体を装着したMSF-24P(S)型の落下解析

- ① (3)で構築した貯蔵用緩衝体モデルによる落下解析 (MSF-24P(S)型に作用する荷重の算出)
- ② 安全機能維持評価 (①の荷重と許容基準荷重との比較)

(5) キャスク落下試験による落下解析の妥当性検証

落下試験による(4)の落下解析モデルの検証 (動的事象に対しても荷重値が妥当であることの確認)

設計・性能評価・検証フロー



10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重の設定

特定兼用キャスク貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)での貯蔵状態における想定事象を仮設定し、各想定事象に対して特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための荷重条件を定める。

(1) 想定事象

貯蔵施設内での貯蔵状態における想定事象は次のとおりとする。

		状態図	
貯蔵状態			
貯蔵状態における想定事象	1) MSF-24P(S)型の水平落下 (以下「水平落下」という。)	2) MSF-24P(S)型と周辺施設等との径方向衝突(以下、「径方向衝突」という。) 3) MSF-24P(S)型と周辺施設等との軸方向衝突(以下、「軸方向衝突」という。)	

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重の設定

(2) 代表事象 (1/2)

(1)の想定事象のうち、荷重作用位置を考慮し、貯蔵用緩衝体の性能及びMSF-24P(S)型の安全評価(構造強度評価)の評価対象とする事象(代表事象)を選定した。また、各代表事象に対し、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための荷重条件^(注)を設定した。

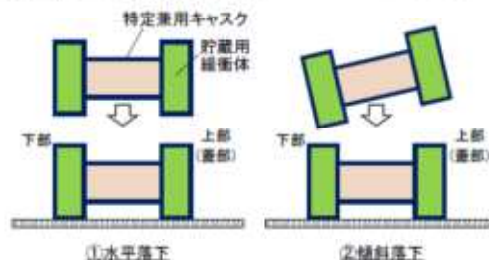
代表事象	代表事象と同等として扱う想定事象	特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足するための荷重条件(P.115参照) ^(注1)	(備考) 事業所外運搬規則適合評価における特別の試験条件(9m落下)時の荷重
1) 水平落下 ^(注2)	2) 径方向衝突 ^(注3)	上部(蓋部)に作用する荷重 $4.30 \times 10^7\text{N}$ 以下 下部(底部)に作用する荷重 $3.76 \times 10^7\text{N}$ 以下	<9m水平落下> 上部(蓋部)に作用する荷重 $4.68 \times 10^7\text{N}$ 下部(底部)に作用する荷重 $4.11 \times 10^7\text{N}$
3)-1 軸方向衝突(上部側)	—	上部(蓋部)に作用する荷重 $7.55 \times 10^7\text{N}$ 以下	<9m垂直落下> 上部(蓋部)に作用する荷重 $9.67 \times 10^7\text{N}$ 下部(底部)に作用する荷重 $8.19 \times 10^7\text{N}$
3)-2 軸方向衝突(下部側)	—	下部(底部)に作用する荷重 $7.69 \times 10^7\text{N}$ 以下	

(注) 貯蔵状態における想定事象に限らず、貯蔵用緩衝体を装着した状態で貯蔵施設へ構内輸送される際に落下・衝突が想定される場合においても適用が可能である。

(注1) 表中に示す荷重値は、特定兼用キャスク本体に以下の衝撃加速度が作用した場合に上部(蓋部)又は下部(底部)に作用する荷重である。表中の荷重は、P.115に示す荷重作用範囲と同じ、又はより広い範囲に作用するものとする。

1) 水平落下 (2) 径方向衝突: 衝撃加速度 650m/s^2 、3)-1, 3)-2 軸方向衝突(上部側、下部側): 衝撃加速度 600m/s^2

(注2) 水平落下において、MSF-24P(S)型が床面に対して傾斜して落下する場合(以下「傾斜落下」という。)がある。傾斜落下となる場合、細長い輸送物では落下エネルギーの一部が特定兼用キャスクの回転運動エネルギーとなり二次衝撃側の吸収エネルギーが増加し、二次衝撃側に作用する荷重は水平落下時の荷重よりも増加する。特に、蓋密封部が二次衝撃側となる場合、密封性能を損なうおそれがあるため、二次衝撃側の衝撃加速度の影響を評価する必要がある。傾斜落下による密封性能への影響がなく、傾斜落下時にMSF-24P(S)型の健全性が維持されることをP.121~124に示す。



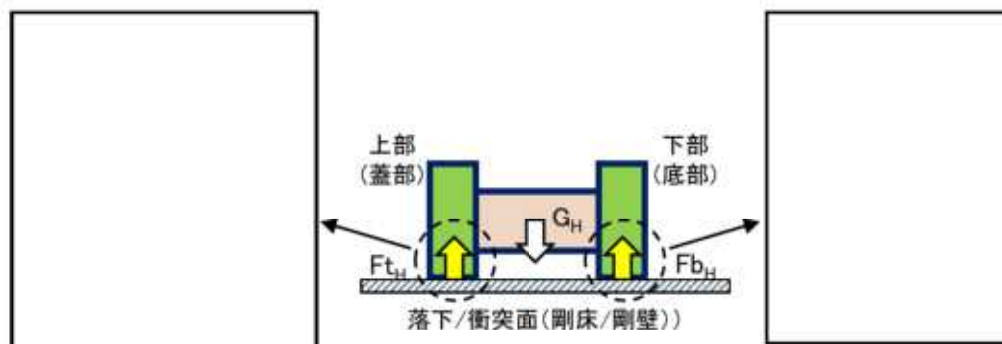
(注3) 径方向衝突は、水平落下と荷重作用位置が同一であり、水平落下と同等の事象として水平落下で代表する。

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重の設定

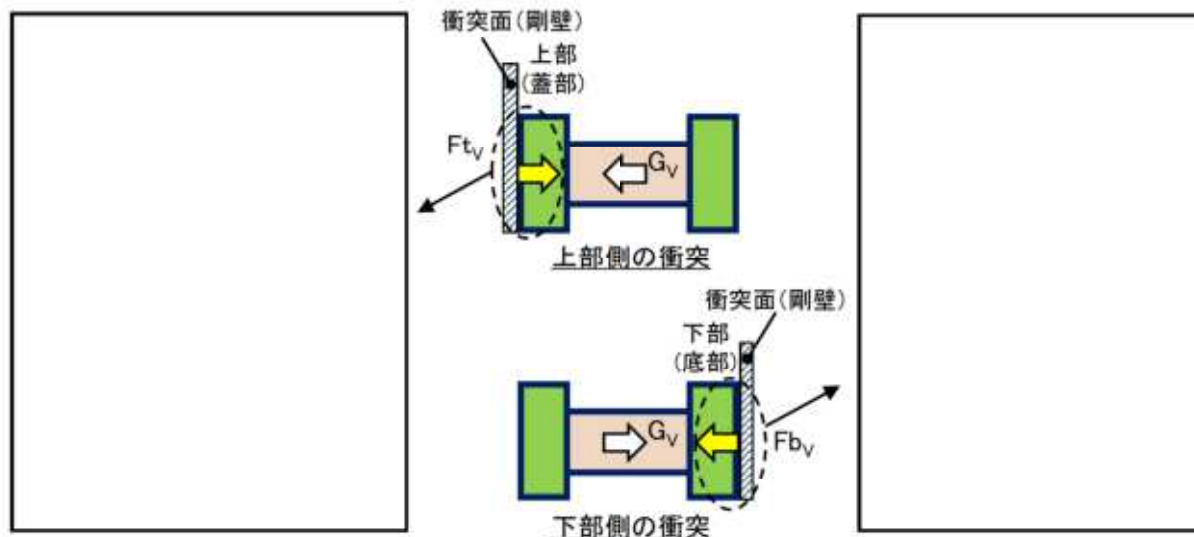
(2) 代表事象 (2/2)

(1) 水平落下



G_H : 特定兼用キャスク本体に生じる衝撃加速度 ($650m/s^2$)
 F_{t_H} : 特定兼用キャスク上部 (蓋部) に作用する荷重 (4.30×10^7N)
 F_{b_H} : 特定兼用キャスク下部 (底部) に作用する荷重 (3.76×10^7N)

(2) 軸方向衝突



G_V : 特定兼用キャスク本体に生じる衝撃加速度 ($600m/s^2$)
 F_{t_V} : 特定兼用キャスク上部 (蓋部) に作用する荷重 (7.55×10^7N)
 F_{b_V} : 特定兼用キャスク下部 (底部) に作用する荷重 (7.69×10^7N)

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重の設定

(補足) 貯蔵用緩衝体装着状態図(例)

P.115に示した特定兼用キャスクの荷重作用範囲は、下図の範囲に相当する。この範囲よりも広い範囲で荷重が作用する場合、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材の応力は、P.119～120の構造強度評価結果に比べ小さくなる。



10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する強度部材が健全性を維持可能な荷重の設定

(補足) 想定事象において想定される落下及び衝突の対象となる周辺施設等

貯蔵施設における想定事象(水平落下・周辺施設等との衝突)において、想定される落下及び衝突の対象となる周辺施設等は下表のとおりである。これら周辺施設等の形状は、P.115に示す荷重作用範囲に比べ大きいことが基本と考えられるが、施設設計(設工認)において、周辺施設等の具体的な形状がP.115の荷重作用範囲よりも狭い場合は、別途、設工認において個別の確認を行う。

想定事象	起回事象 ^(注1)	落下・衝突の対象となる周辺施設等	備考

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する部材の構造強度評価

代表事象及びそれらの荷重条件に対して、構造強度評価を行い、特定兼用キャスクの安全機能を担保する強度部材が金属キャスク構造規格に規定される供用状態Dの許容基準を満足することを示す。

(1) 水平落下及び軸方向衝突による衝撃荷重に対する安全評価方法

特定兼用キャスクの安全機能を担保する強度部材の構造強度評価は、落下・衝突時の衝撃荷重及び設計上考慮すべき荷重の組合せを考慮して実施した。

評価部位	衝撃荷重	衝撃荷重以外の荷重	適用規格等		評価方法	許容限界
胴・一次蓋・カバープレート・ 一次蓋ボルト・カバープレート ボルト・二次蓋・二次蓋ボルト	落下又は衝突により特定兼用キャスクに生じる衝撃加速度による自重の慣性力として落下又は衝突方向に作用させる ・水平落下： 650m/s^2 ・軸方向衝突： 600m/s^2	貯蔵施設での特定兼用キャスクの貯蔵状態に作用する荷重（自重、圧力荷重、機械的荷重、熱荷重）	金属キャスク 構造規格	密封容器	ABAQUSコード及び応力評価式	供用状態Dの許容基準
中間胴				ABAQUSコード		
外筒・下部端板・ 蓋部中性子遮蔽材カバー・ 底部中性子遮蔽材カバー			バスケットプレート	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定（指定の番号：T-DPC17001）を受けた評価方法	応力評価式	供用状態Dの許容基準及び弾性範囲内

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する部材の構造強度評価

(2) 応力解析に用いる解析コード

落下・衝突時の衝撃荷重に対する構造強度評価では、密封容器のうち、胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋及び二次蓋ボルト、並びに中間胴として評価する外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析にABAQUSを使用している。ABAQUSは、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデルを用いた落下試験により検証され適用性を確認している。また、このコードは、技術的な特殊性、新規性はなく、許認可で実績があるコードである。

(3) 評価結果 (1/2)

水平落下時及び軸方向衝突時に生じる各部位の応力は、金属キャスク構造規格等に規定される許容基準を満足していることを確認した。また、P.121～124に示すとおり、水平落下時に傾斜して落下する場合において、MSF-24P(S)型の健全性が損なわれることはないことを確認している。

水平落下時の強度評価結果

部位 ^(注)	応力分類	計算値 (MPa)	許容 基準値 (MPa)
一次蓋	膜(一次)	9	251
二次蓋	膜(一次)	54	377
胴(シール部)	一次+二次応力	121	185
胴	膜(一次)	152	377
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	83	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	634	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	841	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	4	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	228	842
外筒	曲げ(一次)	189	284
下部端板	曲げ(一次)	167	286
蓋部中性子遮蔽材カバー	組合せ(一次)	28	284
底部中性子遮蔽材カバー	圧縮(一次)	137	214
バスケットプレート	圧縮	35	66

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。



密封容器及び外筒等の
応力解析モデル

10. 指摘事項への回答

● 安全機能を担保する部材の構造強度評価

(3) 評価結果 (2/2)

軸方向衝突時(上部側)の強度評価結果

部位(注)	応力分類	計算値 (MPa)	許容基準値 (MPa)
一次蓋	膜+曲げ(一次)	152	377
二次蓋	膜+曲げ(一次)	76	377
胴(シール部)	一次+二次応力	32	185
胴	膜(一次)	91	377
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	180	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	557	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	504	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	6	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	172	842
外筒	組合せ(一次)	69	284
下部端板	曲げ(一次)	14	286
蓋部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	125	284
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	10	286
バスケットプレート	圧縮	15	66

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。

軸方向衝突時(下部側)の強度評価結果

部位(注)	応力分類	計算値 (MPa)	許容基準値 (MPa)
一次蓋	膜+曲げ(一次)	28	377
二次蓋	膜+曲げ(一次)	63	377
胴(シール部)	一次+二次応力	42	185
胴	膜+曲げ(一次)	68	377
一次蓋(シール部)	一次+二次応力	69	185
一次蓋ボルト	引張+曲げ	288	842
二次蓋ボルト	引張+曲げ	265	844
カバープレート	膜+曲げ(一次)	6	431
カバープレートボルト	引張+曲げ	172	842
外筒	曲げ(一次)	93	284
下部端板	曲げ(一次)	125	286
蓋部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	27	284
底部中性子遮蔽材カバー	曲げ(一次)	85	286
バスケットプレート	圧縮	15	66

(注)各部位のうち許容応力に対し最も余裕が少ないものを示している。

● 後段審査(設工認)で別途確認される事項

設工認において本回答で示した想定事象が存在する場合、貯蔵用緩衝体を装着したMSF-24P(S)型が落下・衝突する際に特定兼用キャスクに作用する荷重がP.110に示す条件を満足するかどうかの確認を行う。本条件を満足する場合、貯蔵用緩衝体の性能は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が許容基準を満足するための緩衝性能を有することとなり、その場合において、当該想定事象に対するMSF-24P(S)型の安全機能は維持されるものとする。

10. 指摘事項への回答

● 傾斜落下時の影響について

水平落下において、MSF-24P(S)型が床面に対して傾斜して落下する場合(傾斜落下)がある。傾斜落下となる場合、細長い輸送物では落下エネルギーの一部が特定兼用キャスクの回転運動エネルギーとなり二次衝撃側の吸収エネルギーが増加する。特に、蓋密封部が二次衝撃側となる場合、密封性能を損なうおそれがあるため、二次衝撃側の衝撃加速度の影響を評価する必要がある。落下試験結果を基にした密封性能の評価の結果、傾斜落下時にMSF-24P(S)型の健全性が維持されることを以下に示す。

(1) MSF-24P(S)型の密封設計(蓋部構造)

MSF-24P(S)型の蓋部構造は、MSF-24P(S)型のプロトタイプであるMSFキャスクの落下試験モデル(実機大モデル)による落下試験(傾斜落下、P.122参照)により密封性能が実証されている蓋部構造を基に、胴フランジ、一次蓋及び二次蓋の剛性を落下試験モデルよりも高め、蓋部の変形量を低減させる等し、落下試験モデルよりも密封性能を向上させた設計としている。

蓋部構造の比較

10. 指摘事項への回答

● 傾斜落下時の影響について

(2) 実機大落下モデル落下試験(傾斜落下)

9.3mの高さから傾斜させた状態で水平方向に落下(底部側が一次衝突、蓋部側が二次衝突)させた。一次蓋の漏えい率は、落下試験前後で変化はなかった。また、落下時に最も影響を受ける蓋ボルトに生じた応力は、基準値(設計降伏点)に対し余裕があり、蓋ボルトは弾性範囲に留まる。以上より、傾斜落下時に密封性能が維持されることを確認している。

<落下試験による主な確認項目>

- 密封性能維持(蓋部漏えい率)
- 構造健全性(各部応力)

<主な落下試験結果>

蓋部漏えい率

部位	落下試験前 (Pa m ³ /s)	落下試験後 (Pa m ³ /s)
一次蓋	< 1 × 10 ⁻¹¹	< 1 × 10 ⁻¹¹

蓋ボルトの最大応力

部位	応力成分	最大応力 (MPa)	基準値 (MPa)
一次蓋ボルト	膜	462	890 (設計降伏点)
	曲げ	470	
二次蓋ボルト	膜	560	
	曲げ	625	



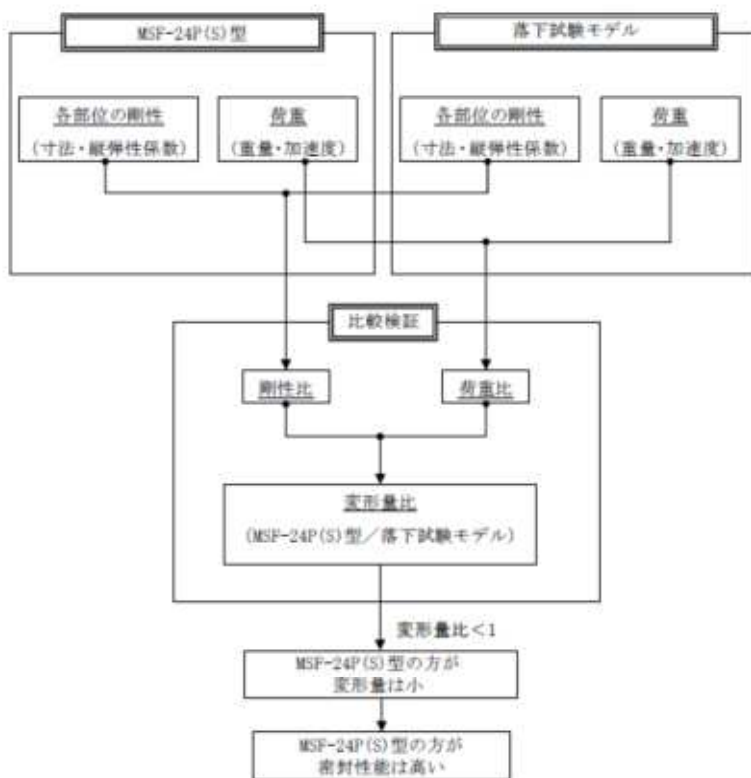
実機大落下試験モデルによる9.3m傾斜落下

10. 指摘事項への回答

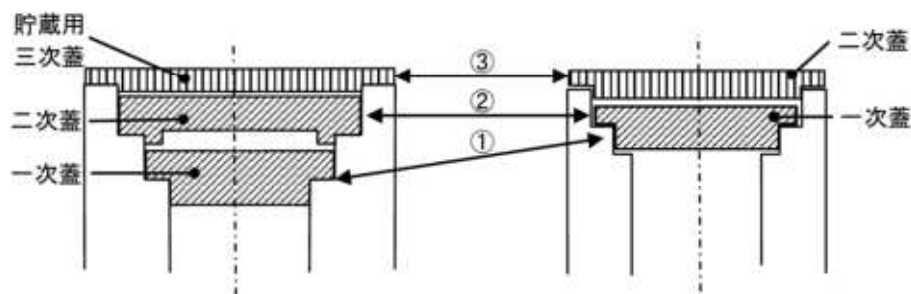
● 傾斜落下時の影響について

(3) MSF-24P(S)型の傾斜落下時における密封性能評価方法

傾斜落下においてMSF-24P(S)型の密封性能が維持されることを、落下試験により密封性能が維持されることが実証されている落下試験結果を用いて評価した。落下後の漏えい率の増加は、蓋に取り付けられた金属ガスケットと胴フランジ面との口開き量の増加、金属ガスケットの相対横ずれ量の増加、金属ガスケットの圧縮量の増加及び蓋ボルトの締付力の低下に起因するリークパスの発生とガスケット線力の低下が原因で、蓋部の変形量を抑えることが密封性能の維持につながる。そこで、MSF-24P(S)型の蓋、胴フランジ及び蓋ボルトの変形量が落下試験モデルに比べて小さいことを構造公式により求め、MSF-24P(S)型の密封性能を検証した。



MSF-24P(S)型の密封性能評価手順



	MSF-24P(S)型		落下試験モデル
①	蓋密封部(一次蓋:内側の蓋)	↔	蓋密封部(一次蓋:内側の蓋)
②	蓋密封部(二次蓋:内側の蓋)	↔	蓋密封部(一次蓋:内側の蓋)
③	蓋密封部(貯蔵用三次蓋:最外の蓋)	↔	蓋密封部(二次蓋:最外の蓋)

- MSF-24P(S)型の三次蓋構造に対して落下試験モデルは二次蓋構造であるが、荷重の伝達経路と蓋密封部の構造について、MSF-24P(S)型の貯蔵用三次蓋周辺部(最外の蓋)と落下試験モデルの二次蓋周辺部(最外の蓋)は同様であり、MSF-24P(S)型の二次蓋周辺部及び一次蓋周辺部(内側の蓋)と落下試験モデルの一次蓋周辺部(内側の蓋)で同様である。したがって、MSF-24P(S)型の蓋密封部(二次蓋及び一次蓋)は落下試験モデルの蓋密封部(一次蓋)と比較する。
- MSF-24P(S)型の貯蔵用三次蓋は密封境界ではないが、MSF-24P(S)型の蓋部を構成する部材であることから、落下試験モデルの蓋密封部(二次蓋)と比較する。

蓋部変形量の比較対象

10. 指摘事項への回答

● 傾斜落下時の影響について

(4) MSF-24P(S)型の傾斜落下時における密封性能評価結果

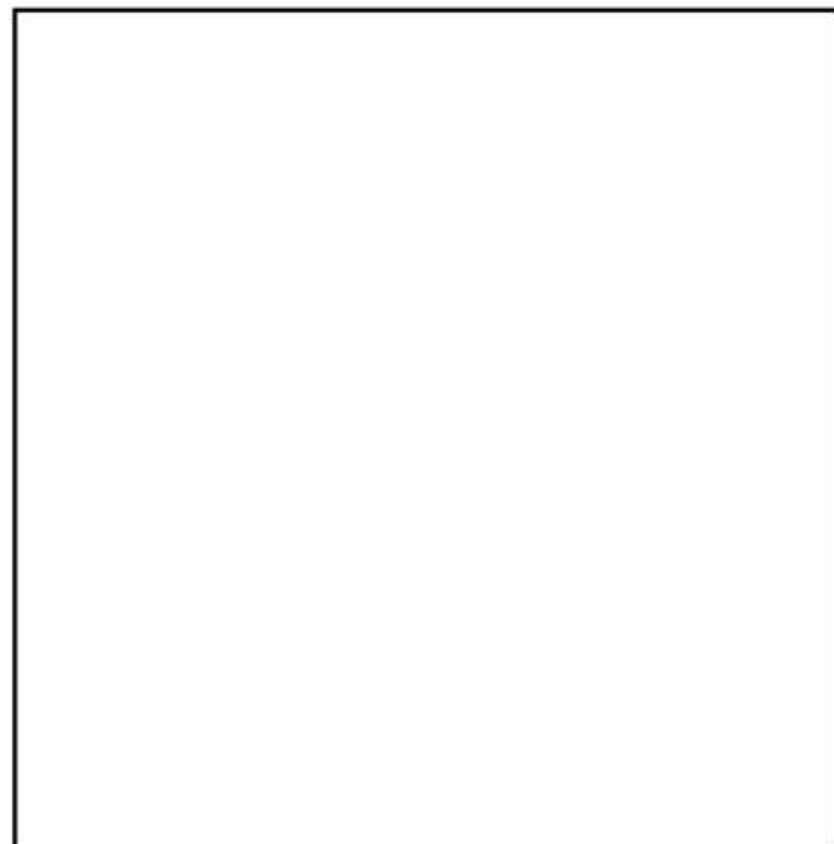
傾斜落下時の蓋部の変形量比較結果を下表に示す。全ての評価部位において変形量比は1以下であり、MSF-24P(S)型の蓋部の変形量は落下試験モデルに比べ小さい。したがって、MSF-24P(S)型は、落下試験モデルに比べて高い密封性能を有している。

MSF-24P(S)型の傾斜落下時の蓋部の変形量評価結果

部位 (注1)	変形モード	荷重比 (注2)	剛性比 (注2)	変形量比 (注2)
一次蓋	曲げ	0.51	1.58	0.32
一次蓋ボルト	引張	0.51	0.98	0.52
	曲げ	0.51	0.98	0.52
二次蓋	曲げ	0.41	3.86	0.11
二次蓋ボルト	引張	0.41	0.86	0.48
	曲げ	0.41	0.86	0.48
貯蔵用三次蓋	曲げ	0.50	0.55	0.90
貯蔵用三次蓋ボルト	引張	0.50	1.00	0.50
	曲げ	0.50	1.41	0.35
胴フランジ (二次蓋側)	曲げ	0.76	1.16	0.65
胴フランジ (貯蔵用三次蓋側)	曲げ	0.76	1.25	0.61

(注1)部位は、MSF-24P(S)型の各部位を示す。

(注2)荷重比、剛性比及び変形量比は全て、落下試験モデルに対するMSF-24P(S)型の比を示す。
 なお、荷重比の算定に用いるMSF-24P(S)型の荷重値は、MSF-24P(S)型の水平落下時における特定兼用キャスク本体に作用する衝撃加速度 650m/s^2 を基に、傾斜落下と水平落下の加速度比を考慮して算出している。この衝撃加速度 650m/s^2 は、P.114に示す供用状態Dの許容基準を満足するための水平落下時の荷重条件が生じる場合の衝撃加速度に相当する。



変形比の算出(一次蓋ボルトの例)

10. 指摘事項への回答

指摘事項(No.4)

品質基準適規則の基準適合性について、実用炉規則111条の要求事項への適合について説明すること。

(回答)

型式指定申請書本文7「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する事項」及び添付書類14「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書」に記載している規則適合性の確保に必要な設計、製作、試験・検査及び購買に係る品質管理の方法及び組織の説明は、以下に示すとおり、実用炉規則第111条の要求事項に適合している。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	型式指定申請書 本文 7 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する事項	備考
<p>(品質管理の実施の記録の保存) 第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。</p>	<p>7.4.2.4 記録の管理 関連部門は、次の事項を確実にし、要求事項への適合及びQMSの効果的運用の証拠を示すために各プロセスで作成する記録の管理対象を明確にし、維持管理する。 (1)図面、仕様書、試験・検査・補修記録、トレーサビリティに関する記録及び継続して保持する必要がある各種計画書等を含む管理すべき記録を明確にし、識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する方法等必要な管理を規定するために“文書化された手順”を確立し実行する。</p>	<p>検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存するための手順()部について、型式指定申請書 添付書類-14の第3-1表に示す「品質記録管理要領」に定めている。 具体的には、設計アウトプットを含む設計図書、各種承認図書、購買品を含む試験・検査の成績書や試験・検査設備の校正記録等、一連の活動の証拠について、品質記録として永久保管することを定めている。</p>

10. 指摘事項への回答

指摘事項(No.5)

貯蔵用三次蓋の材質及び形状の変更による質量の変化について説明するとともに、貯蔵時や輸送時の取扱いに影響がないか説明すること。

(回答)

型式証明からの貯蔵用三次蓋の材質及び形状の変更による形状及び質量の差異は僅かである。また、貯蔵用三次蓋の胴への取付け及び取外しは、クレーン等の揚重設備により行われ、その際の実取扱方法は同じである。さらに、貯蔵用三次蓋を装着した状態でのMSF-24P(S)型の取扱中の質量は、原子炉建屋内の取扱時、貯蔵施設への搬送時及び貯蔵施設内の取扱時における取扱制限内であり、取扱性に問題ない。

貯蔵用三次蓋の形状及び質量の比較

項目		型式指定申請	型式証明申請
形状	外径(mm)	[]	[]
	厚さ(mm)		
質量(ton)			

貯蔵用三次蓋を装着した状態での取扱いに対する成立性

取扱様態における重量制限	質量 (ton)		制限値 (ton)
	型式指定申請		
原子炉建屋内の取扱時 ^(注1)	[]		[]
貯蔵施設への搬送時 ^(注2)	[]		[]
貯蔵施設内の取扱時 ^(注3)	[]		[]

- (注1) 特定兼用キャスク(使用済燃料を含む) + 垂直吊具の合計質量
 (注2) 特定兼用キャスク(使用済燃料を含む) + 貯蔵用緩衝体 + 搬送架台の合計質量
 (注3) 特定兼用キャスク(使用済燃料を含む) + 貯蔵用緩衝体 + 搬送架台 + 水平吊具の合計質量
 (注4) 原子炉建屋内の天井クレーンの制限(想定値)
 (注5) 貯蔵施設への搬送時に使用するトレーラの制限(想定値)
 (注6) 貯蔵施設内への設置時に使用する揚重設備の制限(想定値)

10. 指摘事項への回答

指摘事項(No.6)

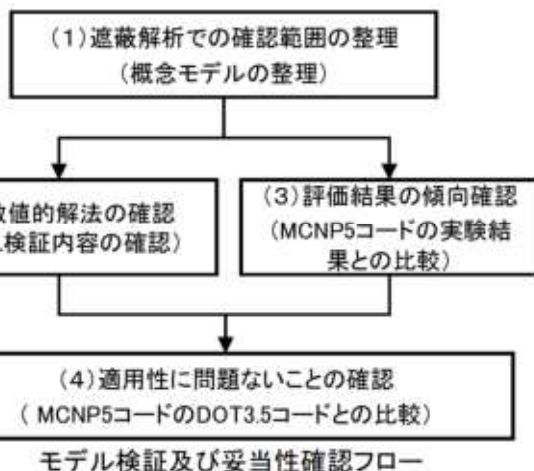
遮蔽解析に使用したMCNP5コードの適用妥当性について、学会標準のガイドラインを参考とした検証作業の方針を明確にし、結論に至るまでの論理展開が適切となるように見直すこと。

(回答) 特定兼用キャスクに対するMCNP5コードの適用性について、MCNP5コードによる線量当量率分布の評価値は測定値の分布の傾向に対して良い一致を示し、許認可で認められたDOT3.5コードを用いた保守的な手法に基づく線量当量率評価値と同等の結果となることを示すことで説明する。

原子力学会標準「シミュレーションの信頼性確保に関するガイドライン:2015」のモデル検証及び妥当性確認方法を参考に、(1)遮蔽解析での確認範囲の整理、(2)数値的解法が検証されていることの確認、(3)MCNP5コードを用いた線量当量率評価値と測定値の比較による評価傾向の確認、(4)既認可で認められたDOT3.5コードを用いた保守的な評価手法に基づく特定兼用キャスクでの線量当量率の評価値との比較による同等性の確認を行った。

(1)から(3)の確認結果に加え、型式指定での遮蔽解析条件は、(4)で確認したMCNP5コードの保守的な条件設定を踏襲しており、保守性を有する解を得ることができる。以上より、本申請の遮蔽解析にMCNP5コードを適用することは妥当であると判断した。

- (1) 本申請の遮蔽解析での確認範囲を考慮すべき概念モデル要素として整理。
- (2) MCNP5は、LANLでのソフトウェア品質保証計画に従って開発されており、LANLで実施したリグレッションテスト、実験値との比較、三次元輸送計算コードの精度確認のためのベンチマーク問題に対する解析解及び参照解との比較結果を基に、数値的解法が精度よく実施できていることを確認。
- (3) MSF-24P(S)型の遮蔽解析と(1)で整理した概念モデル要素が類似した使用済燃料輸送・貯蔵容器体系でのベンチマーク解析により線量当量率分布の傾向を確認し、MCNP5コードによる評価値と測定値の分布の傾向が良い一致を示すことを確認。
- (4) DOT3.5コードによる保守的な手法に基づく既認可評価値と、DOT3.5コードと同様の条件で実施したMCNP5コードによる評価値は同等の結果であり、DOT3.5コードと同様の条件とすることで、保守性を有する解が得られることを確認。



No.	確認結果	備考
(1)	MSF-24P(S)型の遮蔽解析での確認範囲を考慮すべき概念モデル要素として整理。(P.128~130)	考慮すべき概念モデル要素としてミクロ的な物理現象(散乱、吸収等)、マクロ的物理現象(構造材透過、ストリーミング効果、線源の相互遮蔽)を整理。
(2)	解析コード開発機関(LANL)で実施したリグレッションテスト、実験値との比較や三次元輸送計算コード精度確認のためのベンチマーク(解析解及び参照解)との比較により、数理モデルへの変換及び数値モデルへの変換は精度良く実施できていることを確認済み。(P.131)	ベンチマークは散乱無し(解析解)と散乱有の条件(MVPコードによる参照解)での比較で良く一致されていると検証されていることを確認。
(3)	使用済燃料輸送・貯蔵容器体系におけるベンチマーク解析より、評価値の傾向が良い一致を示すことを確認。(P.132~134)	使用済燃料輸送・貯蔵容器体系におけるベンチマーク解析は、(1)で整理した概念モデル要素の内容がMSF-24P(S)型と類似したものを選定。
(4)	MSF-24P(S)型を対象とした認可済のDOT3.5コードを用いた解析結果との比較により、同等の結果が得られることを確認。(P.135~136)	DOT3.5コードを用いた解析は実形状を二次元でモデル化したものとして認可されたものである。なお、MSF-24P(S)型の評価条件は、使用済燃料の収納条件や評価モデルの不確かさを保守的に設定。

10. 指摘事項への回答

(1) 遮蔽解析での確認範囲の整理(1/3)

- MSF-24P(S)型の線量当量率の評価結果に影響を与える要素として、確認が必要な項目を整理した。
- 収納される使用済燃料のミクロ的な物理現象(散乱・吸収)に基づく遮蔽材の透過、遮蔽材欠損部でのストリーミング効果及び使用済燃料が複数収納されることによる相互遮蔽といったマクロ的な物理現象の考慮が必要。これら物理現象を考慮するにあたり、使用済燃料の線源条件、線源形状、遮蔽材質及び形状が必要。
- (3)(P.132~134)のMCNP5コードによる評価値と線量率測定値を比較するベンチマーク解析の選定では、各要素が類似のものを選定した。

MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析で考慮すべき概念モデル要素	評価に影響のある因子	評価条件			MSF-24P(S)型型式指定遮蔽解析条件の不確実さの扱い
		MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析	ベンチマーク (使用済燃料輸送容器体系)	ベンチマーク (乾式貯蔵容器体系)	
【物理現象】 ミクロ ・散乱・吸収 マクロ ・遮蔽材の透過 ・遮蔽材欠損部でのストリーミング ・相互遮蔽	計算コード	MCNP5 ver.1.60コードを用いて評価	MCNP5コードを用いて評価	MCNP5 ver.1.60コードを用いて評価	-
	断面積 ライブラリ	中性子 ・FSXLIB-J33	中性子 ・FSXLIB-J33	中性子 ・FSXLIB-J33	-
		ガンマ線 ・MCPLIB84	ガンマ線 ・MCPLIB02	ガンマ線 ・MCPLIB84	-
【線源】 PWR使用済燃料	中性子 線源条件	スペクトル ・Watt型 ²³⁹ Pu 核分裂スペクトル	スペクトル ・Watt型 ²³⁹ Pu 核分裂スペクトル	スペクトル ・Watt型 ²⁴⁴ Cm 核分裂スペクトル	-
		線源強度 ・ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1)	線源強度 ・ORIGEN2出力 ^(注1)	線源強度 ・ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1)	型式指定評価はウラン初期濃縮度を保守的に設定。
		燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・燃焼度最大値	燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・実績燃焼度	燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・実績燃焼度	型式指定評価は収納燃料燃焼度を各領域の最高燃焼度に設定。
		冷却期間 ・最短冷却期間	冷却期間 ・実績考慮	冷却期間 ・実績考慮	-

(注1) 1991年にORIGEN2.1がリリース(高燃焼度化に合わせて作成されたライブラリ追加及び計算出力方法改良)され、2002年に内容変更は殆どないORIGEN2.2がリリースされた。ORIGEN2.2UPJは2006年にORLIBJ32及びORLIBJ33に対応するようORIGEN2.2をアップデートしたものであり、コードバージョンの違いによる線源強度への影響は軽微であることを確認している。

10. 指摘事項への回答

(1) 遮蔽解析での確認範囲の整理(2/3)

MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析で考慮すべき概念モデル要素	評価に影響のある因子	評価条件			MSF-24P(S)型型式指定遮蔽解析条件の不確かさの扱い
		MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析	ベンチマーク (使用済燃料輸送容器体系)	ベンチマーク (乾式貯蔵容器体系)	
【線源】 PWR使用済燃料	ガンマ線線源条件	スペクトル ・燃料有効部:ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1) ・放射化ガンマ: 1.17MeV-50% 1.33MeV-50%	スペクトル ・燃料有効部:ORIGEN2出力 ^(注1) ・放射化ガンマ:-	スペクトル ・燃料有効部:ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1) ・放射化ガンマ: 1.17MeV-50% 1.33MeV-50%	-
		線源強度 ・燃料有効部:ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1) ・放射化ガンマ: ⁵⁹ Co含有量からの計算値	線源強度 ・燃料有効部:ORIGEN2出力 ^(注1) ・放射化ガンマ:未考慮	線源強度 ・燃料有効部:ORIGEN2出力(2.2UPJ) ^(注1) ・放射化ガンマ: ⁵⁹ Co含有量からの計算値	型式指定評価はウラン初期濃度を保守的に設定。
		燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・燃焼度最大値	燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・実績燃焼度	燃焼度 ・軸方向分布考慮 ・実績燃焼度	型式指定評価は収納燃料燃焼度を各領域の最高燃焼度に設定。
		冷却期間 ・最短冷却期間	冷却期間 ・実績考慮	冷却期間 ・実績考慮	-

(注1) 1991年にORIGEN2.1がリリース(高燃焼度化に合わせて作成されたライブラリ追加及び計算出力方法改良)され、2002年に内容変更は殆どないORIGEN2.2がリリースされた。ORIGEN2.2UPJは2006年にORLIBJ32及びORLIBJ33に対応するようORIGEN2.2をアップデートしたものであり、コードバージョンの違いによる線源強度への影響は軽微であることを確認している。

10. 指摘事項への回答

(1) 遮蔽解析での確認範囲の整理 (3/3)

MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析で考慮すべき概念モデル要素	評価に影響のある因子	評価条件			MSF-24P(S)型型式指定遮蔽解析条件の不確かさの扱い
		MSF-24P(S)型型式指定の遮蔽解析	ベンチマーク (使用済燃料輸送容器体系)	ベンチマーク (乾式貯蔵容器体系)	
【線源形状】 PWR使用済燃料	燃料集合体 (線源領域) の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済PWR燃料24体 ・1体ごとに均質化 ・上部ノズル部、上部プレナム部、燃料有効部、下部ノズル部、下部プレナム部に分割 ・バスケット内均質化 ・燃料集合体は一次蓋及び胴(底板)に接し、バスケットセル内中央に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済PWR燃料14体 ・1体ごとに均質化 ・上部ノズル部、上部プレナム部、燃料有効部、下部ノズル部に分割 ・燃料集合体は胴(底板)に接し、バスケットセル内中央に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済PWR燃料1体 ・1体ごとに均質化 ・上部ノズル部、上部プレナム部、燃料有効部、下部ノズル部、下部プレナム部に分割 ・バスケット内均質化 ・燃料集合体は胴(底板)に接し、バスケットセル内中央に配置 	型式指定評価は軸方向での燃料集合体の移動を考慮し、一次蓋及び胴(底板)に接した状態となるよう設定。
【遮蔽材質及び形状】 放射性物質輸送・貯蔵容器構造材の材料及び形状、組成、密度、公差	材質	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材：炭素鋼、ステンレス鋼、レジン、銅等 ・緩衝体：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材：炭素鋼、ステンレス鋼、鉛、レジン、水等(湿式キャスク) ・緩衝体：木材 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材：炭素鋼、ステンレス鋼、レジン等 ・緩衝体：なし 	-
	形状	実形状 <ul style="list-style-type: none"> ・外径約2.6m ・長さ約5.2m 	実形状 <ul style="list-style-type: none"> ・外径約2.6m(緩衝体含む) ・長さ約6.3m(緩衝体含む) 	実形状 <ul style="list-style-type: none"> ・外径約1.7m ・長さ約5.2m 	-
	組成/密度	<ul style="list-style-type: none"> ・最小密度 ・レジン組成カタログ値 ・設計貯蔵期間のレジン質量減損考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小密度 ・レジン組成カタログ値 ・水組成：発熱量より概算 	<ul style="list-style-type: none"> ・最小密度 ・レジン組成カタログ値 	<ul style="list-style-type: none"> ・型式指定評価はレジン減損を考慮。 ・型式指定評価はバーナブルポイズン集合体の遮蔽効果を無視。
	寸法公差	<ul style="list-style-type: none"> ・密度に考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・考慮しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・考慮しない 	型式指定評価は寸法公差を密度係数として考慮。

10. 指摘事項への回答

(2) 数値的解法の確認

- MCNP5コードは、LANLのソフトウェア品質保証計画^(注1)に従って開発されており、計算コードの検証と妥当性確認がなされたものである。
- LANLでMCNP5コードに対して実施された検証内容^(注2)を確認した。
- LANLの検証では、リグレッションテスト、中性子及びガンマ線遮蔽に関する遮蔽実験値との比較、3次元輸送計算コードの精度確認のためのベンチマーク問題(Kobayashiベンチマーク)での解析解とMVPコードによる参照解との比較を実施している。
- 以下のLANLでの検証結果より、MCNP5コードの数値的解法に問題無いことを確認した。

① リグレッションテスト

- リグレッションテストで今回のバージョン(ver1.60)での変更以外に影響がないことを確認。
- なお、リグレッションテストで用いられている計算は、ガンマ線や中性子のベンチマーク問題として整理されたものが含まれており、キャスクの評価に必要なガンマ線や中性子の輸送計算に必要な散乱・吸収といった現象が考慮された実験値や解析値に対して、MCNPコードを用いて精度よく予測できることが確認されている^(注3)^(注4)。

② 遮蔽実験値との比較

- 中性子スペクトル測定、中性子・ガンマ線遮蔽及びガンマ線スカイシャイン実験値とMCNP5コードでの解析値の比較で良い一致を得ている。

③ Kobayashiベンチマーク

- 3次元輸送ベンチマーク問題として、吸収の強い体系中にポイド領域があるような、ストリーミングのベンチマークとの比較を実施。
- 散乱がない場合は解析解との比較、散乱がある場合はMVPコードを用いた参照解との比較を実施し、良い一致を得ている。

(注1) Hilary. M. Abhold, John. S. Hendricks, "MCNP™ Software Quality Assurance Plan", LA-13138, (1996).

(注2) Forrest Brown, Brain Kiedrowski, Jeffery Bull, Matthew Gonzales, Nathan Gibson, "Verification of MCNP5-1.60", LA-UR-10-05611, (2010).

(注3) Daniel J. Whalen, David E. Hollowell and John S. Hendricks, "MCNP: Photon Benchmark Problems", LA-12196, (1991).

(注4) Daniel J. Whalen, David. A. Cardon, Jennifer L. Uhle and John S. Hendricks, "MCNP: Neutron Benchmark Problems", LA-12212, (1991).

10. 指摘事項への回答

(3) 評価結果の傾向確認 (MCNP5コードの実験結果との比較) (1/3)

<評価条件(使用済燃料輸送容器体系及び乾式貯蔵容器体系)>

- ベンチマーク解析に用いる評価条件は下表に示すとおり、現実的な設定としているが、遮蔽材の密度を最小密度とする等、保守的な条件設定も存在する。

項目		使用済燃料輸送容器体系(P.133)	乾式貯蔵容器体系(P.134)
容器名称		NFT-14P型輸送容器(PWR使用済燃料14体収納)	乾式貯蔵試験容器(PWR使用済燃料1体収納)
線源	線源スペクトル	<ul style="list-style-type: none"> ・中性子スペクトル: 239Pu核分裂スペクトル ・燃料有効部ガンマ線スペクトル: ORIGEN2出力 ・構造材ガンマ線スペクトル: - (注1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中性子スペクトル: 244Cm核分裂スペクトル ・燃料有効部ガンマ線スペクトル: ORIGEN2出力(2.2UPJ) ・構造材ガンマ線スペクトル: 1.17MeV-50%、1.33MeV-50%
	燃焼度	<ul style="list-style-type: none"> ・集合体燃焼度:実績燃焼度 ・軸方向分布:実績燃焼度を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合体燃焼度:実績燃焼度 ・軸方向分布:実績燃焼度を考慮
線源形状	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料集合体を1体ごとに均質化 ・上部ノズル部、上部プレナム部、燃料有効部、下部ノズル部に分割 ・軸方向の燃料位置は底部側寄せ配置 ・バスケット内の左右方向は中央配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料集合体を均質化 ・上部ノズル部、上部プレナム部、燃料有効部、下部ノズル部、下部プレナム部に分割 ・軸方向の燃料位置は底部側寄せ配置 ・バスケット内の燃料集合体は均質化
材質及び形状	バスケット	基本的に形状どおりモデル化 (バスケットガイド部及び吊り具は無視)	基本的に形状どおりモデル化
	本体	基本的に形状どおりモデル化 (内部水位は水膨張無視)	基本的に形状どおりモデル化
	蓋	基本的に形状どおりモデル化 (蓋ボルト部は簡略化)	基本的に形状どおりモデル化 (蓋ボルトは簡略化)
	緩衝体	基本的に形状どおりモデル化 (カバープレート、内部リブは無視(木材に置き換え))	(緩衝体は未装着)
	架台、地面	無視	簡略化してモデル化
	周囲構造物	無視	無視
	組成・密度	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材、鉛:最小密度 ・レジン組成:カタログ値(密度は公称値に初期収縮1%を考慮) ・水密度:水温を発熱量より換算して設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材:最小密度 ・レジン組成:カタログ値(密度は公称値に初期収縮1%を考慮)
寸法公差	考慮しない	考慮しない	

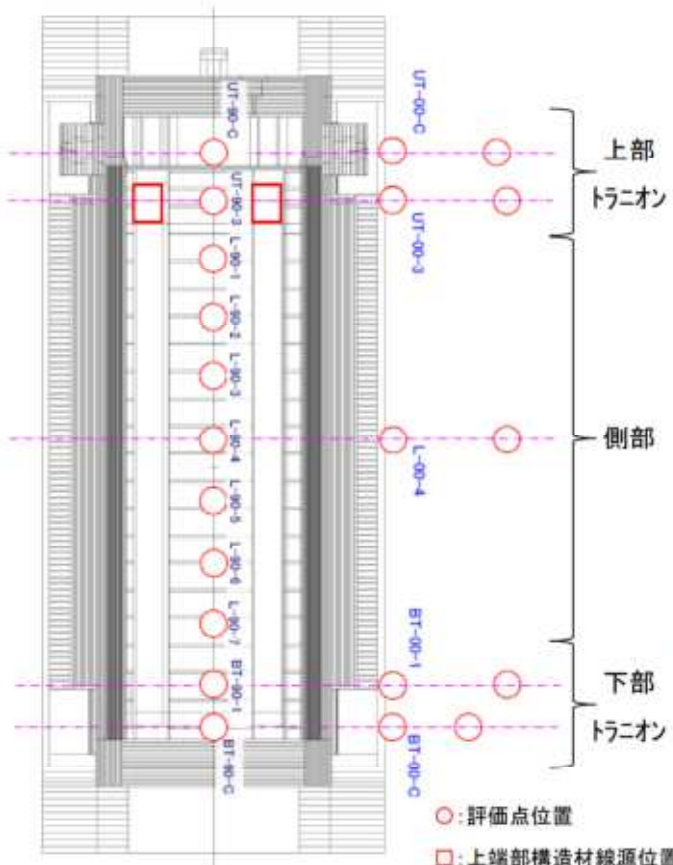
(注1) 使用済燃料輸送容器体系ではベンチマーク解析において構造材ガンマ線を考慮していない。

10. 指摘事項への回答

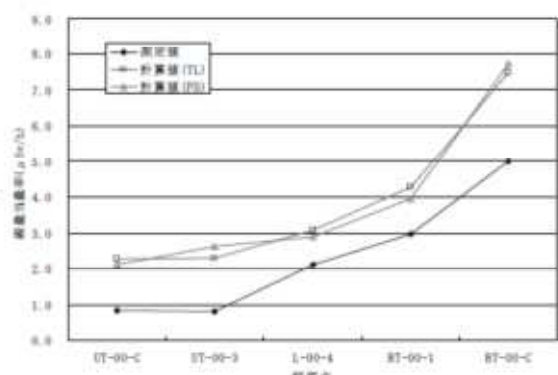
(3) 評価結果の傾向確認(MCNP5コードの実験結果との比較) (2/3)

<評価モデル及び評価結果(使用済燃料輸送容器体系)>

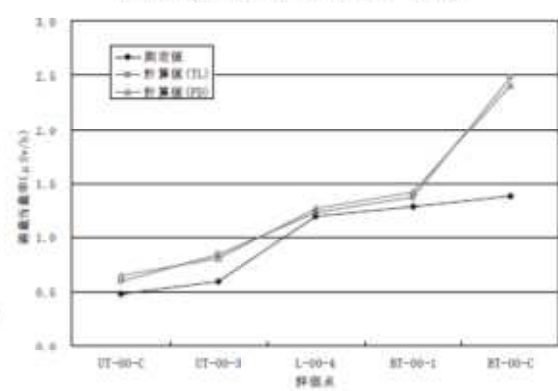
線量当量率の計算値と測定値の比較では、遮蔽材の密度を最小密度としており基本的に測定値を上回るが、分布としては同様の傾向を示していることが確認されている。計算値が測定値を下回る点について、中性子についてはベンチマーク解析では考慮されていない使用済燃料輸送容器近傍の壁による反射の影響により解析結果に対して測定値が高くなったとされている。また、ガンマ線についてはベンチマーク解析において端部線源強度の高い構造材放射化ガンマ線源を考慮していないことが原因と考えられる。



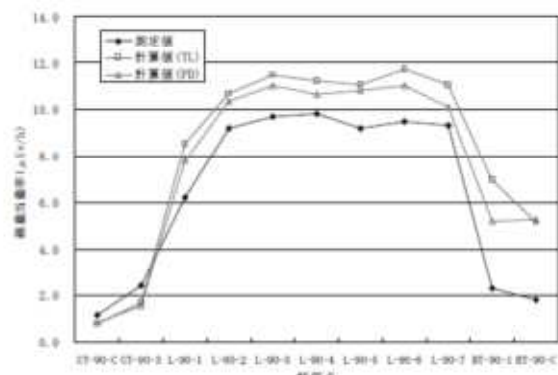
(解析モデル)



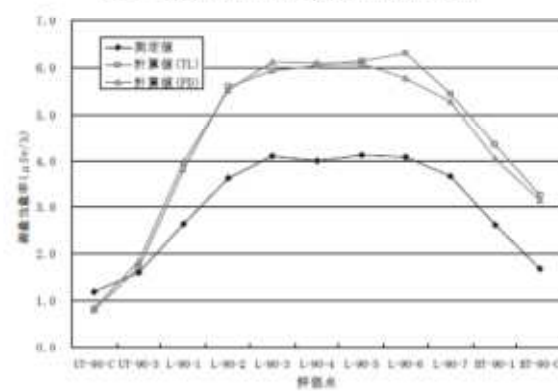
(中性子線量当量率、表面位置 0° 方向)



(中性子線量当量率、表面から 1 m 離れた位置 0° 方向)



(ガンマ線線量当量率、表面位置 90° 方向)



(ガンマ線線量当量率、表面から 1 m 離れた位置 90° 方向)

(評価結果例)

NFT-14P型輸送容器によるMCNP5コードの検証

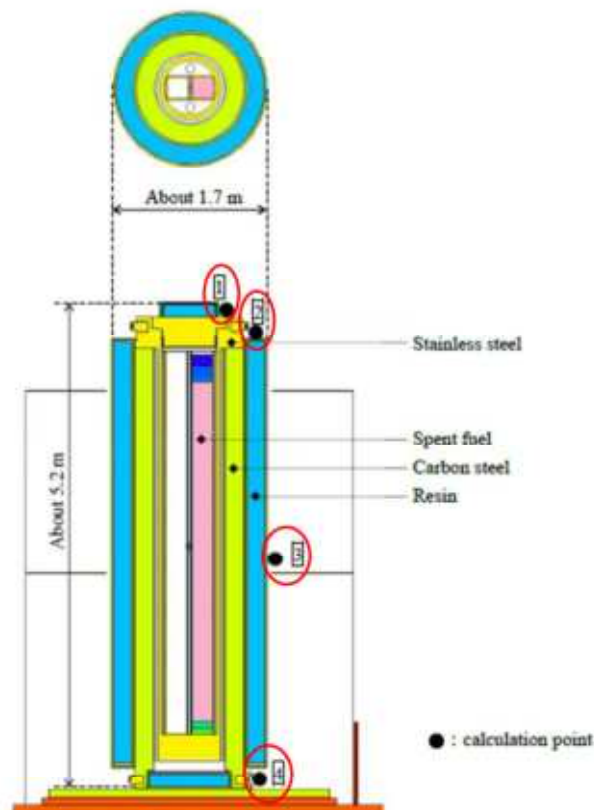
(出典) 一般社団法人日本原子力学会「モンテカルロ法による放射性物質輸送容器の遮蔽安全評価手法の高度化 平成23年度報告書」(2012).

10. 指摘事項への回答

(3) 評価結果の傾向確認 (MCNP5コードの実験結果との比較) (3/3)

<評価モデル及び評価結果(乾式貯蔵容器体系)>

線量当量率の計算値と測定値の比較では、良い一致を示している。なお、測定は建屋内部で実施されたが、ベンチマーク解析では乾式貯蔵容器周辺の周囲構造物はモデル化されておらず、周辺構造物による中性子やガンマ線の反射が考慮されていないため、一部の計算値が測定値を下回っているものと考えられる。



(解析モデル)

Table 3. Experimental and calculated results (neutron dose equivalent rate)

Measurement point	Experimental value (μSv/h)	Calculated value (μSv/h)	Calculated / Experimental
1	9.93±0.17	10.20±1.8E-02	1.03±0.02
2	9.71±0.13	9.01±3.2E-02	0.93±0.01
3	0.47±0.02	0.52±9.8E-03	1.11±0.04
4	9.66±0.18	11.33±3.7E-02	1.17±0.02

Table 4. Experimental and calculated results (gamma-ray dose equivalent rate)

Measurement point	Experimental value (μSv/h)	Calculated value (μSv/h)	Calculated / Experimental
1	N/D*	-	-
2	N/D*	-	-
3	2.5±0	2.25±0.04	0.90±0.02
4	N/D*	-	-

*below the detection limit 0.5 μSv/h

(評価結果)

乾式貯蔵容器によるMCNP5コードの検証

(出典) M. Ueyama M. Osaki, "Dose Equivalent Rate Benchmark Calculations of a Dry Storage Cask for Spent Fuel by 3D Monte Carlo Code", PATRAM 2019, (2019).

10. 指摘事項への回答

(4) DOT3.5による既認可評価値 (MSF-24P型)との同等性の確認(1/2)

- 許認可実績が豊富な二次元輸送計算コードDOT3.5による既認可評価値との比較を実施した。
- 比較対象は、MSF-24P(S)型の輸送様態と同じ仕様・構造であるMSF-24P型での既認可の核燃料輸送物質設計変更承認申請(原規規発第22061412号により令和4年6月14日承認)^(注1)のうち17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)収納時とした。各解析コードでの計算方法及び条件設定概要を下表に示す。
- DOT3.5コードを用いた評価手法は既認可申請において文献^(注2)を基に保守性があるものとして妥当であると判断されている。
- 本型式指定でのMCNP5コードによる評価は、DOT3.5コードと同様の条件で実施した。
- MCNP5コード及びDOT3.5コードによるMSF-24P型表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率をP.136に示す。DOT3.5コードの特性上の要因により、頭部及び底部の径方向の一部(トランニオン部近傍)において線量当量率評価値に差異が生じる^(注3)ものの、その他の領域では同様の線量当量率及び傾向であり、MCNP5コードを使用済燃料輸送・貯蔵容器体系に適用した場合において、DOT3.5コードと比較して同等の結果が得られている。したがって、MCNP5コードにより、DOT3.5コードと同様に妥当な解が得られることを確認した。

(注1) 四国電力株式会社「核燃料輸送物設計変更承認申請書」,原子力発21329号, (2021).

(注2) 一般社団法人 日本原子力学会「中性子遮蔽設計ハンドブック」, (1993).

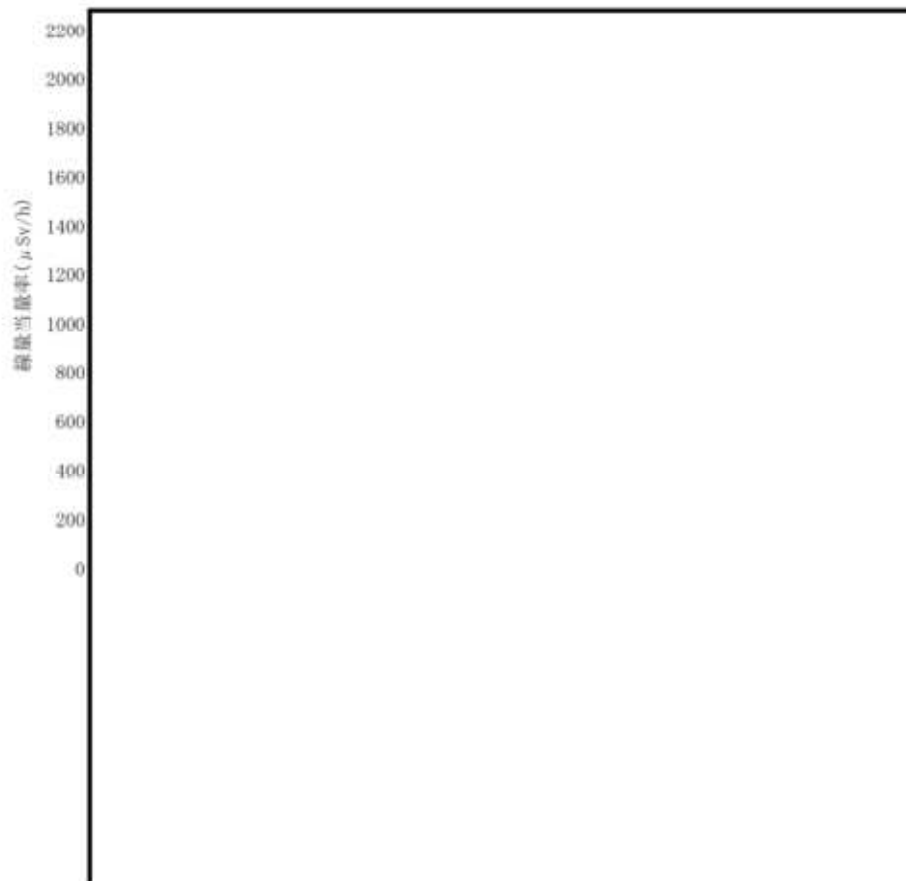
(注3) DOT3.5コードでは取り扱えるモデル形状が二次元円筒形状であるため保守的なモデルを設定して計算しており、DOT3.5コード計算値はMCNP5コード計算値より高い。MSF-24P(S)型と同等の体系である使用済燃料輸送・貯蔵容器体系のベンチマーク解析でトランニオン近傍のMCNP評価結果と測定値の傾向がよく一致することを確認している。したがって、DOT3.5の解析結果は保守的なものであり、MCNP5コードによる評価結果は妥当である。

各解析コードの計算方法及び条件設定概要

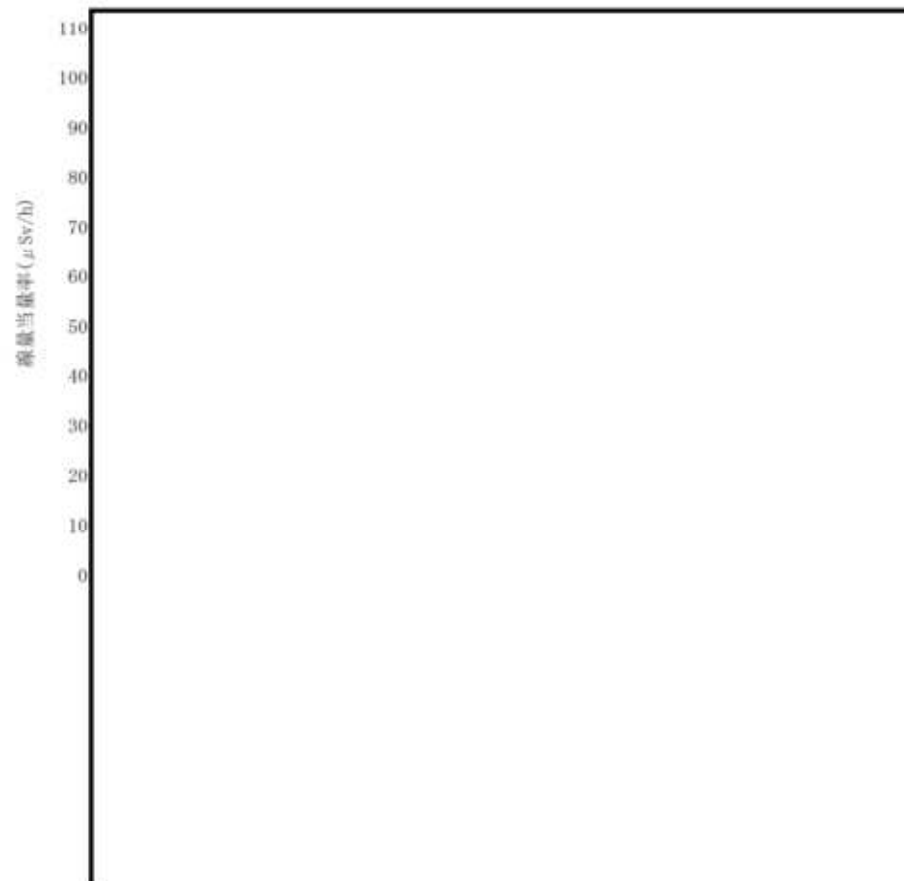
項目	MCNP5コード	DOT3.5コード	備考
計算方法	放射線の衝突や散乱等を再現。評価位置に対する放射線情報を統計的に処理するため、計算値に対して統計誤差を持つ。	ガンマ線や中性子に対するボルツマン輸送方程式をSn法により解く。放射線の挙動を追跡するのに重要な非等方性を表現。	—
線源強度設定	ORIGEN2.2UPJコードにより評価した線源強度(17×17燃料 48,000MWd/t型(A型)収納時)を設定	左記と同じ	線源強度は同一
モデル化設定	MSF-24P型全体を三次元でモデル化。バスケットプレートは中性子吸収材及びポイド層を含めた格子形状を均質化	二次元円筒体系でモデル化。本体部は有限円筒形状(燃料部等は均質化)でモデル化。トランニオン部は本体モデルと別にモデル化。(異なる中心軸のモデルを同一計算することができない。)	両者で解析コードの特性上モデル化方法が異なる。DOT3.5コードでのトランニオン部評価は線束引継ぎ計算を実施。

10. 指摘事項への回答

(4) DOT3.5による既認可評価値(MSF-24P型)との同等性の確認(2/2)



側部方向線量当量率評価結果(表面)



側部方向線量当量率評価結果(表面から1 m離れた位置)

(結果差異の要因)

- ①: DOT3.5のトリニオン部の評価点は、本体モデルとは別に保守的な条件でモデル化するため、MCNP5に比べて線量当量率が高くなる。
 なお、MCNP5による評価は、(3)で使用済燃料輸送・貯蔵容器体系のベンチマーク解析でトリニオン近傍の領域も測定値と傾向がよく一致することを確認している。
 したがって、DOT3.5の評価結果は保守的なものであり、MCNP5による評価結果は妥当である。
- ②: ①と同様の設定で評価を行うが、表面から1m離れた位置ではキャスク全体からの線量当量率の寄与が支配的であり、MCNP5とDOT3.5で概ね一致する。
- ③: DOT3.5解析は、燃料領域を均質円筒モデル化するにあたり線量当量率への影響を保守的に考慮できるモデル設定としており、MCNP5に比べ線量当量率が高くなる。

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**

無断複製・転載禁止 三菱重工業株式会社